

修 士 論 文

国際法における遵守制度

Post 京都議定書へ向けた制度改革

Compliance in the International Law

Implementation of Institutional Reforms towards Post Kyoto Protocol

東京大学 新領域創成科学研究科

国際協力学専攻

学籍番号 47 - 46890

氏名 太田 宇

本論文は、修士（国際協力学）取得要件の一部として、2006年7月18日に提出され、同年7月26日の最終試験に合格したものであることを、証明する。

2006年7月26日

東京大学大学院新領域創成科学研究科

国際協力学専攻

主査 _____

略語集 Abbreviation

UNFCCC; United Nations Framework Convention on Climate Change;
気候変動枠組み条約

COP: Conference of the Parties:

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の締約国会議 締約国会議

COP/MOP: 京都議定書の締約国会合

GEF: Global Environmental Facility 地球環境ファシリティー

JI: Joint Implementation 共同実施

CDM: Clean Development Mechanism クリーン開発メカニズム

IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change 気候変動に関する政府間パネル

ILO: International Labor Organization 国際労働機関

NAFTA: North American Free Trade Agreement : 北米自由貿易協定

G77: Group 77:途上国グループ

ILC: International Law Commission: 国際法委員会

ICJ: International Court of Justice: 国際司法裁判所

WTO: World Trade Organization; 世界貿易機関

NCP: Non-Compliance Procedure: 不遵守手続き

DSP: Dispute Settlement Procedure: 紛争解決手続き

前半（第1章～第2章）

京都議定書の外にある遵守制度

後半（第3章～第4章）

京都議定書の中にある遵守制度

目次

はじめに	1
序章 本研究の枠組み	9
1. 研究の背景	9
2. 研究の目的	10
3. 先行研究	12
4. 研究対象	14
5. 研究手法（実験方法、調査方法）	15
第1章 京都議定書の外には何という遵守制度があるのか？	19
第1節 国家責任法とは	20
1.1 国家責任法理の定義	20
1.2 国家責任法発展の沿革	21
1.3 国家責任法の目的	23
第2節 環境損害による国家責任追及と原告適格	27
2.1 ILCの立場	27
2.2 ICJの立場	27
第3節 京都議定書の位置づけ	30
3.1 一方的国内措置（違法措置）の対抗力	30
3.2 Liability（無過失責任原則）	31
3.3 自己完結的レジーム（self-contained regime）	31
まとめ（国家責任法理の限界）	33
第2章 国際コントロール（指導・監督を行う制度）	35
第1節 国際コントロールとは	36
1.1 国際コントロールの定義・目的	36
第2節 京都議定書に利用可能な他の制度	38
2.1 国際コントロールの具体例（見えそうなもの）	38
第3節 まとめ（国際コントロールの特徴）	52
3.1 国際社会の一般利益・諸国の共通利益の達成	52
第3章 京都議定書における遵守・不遵守手続き	55
第1節 不遵守手続きとは何か	58
1.1. 問題の所在	58

1.2.	不遵守手続き（NCP）の定義.....	58
1.3.	NCPの目的.....	58
1.4.	伝統的履行確保の手段とは.....	58
第2節	報告システムとNCP.....	60
2.1	京都議定書における国際コントロールの概要.....	60
2.2	京都議定書における国家報告制度.....	61
2.3	NCP手続きの起動.....	69
2.3.3	コントローラー（遵守手続きを担う国際コントロール機関）.....	71
2.3.4	フロー（手続きの流れ）.....	75
2.3.5	パワー（不遵守国に委員会が適用する結果措置の威力）.....	82
2.4	NCPの帰結の法的拘束力とは.....	91
2.5	議定書の改正.....	92
第3節	京都議定書のNCPの評価と問題点.....	93
3.1	京都議定書におけるNCPの問題点の整理.....	93
3.2	京都議定書におけるNCPの評価点（Empowerment）.....	94
第4章	Post京都議定書へ向けた制度改革.....	97
第1節	Post京都議定書とは.....	97
1.1	問題の所在.....	97
1.2	範囲と目的.....	98
1.3	政策提言の方法.....	98
第2節	政策提案: Short-Term Proposal（数年以内に実現可能な提案）.....	100
2.1	新遵守モデル.....	100
2.1.1	I, の報告制度、計画に対する不遵守と適格性の停止.....	102
2.1.2	数値約束に対する不遵守(の5~).....	104
2.1.3	その他の提案.....	107
第3節	政策提案: Long-Term Proposal（今後何十年先も見据えた提案）.....	108
3.1	新ビジネス・モデル（インセンティブを持たせる提案）.....	108
3.2	約束以上の削減を行う積極的な実施の促進措置.....	109
3.3	個人レベルの取り込み.....	110
結論	119
謝辞	123
Appendix	その他の国際コントロール制度.....	124

図表リスト

図 1	本研究で用いる学問領域（イメージ）	4
図 2	世界全体のCO ₂ 排出量（2003）	11
図 3	ツバルの沈み行く島	12
図 4	塩素換算濃度の予測モデル	49
図 5	南極のオゾン量の変化	50
図 6	オゾン量の分布図	50
図 7	日本のINVENTORY（温室ガス排出目録）	62
図 8	アメリカのNATIONAL COMMUNICATION（国別報告書）	64
図 9	コントローラーの組織図	71
図 10	履行委員会のメンバー	72
図 11	遵守の判定方法	75
図 12	遵守手続きの流れ（促進部の場合）	76
図 13	遵守手続き（執行部の場合）	78
図 14	執行部のタイトフレーム	80
図 15	適格性の要件に対する不遵守	84
図 16	COMPLIANCE MENU	100
図 17	日本とEUの限界削減費用（研究所のデータを下に必要な部分を筆者編集）	116
図 18	国際人権B規約の国際コントロール	130
表 1	報告義務に対する不遵守	83
表 2	適格性の要件に対する不遵守	84
表 3	約束に対する不遵守	86

はじめに

世に生を得るは事を成すにあり

坂本竜馬

This Thesis Report is going to tell you about the Kyoto Protocol and its compliance through the Non-Compliance Procedure. By analyzing the Procedure and its mechanism, the new system of the Post Kyoto Protocol will be proposed. Before going into its deep mechanism, the position of the Kyoto Protocol in the holistic picture of international law will be explained.....

「地球温暖化問題」。この言葉を聞いたときにあなたはどのような現象を思い浮かべるだろうか。異常気象のように何かとてつもないイメージを思い浮かべる人もいることだろう。

京都議定書とは、この地球温暖化を防止するための国際条約であり、「温室効果ガスを 2008 年から 2012 年の間に、1990 年レベルよりも約 5%削減する」ことを目標としている。

Post 京都議定書とは、この第一約束期間（2013 年）以降の制度のことを指す。今現在この制度は国際会議の場であまり議論が進んでおらず、今後どうなるのか、ということは全くわからない。けれどもこの論文で伝えたいことを先に一言で述べると、以下ようになる。

「Post 京都議定書にむけて具体的な政策提言をすることで少しでも地球環境問題に貢献したい」

この論文で一番伝えたいことは第 4 章にある政策提言なので、時間のない方はぜひそこだけでも読んでいただきたい。第 1 章～第 3 章はこの政策提言の裏づけである。本論文では、この政策提言を行うため、参考になりそうな数多くの法制度を調査した。

その結果、次のような結論に達している。

「Post 京都議定書ではなるべく多くの国、人、企業が自ら積極的に参加したくなるような制度設計にするべきである」なるべく多くの人が参加するためには参加したくなるインセンティブ（動機）が必要である。この論文ではそのインセンティブとは何なのか、ということを示し、オリジナルの遵守制度を提言している。その前提として、本論文の政策提言では基本的に、温室効果ガスの削減を締約国に義務付ける枠組みは維持することにする。

（問い：Research Question）

本論文の根源的な「問い」は、これである。

「Post 京都議定書の政策提言に利用できる制度には何があるか」（General Question）、

「利用できる遵守制度には何があるか」この問いも非常に漠然としているが、要するに、

「締約国に数値約束を守らせるために、国際社会のルール（国際法）というものが何の法律を用意していて、それを Post 京都議定書にむけてどこに、どう使えば約束を守らせる（遵守させる）ことができるのか」ということを解明したいのである(Specific Question)。

本論文では、これらの問いを通じて京都議定書以外の遵守制度のメリット・デメリットを明らかにし、利用可能なメリットは第4章のPost 京都議定書に関する政策提言に盛り込むことにする。

(具体的にこの研究が何をやったのか)

Post 京都議定書に向けた制度構築を行うにあたっては2つの方向性がある。

既存の京都議定書の枠組みを維持しつつ、それを改正することで制度構築を行う
全く新しい枠組みを提示することで、これまでにない制度構築を行う

本論文はこのうち前者を重要視するものである。特に「遵守」に関する既存の京都議定書の改正案を提言することによって制度構築を行った。

周知の通り、京都議定書というのは附属書 国(先進国)に対して削減しなければならない温室効果ガスの「数値」を「約束=法的拘束力のある義務」として課す制度設計になっている(Target Approachとも呼ばれる)。簡潔に説明すると、締約国に対して「いくらまでなら温室効果ガスを排出してよい。その代わりそれを超えた場合には罰則を与えますよ」という規定で義務の内容を定めているのである(京都議定書第3条1項及び附属書)。

第3章で詳しくその理由を説明するように、京都議定書は非常に精密な制度設計になっているものの、実はこの議定書特有の制裁的な遵守手続きには大きな問題があることが判明した。従って本研究はその問題点を究明するため、以下のことを行った。

京都議定書第18条及び「京都議定書に基づく遵守に関する手続きおよびメカニズム」という附属書を取りあげ、その内「何の条文に問題点があるのか」ということを明らかにする。そして、「その問題点をクリアするためには、その条文の何の項目をどのように改正させるとよいのか」ということまで提言する。

ただし京都議定書も一応れっきとした国際法なので、条文に関しては、あくまで国際法の解釈適用の範囲内で議論を進める¹。国際法とは、国際社会を規律する法をいう。しかし、実際に国際法という名前の法律は存在せず、それは 条約、 国際慣習法、 法の一般原則という形で世界中のあらゆる国々の「合意」という行為の中に散りばめられている(形式的法源)。そして、ピラミッド型の統一的な法規範の存在しない国際社会では、「京都議定書の遵守」というテーマについて考察する際にも、様々な問題が生じる。

例えば締約国が先程の数値約束を守れなかったケースを考えてみよう。通常の厳格な国内制度であれば、一度自分が約束した事を守らない、という事は禁反言(estoppel)の法理²、もしくは信義誠実の原則³に触れる。その時点で日本ならば裁判所が出てきて、何らかの

¹ 国際法の通説的な解釈に関しては、杉原高嶺『現代国際法講義(第三版)』(有斐閣、2003)及び山本草二、『国際法(新版)』(有斐閣、1994)を一読してもらいたい

² 一度自分の言ったことや約束したことを後からひっくり返してはだめだという原則。

³ 法律行為(自分が約束したこと)はまじめにやれ、という原則。当該具体的事情のもので、相

命令（損害賠償）を与えたり、行政機関によって強制的に約束を守らせたりするということが可能である。こうしたことが可能になるのも国内社会では、日本の民法典のようにパンデクテン方式に則った体系的な法規範やそれを執行する政府機関が存在するからである⁴。

それに対して、国際社会では未だ、「世界政府」と呼ばれるような中央集権的な機関は存在しない。従って、各主権国家に対して、国際法を強制的に「執行」させることは事実上不可能である。国内法では、実体法上の義務の「履行確保」を、中央集権的な権力が行使する『執行』によって担保する。これに対して、国際法においては、そのような担保を欠いているため、法的拘束力とは別の形で義務の履行確保を促す必要が生じるのである。これが制裁的な遵守手続きが問題になる理由のひとつでもある。いくら「強制的に締約国に数値約束を守らせたい」と考えたとしても国際法を使って強制的に義務を達成することはできないのである。もちろんアメリカのような強大な国がパワーポリティクスを背景に強制する、という手法もあるが、周知のとおりアメリカは京都議定書から離脱してしまった。

実は、本論文ではこの「法的拘束力とは別の形の義務の履行確保」ということがひとつのキーワードになる。「もしかしたら他の国際環境法では、国内法や京都議定書とは違って、強制的なやり方＝法的拘束以外の方法で環境問題に対処させる方法があるのではないか」このような淡い期待を抱いたことが本論文の出発点になっているからである。その結果、具体的な方法として、後述する「国家責任法（第1章）」、「国際コントロール（第2章）」、「不遵守手続き（第3章）」といったシステムを発見したのでその検証を行っている⁵。

地球環境問題というのはそもそも、「強制的な法律があるから解決する、国際法を通じて国家が規制をするから解決する」という類の単純な問題ではない。なぜならそうした制度・法律を通じて最終的に誰が対策を実施に移すのかということ、読者を含めた我々一人一人の「人間」だからである。どれほど優れた制度があっても、「国家」ではなく、「我々」が行動しなければこの問題は解決しえない。もちろん「個人のレベルでできることは限られている」、という考えをお持ちの方もいるだろう。しかし、個人が集合してこの世界や社会を形作っている。その一人一人が力をあわせて困難に立ち向かうからこそ他の多くの課題を解決するきっかけが生まれるはずである。これが本論文の基本的なスタンスと信念である。

従って本研究では地球環境問題（温暖化問題）に対処するため、我々が自分から動き出したくなるような制度・仕組みというものを模索していきたい。

どのようなコンセプトで未来の環境社会を変えていけるだろうか。24年間の学習成果をいかに発揮したい。

互に相手方の信頼を裏切らないよう行動すべきであるという法原則をいう。信義則(しんぎそく)と略されることが多い。民法1条2項、民事訴訟法2条参照。

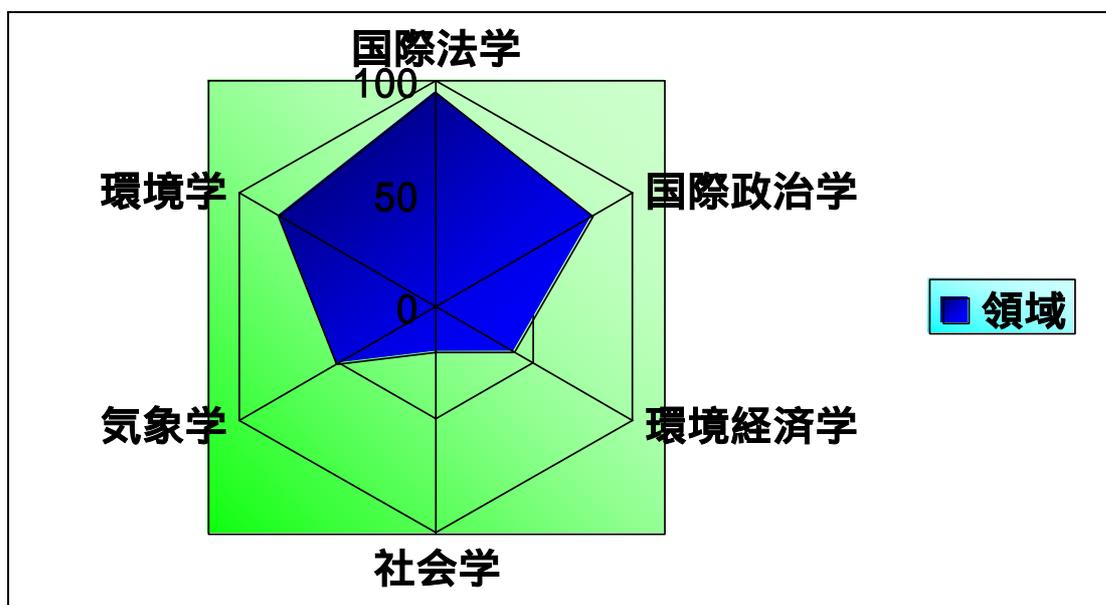
⁴ パンデクテン方式とは、一般的・抽象的規定を、個別的規定に先立ち「総則」としてまとめることにより、法律を体系的に編纂することに主眼をおいた著述形式である。日本の民法典は、パンデクテン方式によって構成・記述されている。

⁵ このうち「国家責任法」については第1章の分析の結果やはり不備が多かったので京都議定書の履行確保に直接適用はできない。

(学問領域)

本論文はひとつの専門領域にこだわらずに幅広い学問領域から研究を行う事を試みるものである。なぜなら環境問題に対してひとつの観点から見ていては一方の対策が他方で環境破壊をもたらすということがしばしばあるからである。しかし、あまりにも視点が広すぎると焦点がぼやけた研究になってしまうこともまた事実だろう。従って以下の図に示すように、本研究では「国際法学」に自分の軸足を置きつつ、可能な限り COIS で習熟した他の環境学の視点からも分析を行うことにする。

図 1 本研究で用いる学問領域 (イメージ)



(章立て)

この論文は、国際協力学を専攻したことがある専門家を読者の対象としている (国際法学、国際政治学)。特に第 1 章、第 2 章に関しては、ある程度国際法の基礎理論 (国家責任法、国際判例) を前提として話を進めるので、細かい基本的な内容については先程紹介した国際法の教科書: 杉原高嶺 (2003) 一読してもらいたい⁶。また、本文中、頻繁に条約を引用するので、大沼保昭 『国際条約集 2006』 (有斐閣, 2006) を手元において読んでいただけると一層理解を深めていただけるだろう。

但し、本論文の核心は後半の第 3 章にあるので、そこから読み始めて頂いてもかまわない。なぜなら本論文は国際法学の発達を目的とするものではなく、あくまで Post 京都議定書のよりよい制度設計を行うことに主眼があるからである。第 3 章、第 4 章はできるだけ多くの地球環境問題に関心のある人々に読んでいただきたい。

⁶ 杉原高嶺 『現代国際法講義 (第三版)』 (有斐閣, 2003)

(第1章：国家責任法について)

分析視点：100%国際法学

第1章は京都レジームの外にある一般国際法の紛争解決手続き（Dispute Settlement Procedure: DSP）についてその適用可能性を論じている。具体的には「国家責任法」を中心に話を進める。国家責任法は条約として様々な不備が指摘されているが、京都議定書をケースとして当てはめるとどの程度まで役に立つのか、ということを検証する。その最終条草案から一般的な法理論と結論を整理し、次にその限界性を指摘したい（分析）。

(第2章：国際コントロールについて)

分析視点：60%国際法学、30%国際政治学、10%環境学・気象学

国家責任法に限界があることを踏まえた上で、第2章以降、様々な角度から国際コントロールの機能を解析した。当然環境分野の国際コントロールが主題にはなるが、それ以外にもたくさんの法制度が分析対象に含まれている。ここで、その中でも適用可能な法規範としてモントリオール議定書について取り上げ、それをPost京都議定書に向けて適用できないか、ということを検証する（分析）。

(第3章：京都議定書の不遵守手続き NCP の問題点について)

分析視点：70%国際法学、10%国際政治学、10%環境学・気象学、10%社会学

その上で、第3章で現行の京都レジームの中にある遵守・不遵守手続きというものを詳細に分析し、問題点がどこにあるのか、評価できるポイントはどこなのか、という事を具体的にリスト化する。例えば京都議定書における不遵守手続きでは、締約国に対して比較的厳しめの措置を設けているため、レジームの外にいる国（アメリカや途上国など）が参加しにくい制度設計になっているという問題点がある。それ以外にも様々な改善すべきポイントが浮かび上がったので、分析で適用可能な候補として上がった制度と京都議定書の違いを手続き規則から詳細に比較を行う（分析）。

(第4章：Post 京都議定書の提案について)

分析視点：70%国際法学、10%国際政治学、10%環境学・気象学、10%環境経済学

そこで、次に「その問題点(京都レジームの外にいる国が参加しにくい制度設計になっていること)をどうやったらクリアできるのか」という問いをベースに第4章でPost京都議定書に向けた議論を展開する。

ここで、政策提案を大きく

Short-Term Proposal（短期的な政策提案）と

Long-Term Proposal（長期的な政策提案）に区分した。

前者に関しては2年以内の実現可能な現実的な提案を、後者に関しては今後2年～100年以上を見据えた長期的視点から自由な発想で提言を行っている。

ここでも Short-Term Proposal に関しては、「遵守」に関する分野が主ではあるが、分析による国際コントロール・モデル（モントリオール議定書）をベースに、独自のモデル提案も行う。それと同時に様々な Incentive を内蔵した政策提言を Long-Term Proposal の中で論じている。

最終的には、分析、
、
を踏まえた上で、地球環境問題に貢献するより良い制度の中身は何なのか、ということを示唆し、それをもって結論としたい。

なお、参照する判例や条約というものは国際環境条約に縛られず、国際人権条約など可能な限り様々な分野の基礎的事実から「遵守理論」を導き出すことにする。従来わが国では、人権や軍備管理といった各論に分解された議論が散見されたが、今日における京都議定書を含めた様々な課題に対しては、これらを統一的に認識することが必要だと考えられるからである。

(用語の用い方に関して)

「制度」「義務」「違反」「約束」「不遵守」という言葉の使い方は論者によって多義的であり、使用方法が非常に難しい。

一般的に、かなり厳密な国家の義務を規定している条約には、英語で Obligation (義務) ということばを使い、それが達成されることを Observance, Fulfill, (履行) それが達成されないことを violation, breach (違反) という言葉で表現する。他方、京都議定書を含め多くの国際環境条約では、国家の自主性が強調されたため、commitment (約束) ということばと、それが達成されることを compliance (遵守) 未達成の場合 non-compliance (不遵守) という形で使われる。一般国際法上の義務になると一応考えられるものであれば、obligation を使用する。commitment という言葉は、WTO 関連で「自発的に約束 (commitment) した分野につき自由化する」という際にも用いるように、特段の自己制約をしない限り拘束されることはないという implication をより表面に出したものだといえる。但し、実際にはこれらの厳格な言語使用がなされている訳ではなく、統一ルールなどは無い。したがって本分析においてはその差異を議論する事が目的ではないので、国家がとることが期待されている行動をすべて『義務』と書く。また、通常は京都議定書のような環境レジームの場合、その義務を遵守できない = 守れないことを「不遵守 non-compliance」と表現する。しかし、近い将来(2007年)には、この京都議定書が改正され、不遵守手続きに法的拘束力が伴う可能性も否定はできない。そうなったときにはこの議定書の義務を守れなかったとなると、「non-compliance」よりも意味合いが強い breach, violation (違反) という言葉が使われる可能性がある。従って本論文の議論でもこの違反という強い言葉で京都議定書の不遵守を表現することがある。

「京都議定書の約束は、commitment であって obligation ではないのだから、守らなくてもよいのだ」という学説もあることは事実だが⁷、このような考え方をとるならば、京都議定書の遵守レベルを上げるための方法は、commitment を obligation ということばに改正すればすべてが解決することになる。しかし、言葉で遵守目標を達成できるのなら誰も苦労はしない。しかも commitment であっても第 3 条は shall という拘束力のある言葉が使われているので、締約国は議定書を守る「義務」があると考えるのが通説だろう。

ただし、京都議定書も第 6 条の(c)では obligation と not in compliance という言葉がセットで使われており、やはり使いわけは明確ではない。議定書では、レジームを維持することが目的なので violation というきつい言い方をあえて避けているのだろう。今後も Post 京都議定書で今の数値約束を課す制度を維持するのならば、努力義務なのか、それとも厳密な義務なのか、ということを第一条ではっきりと定義していく必要がある。

また、『国際レジーム』という言葉も、国際法学と国際政治学では若干違う意味合いで使

⁷ 後の論文で紹介するように、村瀬教授はこのような理論に立脚し、京都議定書全般に対して否定的な立場から分析を行う。

われることがあるが、ここでは基本的に、「共通利益を目指す多数国間条約のうち秩序としての自立性を持つもの」という国際法上の定義に従いつつ、政治分野の話では広く「制度」という意味合いでも柔軟に使用する。従って（京都議定書 京都レジーム）という意味合いでも用いる。

序章 本研究の枠組み

1. 研究の背景

ブルントラント委員会において「持続可能な開発」Sustainable Development という概念が登場して 20 年以上になる。環境保全と経済成長を両立させるために、開発の過程において環境の持続可能性を組み込むという捉え方は一般的になった。しかし、人間の社会システムと環境とのバランスをとる際、そこには必ず利害関係国同士の対立が生じている。例えば「被害国」対「加害国」、「南」対「北」さらに「現世代」対「次世代」といった大きな対立軸があり、両者の見解の相違が国際協調の阻害要因となってきたといえるだろう。また国家にとって環境問題は最重要課題ではないため、他の政治的課題 安全保障や経済などが生じた際にはそちらを優先させる傾向がある。1970 年代で言えば、オイルショックによる UNEP（国連環境計画）の砂漠化防止計画の後退が挙げられるだろう。

こうした点から考えると地球環境保全のための国際的取り組みは、地球環境問題そのものに対する内容というよりは、むしろ各国の政治的、経済的駆け引きを色濃く反映した妥協の連続だったのだ。

現在この分野では環境問題に対する国際協力がなぜ「進んだのか」といった研究は行われているが、なぜ「進まないのか」という疑問に対する明確な答えはまだ見当たらない。Haas⁸は地中海における環境保全の成功を科学者集団の役割によるとし、Young, O. R., and G. Osherenko⁹は国際協調におけるリーダーシップの役割を重視した。Putnam¹⁰は国際レベルでの合意形成が国内の諸事情に影響されることを明らかにした。しかし、いずれの国際レジーム論も環境問題相互の関連性や政治経済の偶発的要因に触れられてはならず、国際協調が「なぜ進展しないのか」という問いには答えていない。

私はその国際協調が進展しない理由は、「国際環境法による履行確保の制度が未だ未整備であり、漸進的発達の段階にあるからだ」と考える。例えば気候変動枠組み条約に基づく京都議定書「温暖化を防止する」という Primary Rule（一次規則）は定まっているものの、それを実際に国家に対して行わせる Secondary Rule（手続き規則）は未熟である。従って

⁸ Peter M. Haas, *Saving the Mediterranean: the Politics of International Environmental Cooperation*, (Columbia University Press, 1990).

⁹ Oran R. Young and Gail Osherenko, 'Polar politics : creating international environmental regimes', Ithaca : Cornell University Press (1993)

¹⁰ Robert David Putnam, (1940)、アメリカの政治学者。ハーヴァード大学教授。Social Capital 概念の提唱者でもある。Hanging Together: the Seven-power Summits, with Nicholas Bayne, Harvard University Press, (1984). (山田進一訳『サミット 「先進国首脳会議」』, 1986 年), Bowling alone : the collapse and revival of American community, New York, N.Y. : Simon & Schuster (2000)

本研究は、地球環境問題に対する国際的取り組みを進展させるため、京都議定書による履行確保のプロセスをレビューすることによって、より実行力のある遵守制度を提示してみようと思う。

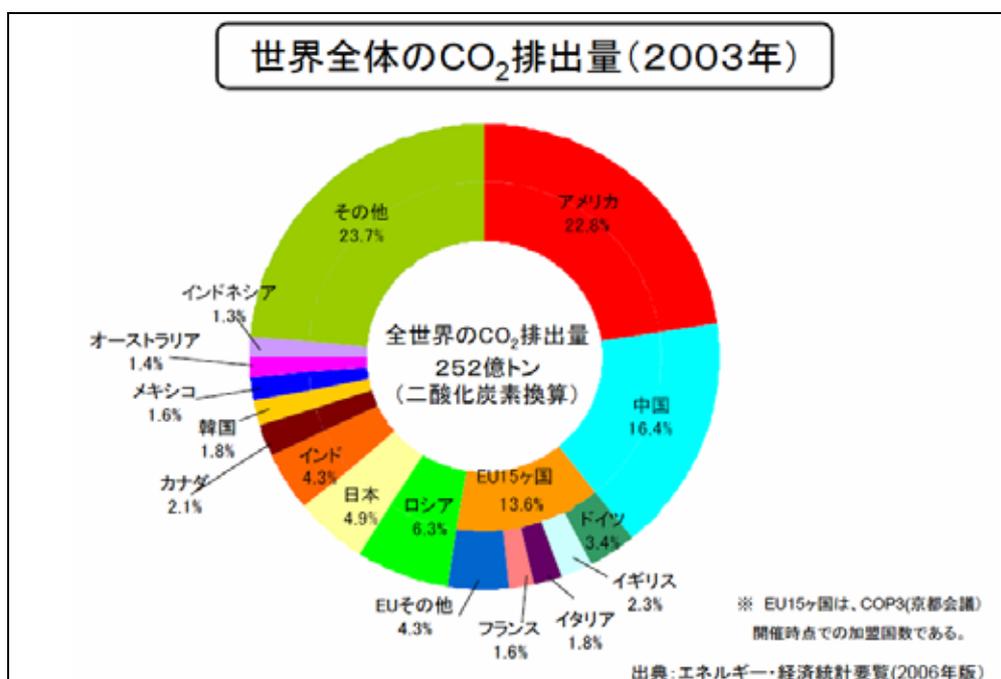
2. 研究の目的

自分独自（オリジナル）のCompliance Modelを構築することによって、気候変動問題に貢献すること。

「地球温暖化」という問題が国際社会の中で問題視されるようになってすでに何十年も経つ。1990年代には「もはや明日にでも地球は滅びるのではないか」といった勢いでこの問題が論じられた時期があったが、21世紀に入りその傾向は薄れつつあるように思われる。なぜだろうか。政策担当者の関心がなくなってきたのであろうか。しかし、2006年時点においても、全世界の二酸化炭素排出量は252億トンを上回っており、今後も増加傾向にある。IPCCの第三次報告書によれば、「1990年から2100年までの期間に地球表面の平均気温は1.4~5.8 上昇する」と予測されている¹¹。これは京都議定書を通じて対策をとらなかったときのコンピューターシミュレーションによる「気候モデル」の計算結果である。1.4と5.8 ではなくいぶん話が変わってくるが、これは今後世界の発展がどういう方向に向かうのか、という不確実性を考慮にいれているので仕方が無い。極端な話アメリカの大統領が誰になるかによって温室ガスの排出量が大きく変わるということも否定できない。どれだけスーパーコンピューターのCPUが発達しようとも、この社会・経済・政治システムばかりは未だ予想がつかないのが現実なのである。この分野の未来予想モデルができることを願ってやまないが、それは今後の新領域研究科の課題となる分野であろう。

¹¹ <http://www.grida.no/climate> にてIPCCの第三次報告書及び特別報告書は入手可能。

図 2 世界全体のCO₂排出量（2003）



温暖化に関する未来予想図がどうなるにせよ、少なくとも「京都議定書がなければ温室効果気体の濃度は上昇する」ということだけはどの研究機関のモデルをみても、確実に言えそうである。そうであるならば、予防原則に則り、早めに早めに制度設計を通じて対策を打っておくことは決して無駄なことにはならないだろう。

本研究の最終目標は京都議定書の遵守システムを実行力のあるものに進化させることによって、Post 京都議定書、ひいては地球環境問題に貢献することである（その前提として数値約束を課す仕組みは継続する）。法制度というものがどこまで温暖化問題に貢献できるのかという実証は難しいが、過去の国家実行でも効果的な制度がその当時の国際社会の問題に貢献したという裁判例が数多くある。特に国家の「遵守」を促す国際法の制度が優れていればいるほどその分野の社会問題が解決される可能性が高い。遵守の分野以外にも様々な政策提言を投げかけることによって、この研究を引き継いでくれる次世代の人々の礎になりたい。

図 3 ツバルの沈み行く島



ツバルのある島の様子。この島には9本の椰子の木しか残されていない。椰子などの根が、波から砂の流失を防ぎ島を守っているが、これだけ小さくなってしまうと守りきれず、水没してしまう島だと言われている。(2002.6.20, Shuichi Endou(Tuvalu Overview))

http://jccca.org/component/option,com_docman/task,cat_view/Itemid,622/gid,134/orderby,dmdatecounter/ascdesc,DESC/

3 . 先行研究

Post京都議定書に関する全般的な議論は、亀山 (Kameyama 2003) 高村(2005)¹²がその共著や論文の中で様々な具体的な案を提示されている。Two Track Approach¹³などを中心にこれまで出された数百種類の政策提案を類型化してまとめられているが、本研究はその延長線上の「遵守」の分野に位置づけられる。

この論文では特に、京都議定書の不遵守手続き (以下 NCP) にフォーカスを当てて、それを他の分野の遵守手続き (国際コントロール：特にモントリオール議定書) と比較する

¹² 高村 ゆかり、亀山 康子、『地球温暖化交渉の行方 京都議定書第一約束期間後の国際制度設計を展望して』(大学図書、2005)他、遵守に関しては、「国際環境条約の遵守に対する国際コントロール—モントリオール議定書のNon-compliance手続(NCP)の法的性格—」『一橋論叢』199巻1号(1998年)

¹³ この提案では現在の京都議定書の主要な制度構造は維持される(マラケシュ合意など)その上で途上国を含めて全ての国に対して排出量目標を設定し、途上国に対しては緩やかな排出抑制義務、先進国に対しては比較的厳しい削減義務を負わせる(2 track)。

ことによって、現行制度のメリットとデメリットを明らかにしている。その上で具体的にどの制度のどこの条文を京都義手書に導入すると、より遵守の効果が高まるのか、ということを経験提案として提示することによって付加価値をつけようと試みている（第4章参照）。

その前提として亀山、高村の政策提言は参考にしているが、本研究で提示する「京都型遵守モデル」に関しては、あくまで国際法のコントロール理論をベースとして編み出すオリジナルのものである。この国際法分野に精通する山本草二¹⁴、杉原高嶺¹⁵、青木節子¹⁶、奥脇直也¹⁷、小寺彰¹⁸、兼原敦子¹⁹、大沼保昭²⁰、中谷和弘²¹、森田章夫²²といった教授陣の研究会（ゼミ）や講義に出席し、その中から幾人が直接ご指導いただいた。

また、第1章の State Responsibility に関しては、R. Ago, Ian Brownlie といった国際不法行為の考え方を採用し、分析している(Law Review 参照)。

自分の遵守モデルには国内法の類推適用も視野に入れているので、行政法の履行確保に関して、塩野²³（2005）、交告²⁴（2005）の通説的な解釈が手助けになる。Post京都議定書の遵守制度を政策提言とするに当たって、どのように制裁的な措置と援助的な措置のバランスを取ればよいのか、というバランス感覚が重要になってくるが、それを養うのに憲法の遵守に関する基礎理論に関しては、芦部²⁵、高橋²⁶、佐藤²⁷からご教授頂いた。

後で論文を紹介するが、国際環境法における遵守分野に関して、磯崎(2000)は、履行確保措置の類型化を行っている。しかし、網羅されているのは環境条約の分野が中心であり、他の経済分野も含めた履行確保に関しては 村瀬(2004)が参考になる。但し、あくまで試行段階のモデル提示が多いので、モントリオール議定書に関する現実の国家実行の分析は、

14 山本草二 『国際法（新版）』（有斐閣、1994）

15 杉原高嶺 『現代国際法講義』（有斐閣、2004）

16 青木節子（慶應義塾大学教授）は理論化する際に、学部時代の研究会を通じて特に宇宙法の分野で、直接ご教授いただいた。

17 奥脇教授（東京大学公共政策大学院教授）は海洋法、国際組織法のゼミで直接学んだ国際法的思考がこの論文の条約の解釈適用に活かされている。著書としては、村瀬信也・奥脇直也・古川照美・田中忠 『現代国際法の指標』（有斐閣、1994）

18 小寺彰 『パラダイム国際法』（有斐閣、2004）

19 兼原敦子、「地球環境保護における損害予防の法理(国家責任法の方法と課題<特集>)」、『国際法外交雑誌』（1994）

20 大沼保昭 『国際条約集 2006』（有斐閣、2006）

21 中谷和弘（東京大学公共政策大学院教授）は国際環境エネルギー法の研究会で直接お世話になった。政策提言にあたって行政コストの問題を考えるきっかけをいただいた。

22 森田章夫 『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000）

23 塩野 宏 『行政法（第四版）』（有斐閣、2005）

24 交告尚史（東京大学大学院法学政治学研究科教授）は行政法や環境法分野の講義で、自然保護の法制度および環境倫理と環境法の関係について学び、本論文の政策提言に結び付けている。

25 芦部信喜 『憲法（第三版）』（岩波書店、2002）

26 高橋和之（東京大学法学部教授）は憲法の講義で通説的な解釈をどうやって打ち立てるか学んだ。著書としては、『立憲主義と日本国憲法』（東京：放送大学教育振興会、2001）

27 佐藤幸治 『憲法（第三版）』（青林書院、1995）

臼杵(1999)が特に参考になる。

その他にも、海外の Kyoto Protocol Compliance 分野に関する有名な研究では、Jacob Werksman^{28 29}, Markus Burgstaller³⁰, Catherine Redgewell³¹, W.Brandnee Chambers, Jutta Brunee³², Ninaといった分析があるが、本研究ほど具体的に一步踏み込んだ政策提言はないと思われる。

4 . 研究対象

本研究は法実証主義に基づき、実定法をその主な分析対象とする。実定法とは、人為により定立された法または、特定の社会内で実効的に行われている法のことをいう³³。

今現在、地球環境の保護や保全を目的とする国際法だけでも驚くべき速さで増加しており、その数は900を超えるという³⁴。また、過去の国際条約の類型を調査してみると、BC1285年ごろのカデシュの戦い(エジプト対ヒッタイト)による条約まで遡ることができ、過去人類の歴史の中でおびただしい数の条約が結ばれてきたことがわかる。

もし時間が無制限に与えられるならば、国際法の父と称されるグロティウス以来の全ての法源を網羅したい所ではある。しかしそれはさすがに現実が許してくれない。従って本研究では、その分析対象を慣習法及び「地球環境を守る京都議定書」に限定し、このレジームの履行確保に役立つシステムを持っている条約、議定書を他にもいくつかピックアップすることにした。その判断基準は、「国際コントロールを行うか否か」という点にある。

²⁸ Improving compliance with international environmental law / [edited by] James Cameron, Jacob Werksman & Peter Roderick)

²⁹ 'Compliance and the Kyoto Protocol : Building a Backbone into a "Flexible" Regime', Yearbook of International Environmental Law 9 (1998), at 48-101(1999)

³⁰ Markus Burgstaller, 'Theories of compliance with international law', Developments in international law ; v. 52(2005)

³¹ "Non-compliance Procedures and the Climate Change Convention", W. Bradnee Chambers ed., *Inter-linkages-The Kyoto Protocol and the International Trade and Investment Regimes* 43-67 (2001)

³² "A Fine Balance : Facilitation and Enforcement in the Design of a Compliance Regime for the Kyoto Protocol", 13 Tulane Environmental law Journal 233 (2000)

³³ その法源には、制定法(条約)のみならず、慣習法、判例法も当然含まれる。

³⁴ 広部和也 臼杵知史 『解説国際環境条約集』(三省堂、2003)

5 . 研究手法（実験方法、調査方法）

(1) 条約解析、(2) 判例法理の蓄積（事例収集）、(3) フィールドワーク

(1) 条約解析

国際コントロールとは、国際レジーム内の義務の遵守を確保するために、国際組織などの機関が行う指導・監督のことを言う³⁵(International Control, International Supervision)。

このタイプの条約の最大の特徴は、条約が実施機関を設置し、その機関が締約国に対して、様々な勧告声明を出すことによって、遵守を促進するところにある。そこで本研究では、その一連の手続きの流れを以下のような3つの機能に類型化した。

コントローラー.....実施機関

フロー.....手続き

パワー.....結果措置

この構造を

「Non-Compliance Procedure(不遵守手続き)の3機能」=3NCPs と名づけることにする。それぞれ次のように定義した。

コントローラー	適正な手続きを通じて遵守を促す行政主体（条約機関）。
フロー	コントローラーが行う行政手続の流れ。
パワー	フローに則って不遵守国に最終的に課される行政処分

3NCPsを自らの分析視点に設定し、この観点から京都議定書第18条及び、「京都議定書に基づく遵守に関する手続きおよびメカニズム」という附属書のメカニズムを解き明かす³⁶。

以下3つの問いに答えることでこの3NCPsの重要性を明らかにしたい。

なぜ、この3つが重要なのか。この取り扱いのメリットは何か。

なぜ、この3つをまとめて議論する必要があるのか、個別ではだめなのか。

先行研究とどこが違うのか、どこが同じなのか。

³⁵ 小寺彰 『パラダイム国際法』(有斐閣、2004) p.193

³⁶ 第3章で説明するように、不遵守(non-compliance)とは、一般に、国際約束の違反又は不履行を意味する。そして、その様に条約上の義務を履行できない「不遵守国」には一定条件のもとに法的帰結としての国家責任が発生する。

不遵守手続き: Non-Compliance Procedure(以下NCP)とは、そのような不遵守=違反国に対して、条約機関がその不遵守を審査・認定し、あらかじめ特定された措置を勧告・決定する手続きである。その特徴としては、不遵守の状況に応じて、制裁措置ではなく遵守を促進する措置を課す点にある。

、 について

なぜこの3つを取り上げたのかというと、この3機能がどの不遵守手続き = NCP を内蔵する国際コントロール制度を分析してみても、共通して登場してきたからである。モントリオール議定書にしる、国際人権条約にしるこの3つの要素があるからこそ遵守手続きというものが機能し始める。このうちひとつの要素でも欠ければそもそも国際コントロールを行うことは不可能になってしまうだろう。

例えば条約義務を実施に移す条約機関（コントローラー）がいなければ手続きだけが存在していても意味が無い。また手続き（フロー）だけがあっても、その結果不遵守国に対して何ができるのか（パワー）ということが定まっていなければ約束を守らせることができない。この3要素はお互いがお互いを補完しあう機能を持つといえる。

について

オゾン層保護議定書に不遵守手続きが導入されてから、従来の多数国間条約が設ける履行確保の制度的側面を分析する研究は少なくない。ラング(W.Lang)によれば、履行確保に関する条約機関の任務・機能は次のように細分化される³⁷。

情報収集（国家の情報登録）

審査（国家報告の審査）

調査（補足情報の要求、同意による査察）

勧告（不遵守の結果に関する政治機関の勧告、専門家機関の勧告）

勧告以外の対応措置（主に政治機関による権利停止の決定）

ひとつの条約がこれだけの機能を持つということは稀である。しかもこれらの要素は本論文では、パワー（行政処分）の中に含めることができる。その意味では、本研究で設定した上記の3NCPsという概念は国際コントロールの機能全体を包括的に捕らえることが可能な分析視点といえる。

国際コントロールの制度を調べるときに、この3視点（3NCPs）を活用することによってただ漫然と条約を見るのではなく、その条約の「どの部分が優れているのか」ということがわかりやすくなるはずである。

³⁷ W.Lang, Compliance with Disarmament Obligations, 55 *ZaöRV*, 1995, p. 70, pp.72-77

(2) 判例法理の蓄積（事例収集）

この論文では、研究テーマの主眼が「京都議定書における遵守」というところにあるので、自然と京都議定書に関連する国際コントロールに多くの記述を割くことにはなる。しかし、この分野以外にも、コントロール機能を内蔵する様々な 100 以上の法源を上記のような 3 つの視点 = 3NCPs から分析してきた。この中から最終的に京都議定書に適用可能なシステムを選び出し、その条約をモデルとして、独自の提案を行っている。

具体的には、

2.1.1 モントリオール議定書における不遵守手続き（1989 年）
（その他の国際コントロール）
2.1.2 委任統治制度（国際連盟規約 22 条）
2.1.3 信託統治制度（国連憲章第 12 章）
2.1.4 国際人権 B 規約における 3 種の国際コントロール手続き（1976 年） ³⁸
2.1.5 麻薬取締諸条約（第二あへん条約）（1925 年）
2.1.6 ILO 年報の提出、総会への報告（1946 年）
2.1.7 南極条約（1959 年）
2.1.8 長距離越境汚染禁止条約（1979 年）
2.1.9 化学兵器禁止条約 12 条：遵守を確保するための措置（1993 年）

といったものが適用可能で、3NCPs から再評価を行った。

また、直接の分野は違うが、政策提言に当たってこれら以外にも以下のような制度も参考にした。

<ul style="list-style-type: none">・ 国際河川委員会：ライン河（1804 年、1815 年）、エルベ河（1821 年）、シュルト河（1839 年）、ドナウ河（1856 年）・ 国際行政組織・ 少数者保護条約・ ILO（労働事項に関する勧告）・ 麻薬取締諸条約（ヘーグあへん会議条約及び議定書（1925 年））・ NAFTA(North American Free Trade Agreement)：北米自由貿易協定

但し、本論文で詳しく解説するのはあくまで京都議定書ともっとも関係の深い「モントリオール議定書」のみである。残りは Appendix で添付したので国際条約集で確認して欲しい。

³⁸ () 内は批准された年

(3) フィールドワーク

実際に京都議定書が採択された京都国際会館に赴き、学会での実務家とのアイデアの共有、モデルの評価を行った。特に亀山先生にはお忙しい中直接意見を伺いに行き、自分のアイデアを練る際に参考にした。また、立法過程の様子を見るため、COP/MOP11 や SB 会合における可能な限り最新の会議の様子を調査しようと試みている（但し、今のところ公式の決定はマラケシュ合意なので分析については、基本的にこの合意内容について行っている）。現在の京都議定書の形になるまでの過程で使えそうな政策提言を調査した。

第1章 京都議定書の外には何という遵守制度があるのか？

(問い)と(答え)

「 Post 京都議定書の政策提言に利用できる制度には何があるか」これが本論文の Research Question であった。この問いに対する答えは、以下のようになる。

「**国家責任法第 48 条**や国際判例法理が利用できる可能性がある」。(Research Answer)

(この章の内容)

従って、この章で論じる内容はたった二つである。

国家責任法とは何か (第 1 節)。

国家責任法第 48 条は京都議定書の不遵守国に対して使えるのか。(温暖化防止という諸国の共通利益の侵害を根拠に、関係国、もしくは第三国に国際裁判に訴える権利は認められるのか)(第 2 節)。

(本章の結論)

締約国の遵守を促進するに当たって京都レジームの外には国家責任法が用意されている。しかし、結論から述べると、この法制度は次のような帰結になる。

「**国家責任法を Post 京都議定書の履行確保に適用することは難しい**」

どこに問題があるのか？

読者は一度「国際条約集³⁹」を開いて、条文をざっと全て読んでもらいたいのだが、国家責任法というのはもともと学者の理論を条文草案に昇華したという側面があるため、実際の国際裁判の実務からは少しかけ離れた規定ぶりになっている(例えば原告適格 = 裁判に訴えられる国の範囲が広すぎることなど)。

本章ではどの部分を議論するのか？

そこで、本章ではそのうち特に実務からかけ離れていると思われる「第 48 条 被害国以外の国家による責任の追求」という条文をとりあげ、この条文の妥当性と、京都議定書の不遵守国への適用可能性について検証する。

どの範囲で議論するのか？

あくまで、締約国が京都議定書を履行できなかったときに上記の 48 条が使えるかどうか、という点を中心に、法的視点から簡潔に議論する。

³⁹ 大沼保昭 『国際条約集 2006』(有斐閣,2006) p.94

(専門用語：簡易な説明)

- ・ 原告適格 (当事者適格、能動的当事者適格): 裁判所に訴えることができる権利
- ・ 相互的義務: 2 国間、もしくは多数国間条約上の義務 (例 WTO が促進する “ 関税をかけないで、自由貿易を行う義務 ” など)
- ・ 対世的義務: 対世の中全体、つまり全世界に対する義務 (例: 武力を行使してはならないという義務⁴⁰)

第1節 国家責任法とは

1.1 国家責任法理の定義

「国家責任」とは、国家が国際法上の義務違反を行った際に、当該国家に発生する法的効果を指し、その国家責任を規律する法理を「国家責任法」と呼ぶ。国家責任が成立するためには、以下の二つの要件が必要となる。

ある行為が国際法上の義務に違反すること⁴¹ (客観的要件)

その行為が国家に帰属すること⁴² (主観的要件)

「国家責任」というものが発生すると、国家はその責任があるのだから国際法上、賠償を行わなくてはならない。その「国家責任」が発生するには、国家が何らかの義務に

「違反した」という事実と、それを 「その国が自分でやった」という事実が証明されなくてはならない。

(背景)

IPCC による報告書を信頼するならば、仮に京都議定書の削減目標達成が失敗に終わってしまった場合、温暖化の進展によって、海面水位が上昇することになるという。そうなる
と被害をこうむる可能性が極めて高いツバルなど南太平洋諸国に対しては、実生活上の法益侵害が発生する。その兆候は既に出てきており、通年よりも広がってきた海水のため、自宅も水浸しになり「今まで丹念に育ててきた畑の作物も全てムダになってしまった」と老人が悲しみながらインタビューを受けている報道が近年頻繁になされている。

⁴⁰ 北朝鮮のミサイル発射もこの武力行使禁止原則という対世的義務に違反する。

⁴¹ (作為または不作為を問わず)

⁴² 国際義務違反がその国家の行為とみなされること。

この二つの要件に加えて 国家の義務違反に故意・過失があったかどうか (主観的要件) も国家責任発生要件として観念されているが、これには学説上争いがある。

何とか彼らを救う手立てはないだろうか、そう思ったことが本論文を執筆することになった動機でもある。温暖化と海面上昇による途上国など貧しい国への被害・・・その因果関係が実証されていると仮定すると、被害国であるツバルのような国家に対して国際司法裁判所は権利救済を図るような手続きを用意しているのだろうか。例えば仮に日本のような先進国が京都議定書の義務を守れなかった際には、何らかの責任が生じるのではないだろうか。

(紛争解決手続き)

一般的に京都議定書のような国際環境条約や「国際環境レジーム」と称される制度には「不遵守手続き = NCP」と呼ばれる履行確保のシステムが導入されており、あくまでレジームの中で義務や約束の履行確保を促そうとする仕組みになっている。しかし、その一方でこれらの条約には「紛争解決条項」という条文も設けられており、レジームの外に出してしまつて国際司法裁判所 (International Court of Justice: ICJ) に付託するということも可能になっているのである⁴³。そうなったときに出番が来るのが一般国際法であり、「国家責任法」や「国際判例法理」といった法律が登場する。

実際問題、ツバルのように直接温暖化の被害を被っていると考える国々はこの伝統的な紛争解決手続きによる提訴を検討しており、それ以外のG77⁴⁴及び中国など開発途上諸国も温暖化に関しては先進国が責任を負うべき問題だと主張する。Common but Differentiated Responsibility⁴⁵という概念が彼らの主張の根拠となっているのである。

では、そもそも、ここでいう「責任」とは何なのだろうか。国家責任法のいう「国家責任」に分類されるのだろうか。そうだとするならば、国家責任法理に従って、気候変動枠組み条約を含めた国際法上の義務を遵守できない国に対しては、義務違反に対する処罰のような制裁、対抗措置が下されるのだろうか。

1.2 国家責任法発展の沿革

国家責任法については、国連の国際法委員会: International Law Commission(以下ILC)において1955年にガルシア = アマドールという特別報告者が任命されその法典化が目指されたことがあった。しかし、その法案作成途中で失敗に終わっている。そして、1963年から、イタリア・ローマ大学教授のアゴーを特別報告者として、「国家責任に関する国際法の法規則」の法典化を目指し、2001年には「国際違法行為に対する国家責任」条文草案が国

⁴³ 気候変動枠組み条約第14条 紛争の解決

⁴⁴ 国連システムにおける発展途上国の主たる交渉グループ。148カ国からなる。

⁴⁵ 共通だが差異のある責任: すべての国々は、環境に対して同じ責任を持っているが、地球環境問題は主に先進国が引き起こしているという事実を受けたもので、先進国が率先して取り組みを行うべきだということを意味している。

連総会により採択されている。アマドール草案では国際社会全体を分野別に「縦」に割り、分野ごとに国家責任というものを観念しようと試みている。しかし、その領域は例えば、「個人の保護」、「海洋法」、「安全保障」、「環境法」といったように無限に広がっており、条文採択まではたどり着けなかった⁴⁶。そこでアゴ教授は、国家責任という概念は国際法全体にまたがって共通する問題だとして、国家責任の発生 追求 解除という側面から、分野横断的に法典化していったのである（今度は国際法のあらゆる分野を「横」に切り取って法典化した）⁴⁷。従って当然京都議定書のような「環境問題」の分野も国家責任法の中に含まれるとされる。アゴ教授の論理では、国際法というのはPrimary Ruleである実体法（権利義務そのもの）とSecondary Ruleである手続法（法に違反した場合の処理）に分類され、国家がそのPrimary Rule（一次規則）に違反した時点で、被害国には「法益侵害」が発生し、加害国には「義務違反」が生じることになる。国家責任が発生した時点で、被害国は「請求国」へと棚上げされ、加害国は「被請求国」となる。そして請求国は「国際請求権」を有することになり、被請求国にはその「解除義務」が生じるのである。

（具体例）

例えば国家の基本的機能である外交保護を例にとると、国家には自国で生活する外国人に対しては、不当な扱いをしない、という外国人待遇義務がある。仮に、日本がアメリカ大使館の人間に対して、「拷問」であるとかそのようなひどい暴力的な行為を行った場合、アメリカには人権に対する「法益侵害」が発生し、日本は国際人権A規約、B規約、拷問禁止条約等にある国際法上の「一次規則違反」となる。アメリカに対して国家責任が生じることになるのである。アメリカは被害国なので「請求国」となり、加害国である日本は「被請求国」となる。「請求国」であるアメリカは日本の国家責任を追及する「国際請求権」を有することになり、日本にはその請求の「解除義務」が生じることになる。但し、この法益侵害に対する国際請求権というものはバルセロナ・トラクション事件を見ても分かる通り、一律に認められるものではない⁴⁸。

⁴⁶ 国際法委員会の役割として、慣習法の法典化が挙げられている。本条文草案は、結果として、国際法委員会のもう一つの役割である国際法の斬新的な発展の部分が重視されすぎ、学説の一つとしての価値しか持たないとの意見もある。しかし、国連総会で採決されたことの意義は大きく、これからの発展に大きな影響力を持つものであると考えられる。

⁴⁷ Report by Mr. R. Ago, Chairman of the Sub-Committee on State Responsibility, Topic: **State responsibility** Extract from the Yearbook of the International Law Commission:-1963 , vol. II

⁴⁸ スペインのバルセロナ社の倒産によりベルギーの株主が損害をこうむったとしてベルギーが訴え出た事件 判決はベルギーの訴える権利 = 原告適格を否定している。ICJ Report 1970 p.32 paragraph 33

1.3 国家責任法の目的

国家責任法のその主な機能としては、合法性回復機能⁴⁹、損害賠償の2点が挙げられる。この内どちらを重視するかによって学説は分断され、それは国家責任発生要件、国家責任追及の当事者適格の問題に顕著に現れることになる。

1.3.1 国家責任発生要件

国家責任発生要件、すなわち国家がいかなる行為に及んだときに、国家責任が生じ、国際請求権の解除義務が生じるのか、という点に関しては、2つの学説が対立している。それぞれ義務説と損害説とされる。

義務説：国家責任が発生する要件 = 国家の義務違反、違反行為の国家への帰属

上記の合法性回復機能 違法状態の是正 を重視する立場においては、国家が国際法上の義務そのものに違反している、という実体的側面が重要視されるため、京都議定書の義務違反があった時点で即座に国家責任が発動すると考える。すなわち 国家の義務の違反、当該行為の国家への帰属、これさえ確認されればたとえ被害国に「損害」が発生していなくとも、国家責任が生じる。アゴー教授を中心とした ILC はこの義務説の立場とる。

損害説：国家責任が発生する要件 = 国家義務違反、違反行為の国家への帰属 + **損害**

一方で、伝統的国際法に立脚した損害説を前提とした立場では、損害そのものが発生していなければ国家責任は発生しないと考える（上記の 国家の義務違反、違反行為の国家への帰属 + 損害というのが国家責任発生要件となる）。ICJをはじめとする裁判官などの実務家たちはこの立場を取る。

⁴⁹ 合法性回復機能とは、すなわち違法な状態を、元の状態（条約に違反していない状態）に戻す機能を意味する。気候変動に対処するための措置を講じないという「抽象的状态」が違法であるとする、その変動を防止し、又は最小限にする予防措置をとることで元の合法状態に戻すという「抽象的」な回復機能が考え得る。

1.3.2 損害とは

では、そもそも「損害」というものはいかなる概念なのであろうか。本研究が対象とする環境損害には、様々な形態が想定される。例えば、コスモス 954 号事件⁵⁰においては、そもそも損害の定義の中に、

放射性物質の汚染のみを含めるのか = 物質的損害(material damage)、
被害を被ったことによる精神的損害(non economic damage⁵¹)も含めるのか、

という点が争点になった。本事件においては、国際法学の漸進的発達を見る前に政治的決着が図られてしまったため、その損害の概念内容は不文のままであった。しかし、その後、国家責任条文案第 31 条 2 項では、「被害は、物質的であるか精神的であるかを問わず、国の国際違法行為により生じたいかなる損害も含む」として、精神的損害までも損害の概念の中に含んでいる。

CO₂排出による損害というものを考える際にも、損害概念に、他の締約国が京都議定書の義務履行の期待を裏切られた（期待利益の損失 = 精神的損害）という概念まで含めれば、義務説、損害説ともその差異はなくなる⁵²。例えばこの立場に立つと、国家は京都議定書の条約事務局に対して、報告義務があるのにそれを怠った = 報告できなかった場合にも、即座に国家責任が発生し、賠償を行わなくてはならない。他の締約国に損害が発生していようとなかろうと、報告をしてくれるという期待が裏切られた（= 期待利益の侵害）のだから、その時点で「国家に責任がある」という帰結になる。しかし、損害というものをこの「期待利益の侵害」を除外して、物質的損害material damageに限定して考えれば、特にその国が報告を怠ったことで物理的被害を受ける国はいないので「国家責任は発生しない」という結論になる。

1.3.3 義務違反の帰結

そして 相互的義務違反の場合、 対世的義務違反の場合において、それぞれの学説の立場により、結論が変わってくる。義務説の立場では、 でも でも義務の違反なのだから国家責任は発生する。一方、損害説の立場では では国家責任が発生する可能性が高いが、 では、具体的な損害がなければ国家責任は発生しない。

⁵⁰ カナダ領域内にロシアの原子力衛星が落下した事件。衛星が放射能汚染をもたらしたためカナダから損害賠償請求がなされている。たまたま落下地点に人がいなかったから良かったが、もしその場所に人間がいたとしたら、精神的損害を被ったとして賠償請求がなされていたはずである。コスモス 954 号事件外交解決文書（カナダ・ソ連、1981 年 4 月 2 日公表）参照

⁵¹ 金銭では換算できないが不法行為として原状回復と慰謝料請求の対象とされるもの

⁵² 「国家が義務に違反した」 = 「期待を裏切られた」 = 「損害が発生した」という帰結になるので、義務説の立場にたっても、損害（期待利益の損失）が発生していることになる。精神的損害までも「損害」の概念に含めると、国家がどんな義務違反行為をしても国家責任が発生することになる。

相互的義務違反とは、二国間もしくは、多数国間条約における特定国・特定の国家グループに対する義務違反である。その違反によって損なわれる利益は、個々の国家の個別利益、もしくは特定国・国家グループに限定されるため、損害の内容自体も大概具体的であるため損害の認定がしやすい＝「国家責任」も発生しやすい⁵³。

対世的義務違反の場合には、特定のレジーム内における義務違反にとどまらず、諸国・国際社会一般に対する義務違反が生じる（The obligation breached is owed to the international community as a whole）。その違反によっては、特定国だけではなく、諸国又は国際社会一般の共通利益を損なう。京都議定書が設定する「温暖化を防止する」という義務はこちらに分類される可能性がある。なぜなら温室効果ガスを排出し続けると、全世界に対して影響が出るからである。

武力行使禁止原則（国連憲章2条4項⁵⁴）に対する違反などもその典型だろう⁵⁵。例えばイラクがクウェートに進行した場合には、非侵略国だけではなく、「国際の平和と安全＝対世的義務」が損なわれることになる。このケースでは、「被侵略国」であるクウェートには、確かに具体的損害が発生しているが、「国際の平和と安全」や「温暖化防止」という概念そのものに対する損害はあくまで抽象的損害である⁵⁶。

1.3.4 抽象的損害の評価

抽象的損害 = 精神的損害 = 期待利益の侵害

つまり、この抽象的損害を期待利益の侵害に過ぎないと考え、義務説（損害発生の要件を必要としないの立場）をとるならば、国家責任は成立する。けれども具体的な損害、物質的な損害がなければ国家責任は発生しないと考える損害説の立場では「抽象的損害に対して国家責任は成立しない」、という結論になる⁵⁷。その意味で、義務説の立場は、今後の漸進的発達の分野である「国際社会の一般利益」の出現に歩調をあわせるものであるといえる。義務説の場合、「温暖化の防止」、「環境汚染の防止」といった諸国の一般利益に違反した時点で、損害が発生していなくても、訴訟機会を創設しようと試みているからである⁵⁸。

⁵³ 具体例としては、WTO加盟国間の貿易政策、もしくは日米通商航海条約への義務違反を思い浮かべていただきたい。

⁵⁴ 国連憲章2条4項：すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

⁵⁵ 同原則は国際慣習法上の原則であるが、ニカラグア事件 ICJ 判決において、国際慣習法における「武力の行使」の内容そのものが確定され、武力行使そのもの、より重大性の劣る武力の行使、違法な干渉（資金援助・コントラの訓練等）の全てが国際違法行為として成立した。

⁵⁶ 他の例では人権条約に対する義務違反も挙げられる。この場合も、損害が発生しているのはあくまで個人であり、どの国も、具体的損害は発生せず、条約の全当事国又は国際社会を構成する全ての国の『抽象的損害』と観念される。

⁵⁷ 対世的義務違反に対する損害そのものは抽象的損害だから。

⁵⁸ 訴訟機会を増やすことで訴えられたくない国は温暖化防止のような一般的義務を守ろうとする。このような形で遵守の効果が高まる可能性があるのである。

気候変動枠組み条約の設定する「温暖化の防止」という義務がどこまで諸国・国際社会一般に対する義務＝対世的義務といえるのかどうかは、断言できないが、この義務説の立場が妥当（＝直接損害が発生していなくても、「温暖化を防止する義務」というものを怠ったら国家責任が発生する）という考え方に立つと、ツバルなどの温暖化による海面上昇で被害を被っている国にもその権利救済の道が開かれる可能性がある⁵⁹。

⁵⁹ どちらの立場をとるにせよこの期待利益の損失というものはある意味では国家責任の発動による対抗措置以上に厳しい結果を違反国に対してもたらす可能性がある。なぜなら一度失った信頼という社会的な評価は国家間同士の関係においても、取り返すための道のりが大変困難になるであろうことが予想されるからである。

温暖化防止という諸国の共通利益の侵害を根拠に、関係国、もしくは第三国に国際裁判に訴えられる権利（＝原告適格＝能動的当事者適格）は認められるのだろうか。

第2節 環境損害による国家責任追及と原告適格

では、環境による損害が実際に発生したとして、誰が裁判所に訴え出ることが可能なのだろうか。例えば先進国の温室ガス排出により海面が上昇し、途上国（ツバルなど）が首都沈没のような著しい損害を被った場合「被害国」や「第三国」は国際裁判に訴えて救済を受けることができるのだろうか。ILCとICJでは結論が変わってくる。損害そのものが具体的であれば、相互主義の立場から直接被害国が請求を行えばよい。しかし、一般的抽象的損害の場合、はたして具体的に損害を被っていない国も賠償請求が可能であろうか？

2.1 ILC の立場

ILC条文書の立場からすれば、「義務説」に立脚するため全く損害を被っていない国も賠償請求ができる。京都議定書を履行できなかった時点⁶⁰で、被害国以外の第三国にも違法行為国に対して、『被害国』への賠償義務の履行を要求する権利を付与した（48条2項^{b61}）。この俗に言う48条国に関しては、国家責任法の合法性回復機能を貫徹しようとしすぎたあまり、明らかに国際慣習法を越えているとの批判がなされている。数えるほどしかない、固有の国際レジームを過度に一般化しすぎた条文だという批判が良く聞かれる。

2.2 ICJ の立場

一方でICJの裁判官たちは「損害説」に立脚する。従って、たとえ京都議定書に対して重大に違反した国があったとしても、個別利益の侵害＝損害が無ければ訴えることができない⁶²可能性が高い。1966年の南西アフリカ事件においても、ICJは裁判手続きとの関係で損害説のほうが適合的だとの立場をとっている⁶³。本件の請求原因は南アフリカのアパルト・ヘイト政策であり、南アがその南西に位置するナミビアに対して執拗に人種差別的行為を

⁶⁰ ただし、数値約束を守れない＝non-complianceがbreach＝義務の違反とまでいえる重大な違反であるかどうか、という点については論者によって変わってくる。

⁶¹ 第48条 被害国以外の国家による責任の追求

1. 被害国以外のいかなる国家も、次の場合、第2項に従い、加害国の責任を追求する資格が与えられる。(a)違反された義務が、その国家を含む国家集団に対して義務を負わせ、且つ、集団の共同利益保護のために創設された場合、又は(b)違反された義務が、国際社会全体に対して義務を負わせている場合。

2. 前項により、責任を援用する資格が与えられたすべての国家は、責任ある国家から、次のことを、請求する。(a)第30条に従い、国際義務違反の停止、及び、再発防止の確証及び保証、(b)前条までの規定に従い、違反された義務の被害国又は受益者の利益の賠償義務の履行。

⁶² 能動当事者適格は認められない。

⁶³ 「ナミビアにおける南アの残留状態に関する法的結果事件」ICJ勧告的意見を参照、(I.C.J. Reports 1971, p.47).

行っていたため、エチオピア、リベリアがこれを直ちに中止するよう義務命令を宣言するようICJに訴えてたのである。

ICJは1962年の管轄権段階判決の時点では委任状の「履行の利益」が具体的損害なき加盟国にも帰属する余地があるとして管轄権を認めた。しかし、その本案判決においては、委任統治制度を離れて訴え出たエチオピア、リベリアには訴えの利益がなく、「履行の利益」は「法的利益」ではない、として両国の原告適格を否定している。

もちろんそれとは別に一部の判決では、すべての原告に原告適格性を認めている事例もある。ウィンブルドン号事件PCIJ判決(1923)がそれである⁶⁴。その請求内容はドイツによって閉鎖されたキール運河航行拒否の違法性確認とドイツがフランスに対して損害賠償義務を負うことである。同事件においては、ウィンブルドン号の用船者の国籍国フランス、旗国であるイギリスのほかに、なんと、ベルサイユ条約386条の関係国たる日本とイタリアまでもが原告として名を連ねたのである。そしてそのすべての国の原告適格が認められている。しかし、この判決ではあくまで「レジーム外」の抽象的な一般利益が侵害されたから認めたのではなく、「レジーム内」の具体的利益が侵害されたから原告適格が認められたのだと考えるのが妥当である⁶⁵。

つまり、結論としては、抽象的な「温暖化防止義務を守らなかった」という一般的利益の侵害を根拠に国際裁判所に訴え出ても、そもそも訴える権利＝原告適格が認められにくい。国内裁判においても、具体的な事件が無いのに、一般的抽象的損害というものを訴訟の場に持ち込み、認められるということは司法権の性質上ほとんどない。実務的側面を重視する国際判例において、国家責任法理の第一義的役割は「賠償」機能そのものにあると言える。従って、温暖化による被害といった、その因果関係が複雑で不確実性の高い損害の場合、具体的な被害を証明できなければ、国家責任法を通じて請求国の権利救済が達成される可能性はきわめて低い⁶⁶。いわば権利救済の入り口である、国家責任「追及」の段階で扉が閉ざされているのである。

⁶⁴ PCIJ, Series A, No.1, 15 at 29 国際運河の制度が設定されたキール運河でドイツが交戦国のフランス軍艦に対して通行拒否した事件。フランスはイギリス船をチャーターして、軍事物資を戦地に届けていた。イギリス、フランスは、これは国際運河なのだから、常に通行できる主張し、それに対してドイツは、「交戦国の一方の国に自国領域内を通すのは中立義務違反だ」と主張した。この事案では、国際運河の制度が設定されている領域で、交戦国の物資を供給する船舶の通行が中立義務違反になるか、という点が争点になった。

⁶⁵ この判例では、一般的利益の侵害を請求原因としたのではなくあくまで、ベルサイユ条約380条～386条がキール運河に関する国際的な「領域的制度」を設定し、その国際レジームの一体性を根拠に原告適格を付与しただけだ、という学説がある。兼原敦子教授はキール運河の領域的制度についてこのようにレジーム内の国際コントロール機能から説明する。

⁶⁶ そもそも損害があったのか、なかったのか、ということすらわかりにくい。

(自説)

二酸化炭素排出のような事例の場合、全人類が呼吸を必要とする以上、息を吐いた瞬間にCO₂が発生したからその国民に対する国家責任(領域使用の管理責任)が発生するという事態は考えにくい。条文案にある42条を起動するにせよ、48条を起動するにせよ能動的当事者適格の安易な拡大は実効性に欠けることになる。

特に国家責任最終草案48条2項bは合法性回復機能を貫徹しようとするあまり、全く事件と直接はかかわりの無い被害国以外の国にも賠償請求をする権利を認めた。この点で、このILC案は机上の理論だという批判を受けることになる。司法権とは、「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」をいう。具体的争訟=事件の要件すら必要としない点で、このアゴ草案は司法権の定義を逸脱している。また、国際社会の組織化が未成熟な温暖化などの環境関連分野では、仮に、損害が認定できたとしてもその賠償の配分をどうするか、といった問題を回避できない。

けれどもその一方で、国内社会に目を転じると、実はこの原告適格という概念の範囲は拡大しつつある。近年の日本も含めた国内の行政訴訟判例では、その被害者、加害者、という利害関係が拡大し、時には何十万人以上の原告適格が認められるケースがある⁶⁷。住民訴訟や団体訴訟の例にも見られるように、裁判所は、原告適格の範囲を拡大することによって、司法の場に訴え出る機会を創出するケースが続々と増えてきているのである。

従って、国際裁判においても、仮に原告適格の範囲を48条のように拡大するのであれば、確実にその被害国の権利を救済できるように、賠償に関する手続き規則をもっと詳細に整備すべきである。権利救済の手続きがさらに具体化するに従って、この国際請求に関する一般的規則=国家責任法をより現実的なものへと昇華できるのではないだろうか。

⁶⁷ 小田急線高架訴訟を思い出して欲しい。最高裁は2003年12月の高裁門前払い判決を覆し、都条例の環境アセス対象地域に在住する原告に原告適格を認めた。小田急線の当該事業地区6.4キロのアセス対象世帯は5万3000世帯であるから、**実に20万名近く**の住民に訴える権利を与えたに等しい。最高裁(大法廷)平成17年12月07日判決=行政百選 [第5版] 176〔原告適格-都市計画事業の認可と周辺住民/小田急線連続立体交差化鉄道事業認可・付属街路事業認可〕判決は、

第3節 京都議定書の位置づけ

以上、これまで国家が環境にダメージを与える国際違法行為を行った際に、被害国を救済するため、国家責任法理がその国家責任の追及 発生 解除のそれぞれの段階でどのような役割を担っているのか、ということ概観してきた。確かに国家責任法理というものは一部の国際環境条約、安全保障、個人の保護の分野などでは分野横断的に事後救済を図っていく強力なツールになり得ると思われる。その賠償機能は、今後も度々活用されていくことだろう。しかしその一方で、国際法に違反する措置は必ずしも、国家責任が発生するわけではない。具体的には以下の 3 例で違法行為があるにも関わらず、国家責任というものは発生していない。すなわち(1)一方的国内措置(違法措置)の対抗力、(2)Liability (無過失責任原則)、そして(3) 自己完結的レジーム (self-contained regime) = 京都議定書である。

3.1 一方的国内措置 (違法措置) の対抗力

一方的国内措置とは、特定国の国内法を国際面に適用して、強制をかけるものである。この措置は、国際法がその分野を規律していない場合、緊急的にその国の国内法が必要な場合、実定法の外にある衡平の実現する場合、実効性：その国が実際に一方的に措置を押し付けるほどの実力がある場合に発動できる。上記の 4 要件を満たしさえすれば、事実上の強圧措置として具体的な事実関係が設定されるのである⁶⁸。相手国がそれに勝る対案 (Counter Proposal) を出さなければ、対抗力を取得し、その国の国内法の尊重と遵守が自動的に義務付けられることになる。一方的国内措置 (違法措置) の対抗力に関しては、ノルウェー漁業事件などの領海確定をめぐる紛争において国家実行が確認される⁶⁹。

例えばノルウェー漁業事件ではイギリス漁船の度重なる自国湾内への侵入にノルウェー側が業を煮やし、直線基線方式という領海の線引き方法をとったことが紛争の火種になった。スカンジナビア半島の様な入り組んだ地形において、それまでの伝統的国際法の領海線の引き方では、湾の奥まで公海 (誰のものでもない、誰が使っても良い海) が出てきてしまう。そこで、ノルウェー政府は、湾の外側の岬を直線で結びその内側のエリアを領海とし、その中に入ってきたイギリス漁船を拿捕していったのである。これに怒ったイギリス政府はすかさずICJに無効確認訴訟を起こしている。しかし、この紛争においても、イギリスはノルウェーが取った直線基線方式による領海確定がイギリス側に「対抗し得ない」として、当該行為の無効性を主張しただけであって、「賠償が請求され、国家責任法上の違法性が確認されたわけではない」⁷⁰。

⁶⁸ この辺の基礎的内容は、杉原高嶺『現代国際法講義』(有斐閣、2004) p.29

⁶⁹ 山本草二・古川照美・松井芳郎編『別冊ジュリスト No.156 国際法判例百選』p.12-13

⁷⁰ その他の例としては、米国通商法 301 条の制裁措置、トルーマン宣言などが挙げられる。

結局この事件においては、ノルウェー側の勝訴に終わり、このとき実施されたノルウェーの「直

3.2 Liability (無過失責任原則)

Liability (無過失責任原則) に関しては宇宙法を参照されたい。高度な危険性を有する活動、例えばロケットの打ち上げ国には、その国に過失が無かったとしても、自動的に賠償義務を負わされる制度が組み込まれている。国家責任というものを観念することなく、ロケットが落ちた時点でいきなり賠償義務をロケットの打ち上げ国に負わせるのである。

3.3 自己完結的レジーム (self-contained regime)

自己完結的レジームとは、特定分野で国際法に違反する措置があった場合、当該分野に特有の制裁や救済の仕組みが整備されている制度を言う。本論稿の焦点である気候変動枠組み条約、京都議定書における不遵守手続きがまさにこれに当たる。

自己完結的レジームの起源となった事件がテヘラン事件である。同事件は、長年にわたるアメリカによる内政干渉に反発した暴徒・学生らがイランのアメリカ大使館員を人質に取り立てこもった事件である。テヘラン事件判決(1980年)においてICJは、周知のように、1979年11月4日の学生等武装集団による大使館への襲撃、乱入、館員等の人質行為をこの事件の第1段階とし、その日の後ホメイニ師はじめイラン当局者がこれを支持し旧国王の身柄引渡し等の対米要求のために利用し、占拠・人質状態を長期化させた行為を事件の第2段階とみなしたが、これら二つの段階における、イランの義務違反をそれぞれ別の根拠に基づいて認定した。

イラン政府はその監禁の正当化事由として米国による長年に渡るスパイ活動・干渉への復讐を挙げた。しかし、ICJはその判決分、コメントリーを通して、もしイランがアメリカ大使館員の「任務の濫用＝スパイ行為」を気に食わないのなら、その救済手段として外交関係条約に基づき、「ペルソナ・ノングラータの通告」による国外退去、外交関係の断絶という手段を用いるべきだとした。外交関係条約も自己完結的レジームである。そうしたレジーム内の救済手段を用いずにいきなり、レジームの外にある「監禁」という対抗措置に踏み切るとは許されないと述べている。すなわち「自己完結的レジーム内」では、そのレジーム内の救済手段を実施に移さなければならない⁷¹。

京都議定書も自己完結的レジームに当たるので、たとえ不遵守に対して、他の締約国が

線基線方式」が法的確信の先行表明となり、後の国際海洋法(領海条約4条)へと実体化され、国際慣習が積み重なっていくことになる

⁷¹ 但し、レジーム内の救済手段を尽くした後に、それでもなお不十分な場合には、対抗措置が必ずしも排除されると裁判所が述べたわけではない。WTOの紛争解決手続きの事例を調査してみても、ある国が一方向的に他国に対して対抗措置を取るというケースはよくある。キハダ・マグロ事件のように「環境」という価値に対する法益侵害に対して、「経済制裁」という対抗措置を講じることはよくある。その際、その対抗措置がGATTパネルで違反だと認定されたとしても、将来にわたって是正措置が「勧告」されるだけで、国家責任の認定もされずに、賠償も命じられない。国家責任法理が制限されている典型的事例といえる。

不満を抱いたとしても、いったん批准したからには、不遵守手続きを無視して、自国の政策で対抗措置をとることはできない。レジーム内での救済手続きを尽くす必要があるのである。このレジーム内の特有の「制裁や救済の仕組み」こそが、この論文における最大のテーマである。結局この「不遵守手続きがどういうものになるのか」、ということが京都議定書においてもっとも重要なのである。ICJが言うように、「レジームの外」にある国家責任法よりも先に、「レジームの中」にある不遵守手続き = NCPというものを実施に移さなければならないからである。制度ができて、実際にそれが守られているのか、という審査を行うのは、選ばれた委員（テクノクラート）であるため、そこにおける手続き、システム次第で温暖化が防止できるかどうかは左右されるといっても過言ではない。

まとめ（国家責任法理の限界）

国家責任法は京都議定書に適用できるか？

これまでも見てきたように、国家責任法理というものは、国際法の全分野を統一的にカバーする法律ではなく、京都議定書のような国際環境レジーム（自己完結的レジーム）には妥当しない。温暖化による被害に対処する制度は、国家責任法理に一元化されるのではなく、別個の法制度がレジーム内に複数存在するからである。もちろんこれから環境の悪化に伴って紛争が増大していった際には、国家責任の考え方が参考になることはあるだろう。しかし、その際にも、国家責任法理の第一の役割は「賠償」であり、「合法性回復機能」は補完的に有するものだと考えるべきだろう（もちろん学説的には反対意見もある）。

諸国の共通利益や国際社会の一般利益の侵害を根拠に、関係国、もしくは第三国に国際裁判の当事者適格は認められるのだろうか。

上記の問いに対する答えは以下ようになる。

国際裁判所（ICJ）はある種の多数国条約においては、諸国の共通利益を侵害する行為について、直接の被害国以外の当事国にも原告的確を認めている（ウィンブルドン号事件におけるベルサイユ条約⁷²）。しかし、これら以外の諸制度で条約が認める以外国際法上は一般利益に基づく出訴権、それによる国家責任法上の救済措置を未確立として、能動的当事者適格の範囲の拡大には消極的である。従ってたとえばツバルが「温暖化防止の義務違反」といった抽象的な一般利益の侵害をもって、裁判所に訴え出た国があったとしても、その管轄権段階判決⁷³で却下される可能性が高い（原告適格の否定）。

損害説にせよ、義務説にせよ京都議定書における履行確保を論じる際には、国家責任法理のみでは困難になるケースが多い。なぜなら国家責任法は、本質的に違法行為発生後に機能し始める事後的なものであり、損害を引き起こした原因国と損害をこうむった被害国との双務的な関係を基礎としているからである。京都議定書が守らせている原則がそもそも予防原則⁷⁴というfictionであり、誰が温暖化によって被害を受けているのか、ということが証明しにくい。温暖化による被害の発生には時間がかかるからである。領域使用の管理責任原則⁷⁵を途上国に当てはめようとしても、資金、人材不足など様々な障害がある

⁷² 他にも、戦争の防止に関する連盟規約の集団安全保障制度 11 条・16 条 1 項、ILO 条約違反に対しての加盟国が行う苦情の提訴 ILO 憲章 26 条、ジェノサイド条約 9 条の締約国の出訴権、条約法条約 66 条 a の強行規範（コス・コーゲンス）に対する締約国の出訴権など

⁷³ 裁判所が判決を下せるのかどうかということを審議する段階の判決。ここで「管轄権あり」となると、本案審議に移ることになる。

⁷⁴ 予見に基づいて、不確定な将来の損害を回避するための義務

⁷⁵ 国家が自国の領域をしっかりと管理しないから悪いのだ、という原則。CO₂排出を抑制できないのは国家に管理能力がないからその過失を認定する、ということもできなくはないが、途上国ではそもそもそれを管理する能力がない国が数多くある。

ため、発展の不平等が改正されない限り、履行したくとも、履行できない国が出てきてしまう⁷⁶。

従って、気候変動問題を考える際には、国家責任法理以外の手続きによって履行確保が図られる必要性が生じるだろう。そこで国際コントロールという行政手続が登場するのである。

京都議定書が「本当に守られているのか」、「もし守れない国があったのならば、どのようにして守らせ、支援していくのか」、ということを国際法ではこの「国際コントロール」という理論を通じて達成しようとしている。国際コントロールとは何なのか、はたして京都議定書における履行確保にどのように役立つのか、具体的に次の章で検討したい。

⁷⁶ 高村 ゆかり、亀山 康子、『京都議定書の国際制度』（大学図書、2002）p.202-203

第2章 国際コントロール（指導・監督を行う制度）

（問い）と（答え）

「Post 京都議定書の政策提言に利用できる制度には何があるか」これが本論文の Research Question であった。この問いに対する答えは、以下のようになる。

「国際コントロールを使って約束を守らせる方法がある」(Research Answer)

（この章の内容）

従って、この章で論じる内容はたった二つである。

国際コントロールとは何か？（第1節）

どの国際コントロール制度が Post 京都議定書の遵守に利用可能なのか？（第2節）

（本章の結論）

締約国の遵守を促進するに当たって京都レジームの外には様々な国際コントロール制度が存在している。本章では 100 種類近い法制度を分析した結果、次のような結論に達した。

「その全てが Post 京都議定書の履行確保に利用できるわけではないが、モントリオール議定書など一部のコントロール方式は十分利用可能である」

どこに問題（ヒント）があるのか？

実は、この「国際コントロール」という理論もあくまで学者の頭の中で国際法の一部の制度を分類したものに過ぎない。国際コントロール条約という名前の法律は存在しないし、単に環境条約などの一部の行政手続を「コントロール」と呼んでいるだけの話である。

しかし、机上の理論だからといって馬鹿にはできない。なぜなら本研究の冒頭で説明した 3NCPs⁷⁷という分析方法を使えば、この機能のうちどの部分が Post 京都議定書に利用できるのか、ということが判明するからである。

本章ではどの部分を分析するのか？

本章ではそのうち特に「モントリオール議定書」と呼ばれる環境条約における「国際コントロール制度」を分析する。

どの範囲で議論するのか？

あくまで Post 京都議定書の履行確保にむけて利用可能な機能のみを紹介し、議論する。

⁷⁷ 本稿 p.14 「研究方法」

第1節 国際コントロールとは

1.1 国際コントロールの定義・目的

国際コントロールとは、国際レジーム⁷⁸内の義務の遵守を確保するために、国際組織などの機関が行う指導・監督のことを言う、(International Control, International Supervision)。

具体的には、国際組織などの多数国間条約上の機関が、国際レジーム内における義務を遵守させる、または適正な事態を確保するために、義務または事態に関する

事実を確定し、

当該多数国間条約上の義務を解釈適用し、

必要な場合には、条約締約国に是正措置を勧告する制度をいう。

(目的)

その目的は受範国による義務の遵守、または、適正な事態の確保である。行政手続である、という点がその特徴だ。そのため、「客観的義務・基準の名宛国による履行確保を目的とする多边的国際制度による監視・指導行為」であると定義されこともあり、締約国の履行確保に対して、実に詳細な手続き規則を定め、その監視機能を強化している⁷⁹。

(歴史的背景)

19世紀から20世紀にかけて国際関税同盟のような多数国の利害調整をはかる制度が相次いで、創設されたことから見て分かれるとおり、もともと国際コントロールというものは近代に入り発展したという経緯がある。この当時伝統的な二国間による外交では、調整しきれない利害調整を図る必要性が生じていたのである。

国際コントロールの起源は、19世紀の国際河川委員会である。国際河川の航行に関して国際河川委員会を設置し、その利害を調整しようとしたライン河(1804年、1815年)、エルベ河(1821年)、シュルト河(1839年)、ドナウ河(1856年)等の諸条約が国際コントロールの一形態として挙げられる⁸⁰。その中でも特に重要な先例として注目されるのが、後述する第一次大戦後の国際連盟の委任統治制度である。これも自己完結的レジームの一種である。

⁷⁸ 小寺彰『パラダイム国際法』(有斐閣、2004) p.193 ここでいう国際レジームというのは、共通利益を目指す多数国間条約のうち秩序としての自立性を持つものの事である。

⁷⁹ 森田章夫『国際コントロールの理論と実行』(東京大学出版会、2000) p.198

⁸⁰ そのほかにも「多数国間において統一的に充足すべき事務」の先例として、当時相次いで創設された国際行政連合が挙げられる。国際電信連合、万国郵便連合、国際所有権保護同盟、著作権保護同盟、国際鉄道輸送連合、国際砂糖委員会、万国農事協会、国際関税公表同盟、他。

Brierly⁸¹は、国際コントロールが発展した経緯を次のように説明する。

「伝統的な外交は、ある国と、他の国との間の事務を処理する手段であって、多くの国が利害を有する一般的な国際事務を処理する手段ではない。この後者の種類の事務は、現代において、その範囲と重要性を著しく増し、国家は以下のことを認めねばならなくなった。すなわち、統治(government)の多くの分野において、自らが他国との行動の調整を取りは計らねば、自国民の利益に対して最もよく奉仕することができない、ということである。この発展は19世紀の中頃から始まった」

国内法における立法、司法、行政という三権のうち、行政権の定義が控除説⁸²に基づき、困難であることから分かるように、この国際コントロール制度は近代に入り、複雑かつ、著しい機能分化を遂げている。

本論文ではその全分野を網羅することはできないが、京都議定書における履行確保という目的のために、これまで研究で蓄積してきた数多くの国際コントロール制度の中から一番重要なものを紹介したい。

この理論は、司法権の根源的役割である 事実認定、法の適用、執行、という機能に準じており、一見すると司法手続に類似するシステムではあるが、C O Pなど国際機関の決定には強制力が無いためあくまで行政手続で履行確保を促そうとする制度である。

強制執行力(司法権)を持った世界政府がない国際社会においては、法律で「強制」するということができない。そのため、この国際コントロールでは、特に是正措置を「勧告」するというやわらかい形で義務の履行確保を促そうとする。そしてそこにいたるまでの過程において、様々な工夫をしているのである。これらの履行確保の「工夫」を京都議定書においても活用できないだろうか。具体的にコントロール制度をみてみよう。

⁸¹ Brierly, *The Law of Nations*, 6th ed., p.95.

⁸² 行政権の定義：三権のうち、立法権、司法権を除いたもの。立法権、司法権に関しては、明示的に定義できるが、行政権に関しては、その対象が多岐にわたるため、行政法学においても積極的な定義はできず、上記のような消極的な定義づけしかできない。(通説；塩野)

第2節 京都議定書に利用可能な他の制度

2.1 国際コントロールの具体例（使えそうなもの）

国際法では実に様々な分野で、自己完結的レジームにおける国際コントロールが見られる。その歴史を踏まえながら、分野横断的に 9 つの制度を見ていこう。それらを踏まえた上で、最後に京都議定書における不遵守手続きへの示唆を抽出する。

2.1.1	モントリオール議定書における不遵守手続き（1989 年）
（その他の国際コントロール Appendix 参照）	
2.1.2	委任統治制度（国際連盟規約 22 条）
2.1.3	信託統治制度（国連憲章第 12 章）
2.1.4	国際人権 B 規約における 3 種の国際コントロール手続き（1976 年） ⁸³
2.1.5	麻薬取締諸条約（第二あへん条約）（1925 年）
2.1.6	ILO 年報の提出、総会への報告（1946 年）
2.1.7	南極条約（1959 年）
2.1.8	長距離越境汚染禁止条約（1979 年）
2.1.9	化学兵器禁止条約 12 条：遵守を確保するための措置（1993 年）

本来ならば上記の全ての制度について説明を加えるべきだが、それをやるとかえってどこに力点があるのかわからなくなってしまう。従って本論部分では、

2.1.1 モントリオール議定書における不遵守手続き（1989 年）

を中心に 3NCPs から詳しく解析した結果を提示する。残りの制度の分析結果は Appendix として、この本文の一番後ろに添付したので、各自、国際条約集で確認してもらいたい。京都議定書に利用可能な特徴は本章の最後に表としてまとめている。

モントリオール議定書は一応環境条約の中ではフロンガスの排出抑制の「**成功例**」と言われる。排出規制に成功した要因として、一方的国内措置⁸⁴に近い形でアメリカが主導権を握って立法が進められたという政治的要因も挙げられる。また、フロンという物質は排出源が限られているため、規制が容易に進んだという技術的な成功要因もある。

確かにこれらの要因はオゾン層を破壊物質する物質を抑制するのに重要な役割を担っているだろう。しかし、本研究ではそれらの成功要因以外にも「制度そのものの設計がうまくデザインされていた」という仮説を立ててみた。つまり、この議定書では国家にフロンガスの排出を抑制するに当たって何らかの「実効的に排出を抑制する仕組み」が組み込まれていたのではないだろうか、と考えたのである。以下この仮説を検証してみたい。

⁸³ () 内は批准された年

⁸⁴ 本稿第 1 章、第 3 節 3.1 を参照

2.1.1 モントリオール議定書における不遵守手続き（1989年）

この議定書は特に重要な国際コントロール機能を内蔵しているので詳細に解析を行う。京都議定書の履行確保に利用可能な**実効性のある機能**は（ヒント）という形で目印をつけてみた（黄色いハイライト部分）。

2.1.1.1 定義

モントリオール議定書とは、正式名を「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」といい、ウィーン条約で定められた枠組みに基づき、オゾン層保護のための具体的な施策を盛り込んだ国際条約として、1987年にカナダのモントリオールで採択された。

この議定書では、5種類の特定フロンについての1998年までの半減と、3種類のハロン（フッ化炭素類）の1992年以降の現状維持が定められている。その後、議定書は数年毎に見直され、**規制対象物質の追加や既存規制物質の規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制を強化している（ヒント）**。2006年時点でイラクや東ティモール以外ほとんどの国が批准を行っており、京都議定書と同様、枠組み条約方式で規制を行う⁸⁵。

このモントリオール議定書にも京都議定書と同様「不遵守手続き」というものが組み込まれており、締約国が上記のフロンなどの規制物質を削減できない＝不遵守（NCP）となった際には、履行委員会により「勧告」や「指示」が行われる。制度の中身を見てみよう。「不遵守手続き」の起草はモントリオール議定書第8条を起点にしている。この第8条に基づき締約国会合が開かれ、不遵守手続きを整備するために附属書が採択されている。

第8条 違反

締約国は、その第1回会合において、この議定書に対する違反の認定及び当該認定をされた締約国の処遇に関する手続及び制度を検討し及び承認する。

ここで注目されるのが、「違反」という言葉を使っている点である。この言葉は京都議定書の使う「不遵守」という言葉よりもかなり重いニュアンスを含んでいる。なぜなら議定書の「違反」は、「国家責任」が発生することを意味するからである。モントリオール議定書では京都議定書に比べてかなり重い義務を締約国に負わせていたことが推定される。

⁸⁵ オゾン層の保護のためのウィーン条約：Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer 枠組み条約：大雑把な条約枠組みのみを定める
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書：Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer） 具体的義務の内容を規定する

2.1.1.2 NCP 創設の背景

気候変動による被害が生じた際には、加害国、被害国の特定といったことが困難である。なぜなら第 1 章で述べたように、損害にはタイムラグがあり、過失の有無の判定も行いにくい。そして、そのような重大な被害が生じている状態（異常気象など）になっているケースではもはやその状態を回復することさえ不可能になっているかもしれない。また、遵守を行う意思があっても、途上国などは、能力の不足による不遵守も多いため、特定国間の対立関係を扱い、事後的救済を図る伝統的な国家責任制度の適用が困難である⁸⁶。そこで、慣習法に頼らずに、レジーム内で不遵守を阻止する仕組みづくりが行われたのである。

「モントリオール議定書」における NCP の交渉過程は以下ようになる。

1989 年	「モントリオール議定書」第 8 条 ⁸⁷ に基づき、第一回締約国会合では、NCP を検討する作業部会を設置 ⁸⁸ 作業部会はNCP草案を作成し、実施委員会 ⁸⁹ を創設 ⁹⁰
1992 年	第二回締約国会合において、NCPの暫定手続を採択 ⁹¹ 第四回締約国会合において、NCPを正式に採択 ⁹²
1997 年	第九回締約国会合では、NCPの見直しが決定 ⁹³
1998 年	第十回締約国会合において、NCPの改正案が採択 ⁹⁴ 。

このように 97 年～98 年にかけて何度も見直しをかけている点が特徴的である(ヒント)。では、その改正案を含めた上で NCP の 3 機能に着目し、分析を行ってみよう。

⁸⁶ 高村ゆかり：「国際環境条約の遵守に対する国際コントロール——モントリオール議定書の Non-compliance 手続の法的性格」、『一橋論叢』、第 119 巻、第 1 号（1998）p.74

⁸⁷ 「モントリオール議定書」第 8 条：「締約国は、その第一回会合において、この議定書に対する違反の認定及び当該認定をされた締約国の処遇に関する手続及び制度を検討し及び承認する」

⁸⁸ Report Of The Parties To The Montreal Protocol On The Work Of Their First Meeting, para.86

⁸⁹ 実施委員会は公平な地理的分布に基づき選ばれた 10 名の国家代表によって構成される。代表たちは年に 2 回集まる。Report of the Tenth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol, UNEP/OzL.Pro/10/9(1998). ANNEX2, para.5

⁹⁰ The First Meeting of the Ad Hoc Working Group of Legal Experts on Non-Compliance with the Montreal Protocol, U.N. Doc. UNEP/OzL.Pro.LG.1/3(1989),ANNEX

⁹¹ Report of the Second Meeting of the Parties to the Montreal Protocol, UNEP/OzL.Pro/2/3, para. Decision /5

⁹² Report of the Ninth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol, UNEP/OzL.Pro/4/15, para.56, Decision /5

⁹³ Report of the Second Meeting of the Parties to the Montreal Protocol, UNEP/OzL.Pro/9/12, Decision IX35

⁹⁴ Supra note 6

2.1.1.3 3NCPs

(1) コントローラー（実施機関） COP 下の履行委員会及び事務局

構成メンバー

締約国会合が選出した 10 の締約国で構成される（任期は 2 年）
1 年に 2 回会合が開かれる。地理的配分に基づいて選ぶが、締約国が 3 期目に入ること
はできない。履行委員会は実質大きな権限を持つことになるため、いつも同じ国がメン
バーに
いることを避ける仕組みになっている（ヒント）。

任務

Monitoring & Inspection & 政治的判断

履行委員会は、事務局からの申立てや関連情報を検討し、締約国会合に勧告を含めた報
告を行うことをその任務とする。締約国に必要な情報を要求し、当事国内部での情報収集
を行うことも可能である。（領域内の査察）

特に注目すべきなのが、事実をただ締約国会合に持っていくのではなく、不遵守があっ
たとされる場合と、無い場合の政治的な判断まで下す権限が委員会に与えられている点で
ある（ヒント）。
どういう形で所轄の官庁が書類を作っているのか、という領域内の査察
まで規定されている（項目 7 の(e)）但し、締約国に断られてしまった場合、強制的に査察
をやるには手続きが必要である⁹⁵。

モントリオール議定書における履行委員会は各国から選ばれた代表メンバーであるため、
ここで不遵守国に制裁的な措置を行うとどういった政治的な影響があるのか、ということ
まで判断基準に含めていた。ここでいう「政治的な判断」というのは、その国が「不遵守」
と認定されると、その国と他国の関係や世界の政治情勢がどうなるか、ということまで考
慮して、判断を行っていたという意味である。

つまり京都議定書のように、純粋に数値的に温室効果ガスをいくら排出オーバーしたら
「不遵守」を認定する、という仕組みではなく、その国の政治状況までも履行委員会のメ
ンバーの頭の中には、あったということである。

⁹⁵ IAEA にも NPT の保障措置協定があるが、実際の使用実績は無い。

(2) フロー

履行委員会は不遵守があったのか無かったのか検討をする。その手続きが始まる契機として、職権による申し立てを行うパターンが三つある。

国家申し立て⁹⁶

事務局申し立て⁹⁷

自国申し立て⁹⁸

手続き上の流れは大体以下のようなになる。

上記の他国、事務局、及び自国が義務履行に「疑念」を持つ

事務局に書面で申立てる

事務局は被申立国に釈明を求める。(3ヶ月以内、あるいは事務局が決めた期間以内

3カ月経過しても無回答

事務局督促

回答を Implimentation Comittee 履行委員会(実施委員会)に情報を送付

事案の友好的解決(amicable solution)を目指し、履行委員会は関連情報を検討する⁹⁹(追加的情報の要請や関係国の国内で情報収集が可能であるが前者に関しては、事務局を通して要請することが必要で、後者に関しては、関係国の同意が必要である¹⁰⁰)

締約国会合に対し、検討の結果を報告し、適切な措置を勧告する¹⁰¹

報告を受けた締約国会合は事案の状況を考慮し、議定書の完全な遵守をもたらすための措置を決定する¹⁰²。

*この過程において、NGOの参加は不可能である¹⁰³。しかし、事務局に対し、情報を提供することが可能となっている¹⁰⁴。

この第 段階の検討が NCP として新しい部分だと評価されている。それまでの国際環境条約では締約国の遵守に対して疑いを抱いても、言いつ放しで終わっていた。査察制度もあったが、詳しい査察方法に関する手続規則は整備されず、慣習法に戻って訴えるしか手段が無かったのである。現実に査察を行うために、細部の技術的なところまで詰めたことがモントリオールの NCP の新しい機能だと評価される(ヒント)。

⁹⁶ 直接に損害を受けている 被害国とは限らない。

⁹⁷ Supra note 6, the tenth Meeting, ANNEX 2,

⁹⁸ この自国による申し立てが新しい部分だといわれている。

⁹⁹ Ibid, ANNEX 2, 7,8

¹⁰⁰ Ibid, ANNEX 2,7(c),(e)

¹⁰¹ Ibid, ANNEX 2, 9

¹⁰² Ibid

¹⁰³ the third working group, supra note13, para.23

¹⁰⁴ supra note6, ANNEX 2,7(c)

(3) パワー

不遵守が決定された場合の措置に関しては、1992年に決定された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の附属書V 議定書の不遵守に関して締約国会合によりとられることの措置の指示リスト」という附属書により3種類の措置が定められている¹⁰⁵

- ・ 適当な「援助」（統計の取り方の整備されていない国に対して、データの収集と報告に関する援助、技術援助、技術移転及び財政援助、情報移転及び訓練を含む。）

- ・ 「警告」を発すること

- ・ 「制裁」条約の運用停止に関する国際法の適用可能な規則に従う、議定書に基づく特定の権利及び特権（産業の合理化、生産、消費、取引、技術移転、財政的措置及び制度的調整に関するものを含む。）の期限付きまたは無期限の停止

以上のような単純明快な結果措置が履行委員会により決定される。最終的な決定権は締約国会議にゆだねられることにはなるが、報告に関して、委員会に大幅な裁量が認められている。このことを見ても、いかにこのレジームのコントローラーが大きな権限を有しているのか、ということが分かるだろう。

¹⁰⁵ Ibid, ANNEX 3

2.1.1.4 不遵守の具体例

この条約では、締約国が不遵守になった際にも、「援助」をやらずに、いきなり「制裁」に行くことはない。過去の国家実行でも「制裁」を突きつける際にはほぼ必ず資金援助措置を同時に行っているのである¹⁰⁶（但し、条約の古典的な運用停止、という事例はある）。

簡単に以下2つの事例を紹介する。

（1）ロシアの不遵守

1995年～	第10回実施委員会会合において、ロシアは、厳しい経済事情を理由に、1996以降の議定書の義務履行が不可能であると訴え、義務の履行猶予、規制物質の輸出規制の回避、財政的、 技術的援助を要請した ¹⁰⁷ 。
	実施委員会は、ロシアの要請をNCP第4項に基づく申立と認定し、 手続きの開始を決定 ¹⁰⁸ 。
	その後の第12回会合において、実施委員会はロシアの「不遵守」への対応を具体的に検討。
	実施委員会は、個別の締約国に公式的に「猶予」を認めることはできない ¹⁰⁹ が、GEF、World Bankによる 資金援助の可能性を指摘 ¹¹⁰ 。
	その後、実施委員会は第7回締約国会合に対し、ロシアの事案に関する勧告を行い、その結果、決議18が採択された ¹¹¹ 。 決議において、締約国会合はまず、1996年度において、ロシアによる 不遵守の発生を予測 （第3項）。
	次に、締約国会合はロシアに対し、関連物質の除却計画に対するロシアの政治的約束や削減計画、貿易規制措置に関する詳細な資料の提供を要請した（第6項）。さらに、締約国会合は、ロシアの遵守を支援するための 国際援助を勧告した 。

¹⁰⁶ 世界法学会 白杵知史『地球環境法における履行確保の制度 オゾン層保護議定書の「不遵守手続」を中心に』「世界法年報第19号」（世界法学会、1999）p.83-86

¹⁰⁷ Report of the 10th Meeting of the Implementation committee, UNEP/OzL.Pro/ImpCom/10/4,para.31

	決議 18以降、毎回の実施委員会会合では、ロシアの遵守状況が検討され、ロシアは実施委員会の継続的監視と関連国際機関（GEF, World Bank）の支援のもとで、オゾン層関連物質の段階的除却計画を進めていた。
2002年	第14回締約国会合では、ロシアの義務の <u>遵守への回帰が認められた</u> ¹¹² 。
要約	（おおまかな流れ） 不遵守の「自己申告」 履行委員会の実施に向けての行動に関する勧告に従わない 勧告無視を締約国会議に送付 締約国会議で援助措置が勧告される ロシア受け入れる。

この年表を見てもわかるとおり、締約国の不遵守に対しては、何度も是正措置の勧告が出され、その過程で援助措置が勧告されている。国際援助というものが履行確保にむけたひとつのキーワードとなっているのである。しかも「不遵守」という事態が生じてから事後的に手続きが起動するのではなく、その前段階であらかじめ締約国の不遵守を予測し、履行委員会が動いているところに特徴が見られる。次に旧ソ連の不遵守事例を見てみよう。

（２）ベラルーシの不遵守

自己申告パターン 履行委員会 締約国会議 削減日程を遅らせる + 国際援助 + 削減日程を遵守しない場合の厳格な制裁の予告し、遵守するまで履行委員会と締約国会議の年次審査に服するとした。
8カ国中ベラルーシは附属書A、Bにある規制物資の削減を2000年までに行うことが不可能と申し立てる。 98年に不遵守の確認 2000年までの新しい削減措置を締約国会議会合で約束（pledge）。 新しい削減達成まで履行委員会と締約国会議の年次審査（review）を受ける。締約国会議会合の決定 pledge が守られる限り、締約国として扱い、不遵守手続きリストAに記載する国際支援を受けることができる。

¹⁰⁸ Ibid, para.31

¹⁰⁹ Report of the 12th Meeting of the Implementation committee, UNEP/OzL.Pro/ImpCom/12/3, para.13

¹¹⁰ Ibid. para.13

¹¹¹ Report of the Seventh Meeting of the Parties to the Montreal Protocol, UNEP/OzL.Pro/7/12, para.30

¹¹² Report of the Fourteenth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol, UNEP/OzL.Pro/14/9, para.133

締約国会議はリストBに従って警告し、2000年までの約束を履行しない場合には、リストCにある措置を考慮し、不遵守の対象である規制物資の供給停止（**議定書第4条の貿易制限措置**）も行つと通知する。

モントリオール議定書の第4条では非締約国との貿易を禁止している。締約国は、この議定書に入っていない国から規制物質を輸入することは禁じられているのである。議定書に入っていない国は悪い国だというフィクションを作った点が特徴的である。

の通知を見ても分かるとおり、ベラルーシは最終的に経済制裁を受けている。ロシアが不遵守に陥ったときには、国際援助を受けている。このとき「まじめに努力をした国は経済的な痛みをうけているのに、守ることをできなかった国が資金援助を受け取るとはおかしい」という意見が表明され、このような制裁的な流れに傾いたと思われる。

90年代に、何度も制裁を受けているロシアのような国は、除名処分を行おうという案すらあった。しかし、結果的にはその案は廃止されるようになったため、援助的な方向に向かっている。そもそも国際環境条約が守らせているものは予防原則である。今実際に損害が発生している国がいれば国家責任は追及ができるが、何も起きていない時点で、抽象的なフィクションの数値を達成できなかったからといって制裁という形の手段は取りにくい。だからこそ、このように制裁を最終的な手段として位置づけた運用を履行委員会が行っているのである。

2.1.1.5 評価

では、以上の事実を踏まえた上で、モントリオール議定書のどこが優れていたのか、京都議定書の遵守へ向けてどのような示唆を含んでいるか検証したい。評価基準は「締約国の遵守を促進できる制度であるか否か」という点である。

ひとことでその特徴を述べると、「**司法的な強制手続きに頼らずに、よりソフトな圧力をかけることによって、義務の履行確保を促そうとしている**」といえる。力による解決を避けるために生まれてきた手続きともいえるだろう。これまで（ヒント）で浮かび上がった特徴をまとめると、モントリオール型のNCPIは履行確保に当たって、以下の点で画期的な制度だと評価できる。

- 実効性がある
- 非司法的性質である
- 柔軟性がある
- 透明性が高い

実効性	
要因	規制対象物質の追加や既存規制物質の規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制を強化している（ヒント ）
	何度も手続きの見直しをかけている点（ヒント ）
	履行委員会は実質大きな権限を持つことになるため、いつも同じ国がメンバーにいることを避ける仕組みになっている（ヒント ）
	政治的な判断まで下す権限が委員会に与えられている（ヒント ）
	現実に査察を行うために、細部の技術的などところまで査察制度を具体化している（ヒント ）

非司法的性質	
要因	問題行為の違法性判断を行わない。
	「原告」、「被告」という違法性を想定させる呼び方をしない。その代わりに、「申立国」(party submitting a reservation) 「関係国」(party concerned) と呼ぶ ¹¹³ 。
	支援的措置が優先的にとられる ¹¹⁴ = レジームの一体性を重んじる。違反(= 不遵守) に対して援助を行う
	関係国は実施委員会での議論(自国が関わるケース) に参加することができる。ただし、勧告の採択過程に参加することはできない ¹¹⁵ 。
	実施委員会は「友好的解決」を目指して、事案を検討する ¹¹⁶ 。
	関係国自身による申立が可能である ¹¹⁷ 。 peers pressure 「誓約と審査」 : pledge and review を行う

¹¹³ (NCP, para3)

¹¹⁴ the third working group, supra note13,para.44

¹¹⁵ (NCP, para.10,11)

¹¹⁶ (NCP, para.8)

¹¹⁷ (NCP, para.4)

柔軟性		
要因		「不遵守」の程度、原因、性質、頻度に応じて、対応措置を決定する ¹¹⁸ 。
		軽度の「不遵守」と能力の不足による「不遵守」は支援的措置で対応し、重大な違反に対し、制裁的措置で対応する。
	iii	締約国を差別する（モントリオール議定書第4条） レジーム内を「善」外を「悪」とみなして進んでいく方式である。 そのため、具体的な査察制度も定めている。

透明性		
要因		最終決定は全締約国が参加する締約国会合（COP）によってなされる ¹¹⁹ 。
		実施委員会の報告書はすべての人が入手可能である（公開） ¹²⁰ 。
		如何なる締約国も実施委員会勧告に関わるすべての情報を事務局に要請することができる。

これらの特徴を見ても分かるとおり、10年以上前の制度であるにもかかわらず、モントリオール議定書は、京都議定書の履行確保を検討するに当たって様々なヒントを投げかけていることが分かる。これらのメリットを京都議定書にも取り込めないだろうか。

¹¹⁸ Ibid

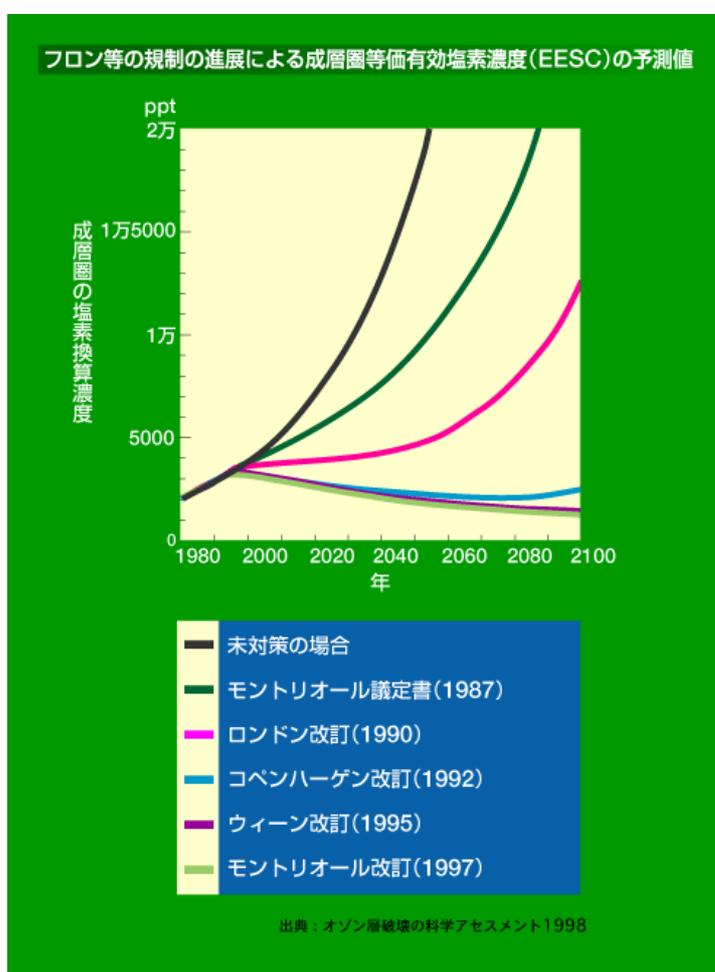
¹¹⁹ (NCP, para.9)

¹²⁰ (NCP, para.16)

2.1.1.6 実証（モントリオール議定書は実際に効果があったのか）

では、これまで見てきたこのモントリオール議定書というレジームは実際にオゾン層保護にどの程度寄与したのであろうか。「WMO/UNEP オゾン層破壊の科学アセスメント 1998、2002」によると、対流圏（すなわち下層大気）では、各種のオゾン層破壊物質の実効的な総量は 1992~1994 年のピーク以来ゆっくと減少していると観測されている¹²¹。工業用ハロンからの臭素量は増加しているものの、塩素総量は減少しているということが観測データから実証されているのである。

図 4 塩素換算濃度の予測モデル



左図をみればわかるとおり、87年のモントリオール議定書の採択及び、その後の度重なる改定が無かったならば、成層圏の塩素濃度が2050年ごろには1980年代に比べて10倍以上に増えているという予測値のデータすらある。もちろん不確実性を考慮に入れるとこのEESCによるモデル分析が100%正しいとは証明しきれていないが、少なくともモントリオール議定書が無かったならば成層圏の塩素換算濃度が増加の一途をたどっていたことはほぼ間違いないだろう。

2003年7月のNASAの発表では、中・低緯度の上部成層圏（高度35~45km）で、1997年以降塩素濃度の増加率が減り、オゾン濃度の減少率が小さくなっていることが指摘されている。上部成層圏オゾンはオゾン全量の数%にすぎないが、明るい兆候の一つである。

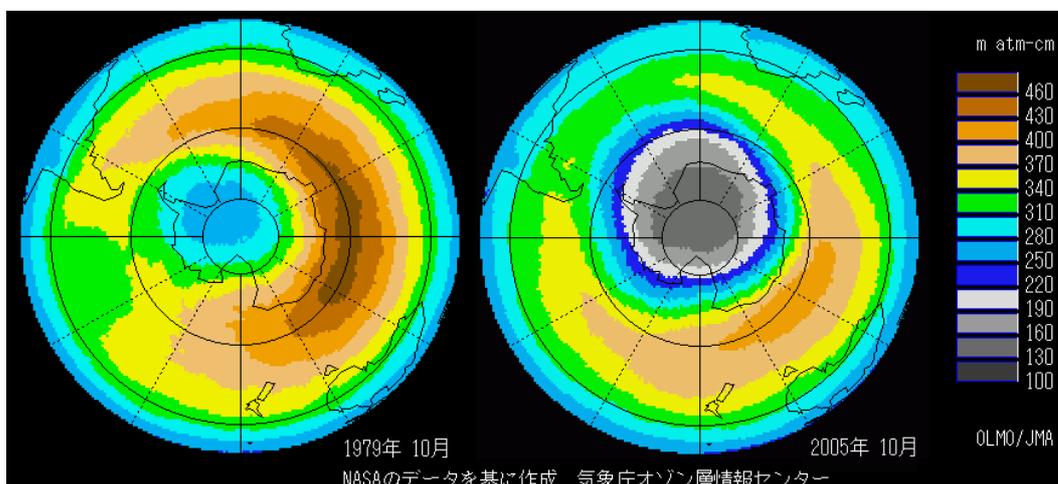
¹²¹ 世界気象機関と国連の科学アセスメント 科学・環境影響パネル報告要旨(2002年)p.95

図 5 南極のオゾン量の変化



但し、これらの図に示すようにオゾン層破壊の現状は、気温によってかなり変動を見せるため、観測時期によってオゾンの量に変化が現れていることがわかる¹²²。オゾン全量データを検証してみても、100~200 atm-cm以上の幅で増減を繰り返す季節がある。2002年に一度回復兆候を示したものの、長期的な回復傾向に入るにはまだ数十年以上かかりそうである。

図 6 オゾン量の分布図



以上のように、モントリオール議定書 NCP がオゾン層保護に直接貢献したという相関関係を証明するには今後 50 年以上の科学的観測データが必要である。

¹²² オゾン全量と単位：観測地点からの大気圏の上端までの鉛直期中に含まれるオゾンを集めて、0.1気圧に圧縮したときの厚さにより、オゾンの全量を表している。単位はDU(ドブソンユニット)または m atm-cm を使い、この状態での厚さを、0.01mm を 1 として換算する。2mm=200DU=200m atm-cm となる。最低オゾン全量とは観測されたオゾンの最低値を表す。

しかし、これまでの国際法における様々な国家実行や実定法を分析する限りにおいて、この議定書のNCPでは実に様々な新しい試みが行われており、そのことが各締約国の国際協力を誘発することになったという作業仮説は立てられる。

WMO/UNEPによる報告書も議定書について以下のような評価を下している¹²³。

モントリオール議定書は機能しており、議定書で規制された物質によるオゾン層破壊は今後10年程度以内に改善し始めると予想される。議定書の効果は現在および今後もいくつかの指標によって示される。全球観測によれば、人為起源の含塩素・含臭素オゾン層破壊気体の実効的な総量は、下層大気（対流圏）において1992～1994年の間にピークに達し、その後減少し続けている。さらにオゾン層破壊気体の成層圏濃度は、現在ピークかピークに近いことが観測から示されている。このため、他の全ての影響が一定と仮定すると成層圏オゾンは増加するはずであるが、オゾンの持つ変動性のため、長期的な回復の開始を検出するのは難しい。予測によれば、全ての国々が改正・調整された議定書に従ったと仮定して、1980年代始めに初めて発見された南極域のオゾンホールは今世紀の中頃までにはなくなるとされている（ここでも他の全ての影響が変わらないと仮定して）。

UNEPによる観測データによると、塩化炭素化合物を起源とする対流圏塩素総量は、1992～1994年のピーク時の観測値より約5%低く、1年当たりの変化率は2000年において-22ppt（-0.6%/年）であったとされる。フロン類の利便性を考えると議定書なしにこれだけの削減は不可能であったと考えられる。**モントリオール議定書は地球温暖化問題の解決へ向けて一定の効果があった**ということは否定できない事実であろう¹²⁴。

従って本研究においてもこのモントリオール議定書に一定の肯定的な評価を下し、この「**モントリオール・モデル**」はPost京都議定書の政策立案を考える際にも、適用可能な要素がいくつかある」と考える。詳しくは第4章で述べることにするが、このモントリオール・モデルを京都議定書のNCPに利用するというを政策提言として考えてみたい¹²⁵。

¹²³ Ibid

¹²⁴ ただし議定書の完全遵守をもってしても、オゾン層は特に今後10年程度は脆弱のままであるとされる。オゾン層破壊物質の大気総量が最大に近いことから、人間活動の影響による擾乱は最大もしくは最大に近い。

¹²⁵ モントリオール議定書の場合は京都議定書とは違い排出源が限られているということも成功要因のひとつとして挙げられる。このように一般にモントリオールのNCPが優れていたから成功したという結論を導くことはできないが、少なくとも法的観点からはかなり様々な工夫がなされていると評価できる。

第3節 まとめ（国際コントロールの特徴）

以上見てきた国際コントロール制度に共通する基盤についてもう一步深く考えてみよう。

3.1 国際社会の一般利益・諸国の共通利益の達成

まず、どの条約レジームをみても分かることだが、レジームの中に共通の目標・理念というものを定めるということが出発点になる。その理念にむけて全締約国を同じ方向に走らせるのである。その理念へ向かうことは諸国の共通利益になり、そのような行動はすなわち「善であり、正義である」と観念されるところが特徴的である。「オゾン層を保護する」ということは「正義」であり、これを守らない国は「悪」であるとして、貿易制裁を行うモントリオール議定書はまさにその典型である。

3.2 説明責任を軸とした履行確保の制度

また、もうひとつの特徴として、法律では「執行」という形で強制的に履行確保を促すのに対して、国際コントロールでは、それよりも少しソフトな「説明責任: Accountability」というものを梃子にして義務を何とか遵守させようとする点が挙げられる。

3.3 行政的手続きの性格

モントリオール議定書の不遵守手続きを見てもわかるとおり、その手続きは強制力のある司法手続きとは大きく異なっている。司法的手続きでは、義務の解釈適用に関する判断に「法的拘束力」をもたせ、それを梃子に義務の履行を確保する。だから、あらかじめ裁判に訴え出る前に締約国による付託合意（自国が裁判管轄権に服するという合意）が必要になるのである。

一方で、行政手続においては、政策的考慮もあって、法的拘束力を原則として持たず、「説明責任」を梃子に国際世論の道義的圧力をかけて、義務の履行確保をしようとする。なぜならこれまで見てきたように、受範囲の主権に配慮することが国際コントロールの本質だからである。

このことはモントリオール議定書に対するロシアやベラルーシの不遵守の事例を見ても良くわかるだろう。これらの国々はたびたび義務を履行できない＝不遵守となっているのにもかかわらず、何の「国家責任」も認定されていない。そのような制裁的な措置を与え代わりに、不遵守国に報告義務を課すことによって自国の遵守状況というものを説明させ(Accountability)、それを審査(review)することによって履行確保を促そうとする委員会の姿勢が看取できる。

3.4 国内法との比較（行政手続法）

このAccountabilityの制度は、国内法、日本で言えば、行政手続法における不利益処分にもしばしば登場する¹²⁶。例えば、行政手続法第13条には以下のような規定がある。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

この国内法でも、「意見陳述のための手続」という言葉がキーワードとしてみる事ができる。この制度はもともと、大きな力を持つ行政庁が一方的に国民の権利義務を傷つけないように、その防波堤として設けられたという制度趣旨がある。このように何か相手方に不利益になるような行為をする際には、「その相手の意見を陳述しなければならない」というのである。この手続きはまさにAccountability（説明責任）にあたる。

例えば今現在東京都が行おうとしている首都圏環状線高速道路の建設事例を思い浮かべてみよう。首都圏に高速道路ができれば確かに便利だが、その道路の近くに住む住人にとっては、とてつもなく迷惑な行為になる。このような時この道路建設を進める行政庁（国土交通省や東京都）は一方的に事業を進めるのではなく、きちんと不利益が生じる住民に対して「説明責任を全うしなさい」ということが法律で定められているのである。

（聴聞を経てされる不利益処分の決定）

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

実際に現場で、この説明責任をどうやって全うするのか、というと中々難しいのだが、このように不利益を受ける側（住民）にしても、処分をする側（行政庁）にしても、お互いにお互いの状況をきちんと説明することが求められているのである。その意見交換を通じて、お互いが満足の行く結果を模索していくことになる¹²⁷。

¹²⁶ 行政手続法第12条～第31条 この法律では、行政庁が不利益処分（土地の強制収用など）を行う際には、公聴会の実施、処分基準の設定、基準の公開、といった事を義務化している

¹²⁷ 筆者は実際にこの首都圏感情高速道路の説明会（公聴会）に足を運んだことがあるのだが、内容的には「これで本当にお互いが納得できるような説明会になっているのか？」という疑問を抱かざるを得なかった。意見を述べているのは一部の市民団体やNGOで、彼らが延々と長い演説のような質問をした後に、行政庁がまた長々と演説を始める、という形式のものだったからである。国土交通省のプレゼン内容も単なる一方的な説明と事業を正当化するデータを提示するのみでどこに不利益が出るのか、ということは全くわからなかった。今後はお互いがきちんとコミュニケーションを取れるような公聴会にしていくべきだろう。

3.5 高次元の規律に進化する可能性

以上見てきたように、国際コントロールや行政手続法といった行政手続では、「説明」や「報告」に関する義務が双方向に向いていることによって、より高次の規律に発展させる契機を内包している。例えば、名宛国が説明責任を果たす過程で、何とか履行確保を促すためにお互いの意見交換がなされ、その中で新たな政策提案、アイデアが生まれてくる可能性がある。一方的な義務の押し付けではなく、コントロール機関と締約国¹²⁸が対等であることによって、政策に関するより意義のある意見交換がなされるチャンスがあるのである。その政策提言の中には、究極目標である温暖化防止に一步でも近づける提案が隠されている可能性を秘めている。

司法的手続きと行政的手続きの最大の違いはその手続きに対する「法的拘束力」の有無である。司法的手続きによる義務の解釈適用は、その法の専門的な解釈適用にこそ手続きの「正統性」が担保されるため、どうしても法的拘束力を伴う形式になる傾向がある。

その一方で、行政的手続きは、「説明責任」を梃子として道義的な圧力・政策的な圧力をかける。これは、単なるパワーポリティクスといった類のものではなく、受任国による「約束」という明示の国際法に依拠した履行確保のシステムである。

その圧力の加わり方が双方向的であるという点に国際法の特徴が見て取れる。以下モンリオール議定書以外の国際コントロール制度全般を見渡した上でこれまで浮かび上がった特徴を簡単にまとめてみた。

3.6 京都議定書に利用可能な特徴

報告制度	<u>個人レベルでの報告制度が用意されている</u> （委任統治協定）
議定書の改正	特権的メンバーを固定する（南極条約）
査察制度	定期視察を行わせること
貿易制裁	規制物資の供給停止（モンリオール議定書第4条の貿易制限措置）
結果措置	<u>「説明責任」を不遵守国が果たすことで履行確保が促される。</u> <u>制裁的な措置と援助的な措置がバランスよく行われている。</u>

「**制裁的な措置と援助的な措置をバランスよく適用する**」。この原則はどの国際コントロール制度でも顕著に現れている。これらの特徴を踏まえた上で、次章でいよいよ京都議定書の不遵守手続きに踏み込んで分析を行ってみよう。

¹²⁸ 国内であれば、行政庁と住民

第3章 京都議定書における遵守・不遵守手続き

(問い)と(答え)

「Post 京都議定書の政策提言に利用できる制度には何があるか」これが本論文の Research Question であった。この問いに対する答えは、以下のようになる。

「京都議定書の不遵守手続きを改正させて利用する方法がある」(Research Answer)

(この章の内容)

従って、この章で論じる内容はたった二つである。

不遵守手続きとは何か？(第1節)

不遵守手続きのどこの部分を改正すればよいのか？(第2節)

(本章の結論)

締約国の遵守を促進するに当たって京都レジームの中には「不遵守手続き」が用意されている。本章ではこの手続きの問題点を主に分析した結果、次のような結論に達した。

「京都議定書の不遵守手続きには問題がある。なぜならその帰結が制裁的であり、実際に不遵守国に対して履行を促す詳細な手続きが未整備であるからだ」

どこに問題があるのか？

アメリカから京都議定書はCO₂削減などできない欠陥のある国際約束だといわれている。

いったい京都議定書のどこに欠陥があるのだろうか？

京都議定書では不遵守手続きを通じて、結果として国家が京都議定書の「不遵守」(総排出量 > 総排出枠)となった場合には、以下のような罰則が与えられる規定になっている。

- a. 次期約束期間に 1.3 倍削減
- c. 排出量取引を行う資格の停止

実はこの制裁的な内容が本論文でもっとも問題視しているポイントである。国家が不遵守となれば当然事業者も排出権取引を行う資格を剥奪される。つまりその影響が事業者にまで及ぶため、ビジネスチャンスが失われるのである。京都メカニズムと呼ばれるこのCO₂の排出量取引こそが、京都議定書のもっとも画期的な仕組みであると評価されている。この市場へのアクセスが制限されてしまうとそもそも国家がこの議定書に参加する意味すら

失われてしまうのではないだろうか。このような疑問を抱いたことがこの研究の出発点にもなっている。周知のとおり、世界最大のCO₂排出国であるアメリカは「京都議定書には致命的な欠陥がある」としてこの議定書から離脱してしまった。その欠陥のひとつとしてこの不遵守手続きの制裁措置というものを挙げるができる。

本章ではどの部分を分析するのか？

本章では多くの問題点が指摘されている京都議定書の中でも京都議定書第 18 条及び「京都議定書に基づく遵守に関する手続きおよびメカニズム」という附属書を取りあげ、その内「強制部により適用される結果措置」という条文の制裁的な内容を分析する。そして、「その制裁的な内容がどういった問題を引き起こすのか」ということを明らかにする。

どの範囲で議論するのか？

あくまで現行制度の「報告制度」と「不遵守手続き」の関係のみを議論の対象とする。その他にもCDMや排出権クレジットの発行に時間がかかりすぎるといった問題点が数多く指摘できるが、それは別稿に譲ることにする。特に国家報告制度は京都議定書の根幹を成しているので、かなり詳しく説明する。けれども、本章の主眼はあくまでNCP；不遵守手続きにあるので、読者はこちらに力点を置いて問題点を理解して欲しい。この章で判明した遵守に関する問題点は、Post京都議定書の制度改革を行う第 4 章で改善案を提示することによって解決したい。

京都議定書で最も重要な問題は、この「不遵守手続きが今後どうなるのか」ということである。いくらCDMや排出量取引制度で懸命にCO₂削減を促そうとしても、結局国が「条約を守る」ということができなければ全ての制度が無駄になってしまうというのがその理由である。最近の研究でNina E. Bafundoは以下のように述べている¹²⁹。

Although the principle *pacta sunt servanda*¹³⁰ requires all parties to a treaty to comply in good faith, noncompliance with MEAs¹³¹ is common. Such noncompliance with treaty obligations diminishes the value of well-drafted legal instruments.

途上国や市場経済移行国は確実に京都議定書を遵守する国家意思を有していても、財政的・技術的理由から履行確保が困難な場合がある。従って、遵守に向けて支援を行うことには合理的理由があり、従来の国際環境法では締約国の不遵守に対して制裁的な措置よりも、資金援助のような Less Restrictive(より緩やかな)措置を取ってきた。

¹²⁹ 21 Am. U. Int'l L. Rev. 461

¹³⁰ 「一旦、合意をしたならば国はその合意に拘束されなければならない」という国際法の原則

¹³¹ multilateral environmental agreements 多数国間環境協定

この種の環境条約ではできるだけ多くの国家の参加が望ましく、条約違反を理由に条約制度から脱退させるような厳しい制裁措置は望ましい手続きとはいえない。この点、京都議定書における遵守委員会で、執行部が厳しい制裁を課している点に問題がある¹³²（締約国に京都メカニズムへの参加資格停止¹³³、削減義務の追加（上乘せ）等）。

本章では COP11 までの京都レジーム上の問題点を概観し、第 4 章でそれらを改善しうる新たな不遵守に関する制度設計を模索してみたい。なお、不遵守手続きの制度設計に当たっては、第二章で分析したモントリオール議定書やその他の制度、日本の国内法（行政手続法）などを参照し、より具体的な制度設計の提言を行うことを目的とする。

¹³² このように制裁的な制度に懸念を示している論文は数多くある。村瀬信也 『国際環境レジームの法的側面 条約義務の履行確保 』「世界法年報第 19 号」(世界法学会、1999)

¹³³ 京都メカニズムのもとで移転を行う資格の停止（第 5 条 1, 2 項、第 7 条 1, 4 項）

第1節 不遵守手続きとは何か

1.1. 問題の所在

京都議定書における不遵守手続きとは何か。

1.2. 不遵守手続き（NCP）の定義

不遵守（non-compliance）とは、一般に、国際約束の違反又は不履行を意味する¹³⁴。そして、その様に条約上の義務を履行できない「不遵守国」には一定条件のもとに法的帰結としての国家責任が発生する。

不遵守手続き：Non-Compliance Procedure(以下NCP)とは、そのような不遵守 違反国に対して、条約機関がその不遵守を審査・認定し、あらかじめ特定された措置を勧告・決定する手続きである。国際人権条約に組み込まれている国家報告制度¹³⁵をさらに推し進めた制度であるといえる。その特徴としては、不遵守の状況に応じて、制裁措置ではなく遵守を促進する点にある。

1.3. NCP の目的

このNCPの制度趣旨は当然、「温室効果ガスの全体の量を2008年から2012年までの約束期間中に1990年の水準より少なくとも5%削減する」という議定書第3条の約束、気候変動枠組み条約上の目的を達成するため、「遵守」を促進し、助長し、執行することである¹³⁶。COP6の時点では以下のように規定されている¹³⁷。

The objective of these procedures and mechanisms is to facilitate, promote and enforce compliance with the commitments under the Kyoto Protocol, hereinafter referred to as “the Protocol.

1.4. 伝統的履行確保の手段とは

気候変動枠組み条約を含めた国際法を遵守できない国に対しては、本来、法律上どのようにして履行確保が図られるのだろうか。何度も述べるように、国際社会では、このような国際法の「違反」に対して、実力でその履行を強制したり、制裁を課したりする固有の法執行（Enforcement）の機関が存在しない。そのため、被害国の対抗措置に基づく法益の

¹³⁴ 世界法学会 白杵知史『地球環境法における履行確保の制度 オゾン層保護議定書の「不遵守手続」を中心に』「世界法年報第19号」(世界法学会、1999)

ただし、「不遵守」に関する条約上の定義は見当たらない。

¹³⁵ 条約・議定書で国際的な基準設定を行い、国内的履行のための立法行政措置を求め、さらに締約国会議に履行措置に関する報告をする義務を課す制度(前述の国際人権条約制度をモデルにしている)。

¹³⁶ 京都議定書に基づく遵守に関する手続きおよびメカニズム 項

¹³⁷ FCCC/CP/2001/5/Add.2

回復を許す方法や、あるいは、関係当事国の合意に基づく紛争解決（Dispute Settlement）が行われてきた¹³⁸。これまで第1章で述べてきた国家責任法もその手段の一つである。

そして、伝統的な国際法において、その究極的な履行確保の手段はただひとつだ。それが、「戦争」である。世界史を紐解いてみれば分かるとおり、国際社会において、唯一主権国家に対して、確実に履行確保を促してきた方法は「勝った者が負けた者に義務を守らせる」という手段である。

しかし、周知のとおり、戦争には多大なコストがかかるため、このような強制的な履行確保の手段は賢明ではない。いちいち戦争や国家責任法、条約法条約など、慣習法上の手続きに戻って履行確保を促すことは二度手間であり、そのような行為はレジーム本来の目的をも阻害してしまう。この問題を避けるために、京都議定書を含めた多数国間環境条約では、そのレジーム内で約束の不遵守を処理できるような制度を整備しているのである。

¹³⁸ 山本草二、『国際法（新版）』（有斐閣、1994）p.43-44

第2節 報告システムと NCP

2.1 京都議定書における国際コントロールの概要

では、具体的に京都議定書では、締約国の履行確保を図るためにどのような手続きを装備しているのだろうか。

京都議定書も他の国際コントロール制度と同様に、締約国による「**国家報告**」、条約機関による報告の「**審査**」というものが重要な役割を担うことになる。まず、締約国から自国の温室効果ガスの排出状況に関する「報告」が行われ、それを条約の事務局にいる専門家が「審査」をすることになる。その結果“怪しい”ということになれば、締約国の「不遵守」が宣言され、不遵守手続き：**NCP**が動き出すことになるのである。

この三つの制度が密接に結びついている時点で、京都議定書は典型的な国際コントロールといえるだろう。本論文では、このそれぞれの制度を組み替え、不要な条項を削除することによって新たな NCP を提言することを目的としている。そこで、具体的な報告制度の内容に踏み込んでこの特殊なレジームを検討することにしよう。

締約国の Non-compliance; 不遵守の種類は以下のように大きく 3 つに分けることができる。
(強制部により適用される措置から分類)

報告義務に対する不遵守 適格性の要件に対する不遵守 約束に対する不遵守

このうち本研究で問題としているのは、約束に対する不遵守である。これは最後に解説する。その前に の「報告義務」という言葉に注目してもらいたい。京都議定書の NCP では、この国家による報告制度というものを大変重要視しており、これを怠った国に対しては、大変厳しい結果措置を適用している（京都メカニズムに参加する適格性の停止）。

2.2 京都議定書における国家報告制度

これから8ページほどにわたって国家報告制度に関する説明を行うが、**本論文の主題は、あくまで「2.3 NCP手続きの起動」という項目にある。**読者はこの**国家報告制度とNCPがどういう関係にあるのか、ということについて考えてみて欲しい。**基本的に国家が報告しなければならないことは以下の3つの書類になる。これらの報告をひとつでも怠ると、その国は「不遵守」とみなされ、NCPが発動するのである。

Inventory (温室効果ガス排出・吸収目録) 年次報告 (定量データ)
National Communication (国別報告書) 定期報告 (定性データ)
その他の報告 特定時期に報告
(約束達成に向けて明らかな前進を示す報告、割当量に関する報告、約束期間満了後の報告)
+ 補足情報 (議定書第7条)

報告に関しては、気候変動枠組み条約第4条、第12条、京都議定書第5条、7条に、審査に関しては第8条に根拠規定がある¹³⁹。

条文を読めば分かるとおり、京都議定書における国家報告では、この温室効果ガスの発生源に関する「目録：Inventoryの作成」というものが鍵になってくる。これを軸にして以下3つの情報 (+ 補足情報) を事務局に報告するよう義務化されているのである¹⁴⁰。

京都議定書は骨抜き条約であってはならない、という趣旨の下で採択された国際約束であるので、やはり排出量を記載しているInventoryに関しては、毎年報告されるようになっている。一方で政策やそのほかの割当量に関しては3~5年ごとに報告すればいい、という仕組みになっており、比較的緩やかな義務と見ることができる。

¹³⁹ 気候変動枠組み条約第四条 約束

すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。

(a) 締約国会議が合意する比較可能な方法を用い、温室効果ガス (モントリオール議定書によって規制されているものを除く) について、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の目録を作成し、定期的に更新し、公表し及び第十二条の規定に従って締約国会議に提供すること。

¹⁴⁰ これらの報告義務(obligation)には、気候変動枠組み条約上の義務と京都議定書上の義務の二種類がある。どの附属書 国も条約事務局に対しては、定期的に報告をしており、条約に基づく報告事項が議定書に基づく報告事項をかねている場合には、議定書上の報告を重複して行う必要はない。

Inventory (温室効果ガス排出・吸収目録)

Inventory とは締約国が UNFCCC に基づいて毎年締約国会議へ報告する情報であり、国別の温室効果ガス排出・吸収量データと算定方法等を記載した文書からなる。

フォーマットは以下のような形式で全世界共通の報告様式になっている。

- ・ CRF(Common Reporting Format) : エクセルのチェック方式になっている

図 7 日本のInventory (温室ガス排出目録)¹⁴¹

[Gt CO ₂ e]	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
排出源								
IA 原料の燃焼	1,136,770.61	1,106,382.06	1,143,567.32	1,163,403.65	1,150,228.90	1,165,744.72	1,193,920.25	1,192,865.53
エネルギー転換部門	329,643.92	319,283.34	339,054.18	347,086.10	338,893.40	365,941.29	382,645.00	378,310.1
事業用発電	300,969.07	291,431.06	311,120.49	319,910.40	312,524.44	338,606.72	355,876.40	351,268.1
地熱熱併給	789.47	835.35	901.05	916.32	871.13	920.37	870.77	947.1
石油製品製造	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
自家消費・送配損失	27,885.38	27,016.93	27,032.65	26,259.38	25,497.83	26,414.20	25,897.83	26,095.1
産業部門	390,663.83	370,033.87	376,594.78	387,086.87	377,201.48	383,990.86	383,974.50	389,449.1
農林	7,862.36	8,482.41	8,358.29	8,463.35	8,630.16	8,995.41	9,479.40	9,888.1
水産	10,997.11	9,149.61	8,769.27	7,848.35	7,549.97	7,192.54	6,193.18	5,991.3
皮革	898.80	846.04	817.87	867.93	904.96	894.70	935.67	974.1
建設業	18,832.10	18,068.96	14,485.80	13,978.19	13,178.37	12,404.59	12,080.82	11,909.7
食品業	13,778.08	13,620.86	13,558.12	13,116.20	12,690.78	12,276.30	11,870.21	11,724.6
化学工業	29,213.85	27,945.61	28,306.55	28,921.94	28,267.42	27,813.72	27,542.30	27,112.7
化学機械	10,385.49	10,721.71	10,631.56	10,415.38	9,977.62	9,749.82	9,819.44	9,669.3
石油製品	13,366.55	13,925.94	14,615.63	15,313.11	14,890.98	15,586.75	16,145.23	16,693.3
化学	158,963.09	67,045.58	69,658.70	71,550.81	68,622.24	66,807.43	65,867.64	66,221.3
非鉄金属	2,780.08	2,129.03	2,012.03	1,990.78	1,915.16	1,887.64	1,758.79	1,749.2
皮革土質	52,665.27	36,480.47	36,843.32	37,928.42	36,676.26	36,239.64	37,474.81	37,234.4
鉄鋼	146,735.31	138,729.45	145,598.61	150,468.31	147,655.34	153,369.96	154,920.76	155,648.7
非鉄金属	3,773.53	3,238.43	3,065.34	2,990.51	2,877.41	2,833.07	2,808.77	2,771.0
繊維	33,447.37	8,354.04	8,393.30	8,410.14	7,872.79	8,303.40	8,175.40	8,095.9
繊維補正	-151,064.18	-31,894.94	-34,076.27	-32,257.30	-30,697.11	-30,689.99	-32,279.43	-32,089.1
皮革業・中小製造業	41,029.00	46,190.47	45,554.96	47,080.96	46,192.23	50,325.89	49,411.82	52,853.3
運輸部門	288,799.14	287,779.33	280,013.80	289,230.32	281,885.74	286,788.85	284,621.01	284,478.3
航空機	10,744.19	10,709.47	10,531.52	10,677.13	10,724.20	10,933.84	11,063.18	10,663.3
自動車	230,747.12	231,595.79	234,118.02	232,961.26	236,066.65	230,589.61	228,795.91	230,273.3
鉄道	779.46	773.18	727.35	707.28	677.35	666.09	628.53	648.0
船舶	16,828.37	14,700.89	14,636.92	14,864.63	14,397.35	14,569.31	14,133.40	12,893.5
民生部門	157,663.71	159,265.52	167,904.56	170,000.35	172,248.28	179,053.73	172,679.75	170,826.3
業務	92,682.45	94,705.94	101,376.50	101,042.07	106,678.16	110,940.15	107,596.33	106,068.5
家庭	64,981.26	64,579.58	66,528.06	68,958.28	65,570.12	68,113.58	65,083.41	64,757.7
その他の(電力分配損失)								
19. 吸収力の減少	48.03	42.79	38.19	36.06	30.50	31.00	34.59	35.7
20. Contents(1.Total), 2.OCC-Sector / 3.Allocated OCC-Sector / 4.Allocated OCC-Sector / c								

特徴

- ・ **定量的データであること (排出量 = 排出係数 × 活動量)**
- ・ 毎年報告すること
- ・ 5つの評価項目を審査される (データの透明性、一貫性、比較可能性、完全性、正確性)

これらの数値データは工場などから実際に排出量を計測するのではなく、経済統計をベースに排出係数をかけあわせて算出される。排出係数は個別の分野ごとに割り振られており、それらを足し合わせることで目録が作成される。

¹⁴¹ 図は日本の例。分野もかなり多岐に渡っており、正確な統計データが要求される。
Greenhouse Gas Inventory of Japan <http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nir-j.html>

インベントリには、京都議定書の対象とされている6種類の温室効果ガス（CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆）以外に、前駆物質（窒素酸化物、一酸化炭素、非メタン炭化水素）及び二酸化硫黄の排出を報告する必要がある。このようにインベントリも締約国が勝手に作成するのではなく、条約、議定書に従って作成されることになる。

その根拠規定は以下ようになる。

根拠規範

- ・ 気候変動枠組み条約第4条、第12条
- ・ 補足情報：京都議定書第7条1項

ガイドライン

- ・ Revised 1996 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories(1996年改訂 IPCC ガイドライン)
- ・ IPCC Good Practice Guidance and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories (IPCC 良好手法方針)
- ・ IPCC Good Practice Guidance for Land Use, Land-Use Change and Forestry (IPCC 吸収源良好手法指針)

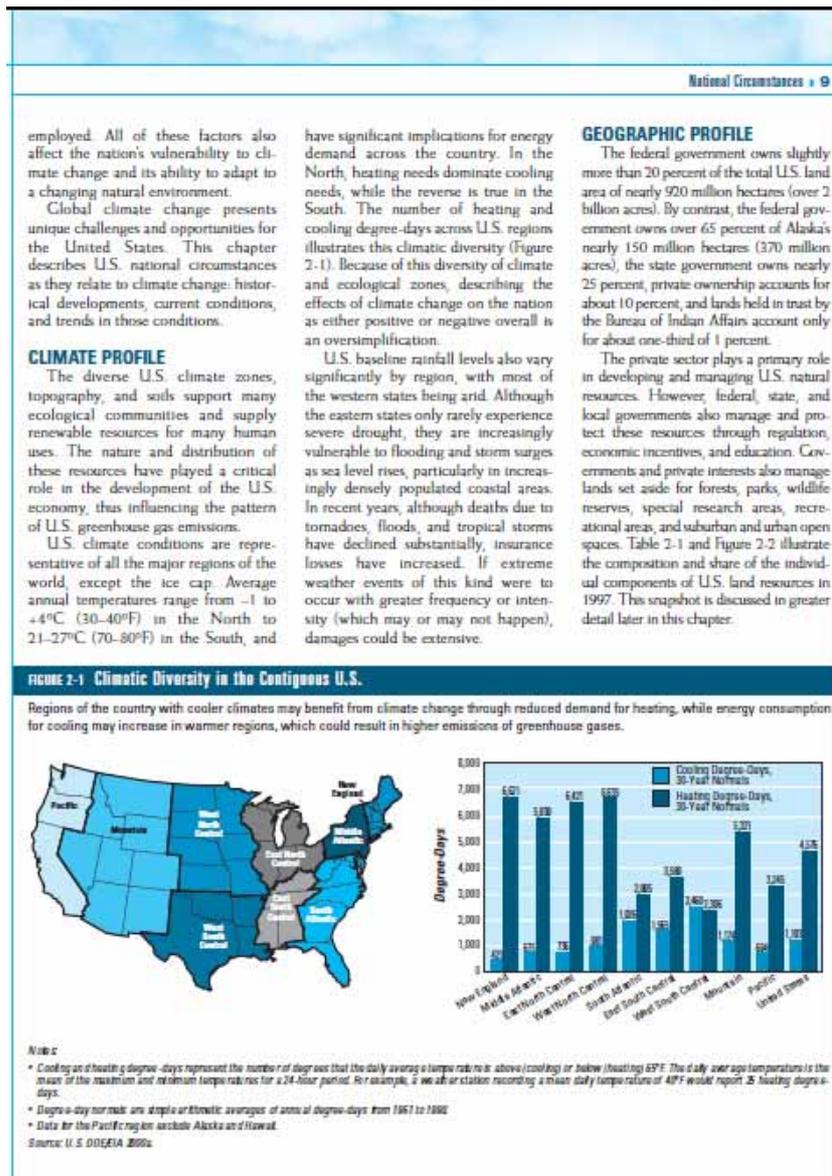
温室効果ガスの排出量は実際に測定するわけではないので、統計データの誤差がそのまま反映される。そこで上記3つのIPCCガイドラインではかなり細かい指示内容を定めている。例えばエクセル上の注釈記号に関しても、NE(not estimated), IE(included elsewhere)という表記は許さず、使用する場合には理由を付してどこにデータがあるか明らかにするようにと書かれている。これらガイドラインは単なるマニュアルではなく、実務上、最も法的拘束力の強いSecondary Rule¹⁴²として締約国を拘束している。

¹⁴² 二次規則 = 手続き規則のこと。枠組み条約や温室効果ガスを制限すべき義務自体は Primary Rule だと考えられる。

National Communication (NC:国別報告書)

国別報告書とはUNFCCCに基づき、締約国が定期的に締約国会議へ報告する情報をまとめた報告書である。温室効果ガス排出・吸収量に関する情報や、各国でとられた政策・措置等が記載されている¹⁴³。フォーマット：比較的自由

図 8 アメリカの National Communication (国別報告書)



出展：UNFCCC>National Reports >Submitted National Communication

143 図はアメリカの第3次国別報告書 条約上の義務なのでアメリカも提出している。ちなみに各国の中で特に報告量が多い国がアメリカである。図や写真を多用する国もあればオーストリアのようにシンプルな構成になっている国もある。各国の政策アピール手段として用いられているようだ。

National Communication(以下 NC)に関しては、Inventory や補足情報のような標準形式と
いうものがあるわけではないので、各国がそれぞれの書式で提出している。

特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定性的データを含むこと (GHG排出に関する国内状況、目録、政策・措置の詳細など) 3~5 年ごとに報告 	
根拠規範 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動枠組み条約第 4 条、第 12 条 補足情報：京都議定書第 7 条	ガイドライン <ul style="list-style-type: none"> ・ Decision 4/CP.5(FCCC/CP/1999/7) ・ Decision 4/CP.8 (提出期限について定めている)

この報告書では、締約国が自国の政策として、気候変動に対してどのような措置を取ろうとしているのか、ということをはっきりと示さなくてはならない。単なる人口や気候、エネルギー消費といった統計数値だけではなく、どのような国内立法が行われ、その実施状況がどうなっているのか、ということの詳細に説明しなくてはならない。日本の第三回国別報告書では、環境省が主体となって、地球温暖化対策推進大綱というものの見直し方針で定めている。

その他の報告 (約束達成に向けて明らかな前進を示す報告、割当量に関する報告、約束期間満了後の報告) 上記の 2 つの報告書をベースに、締約国は特定時期になると、割当量や、約束に関する対策について「報告」しなければならない。
--

3 . 報告制度に関する関連規定

京都議定書の遵守というものを考えるとき、これまで説明してきた「報告書」というものが全ての鍵になってくる。この国家報告に対して、条文で網をかけて法的拘束力を担保しようとしているのが、このレジームの最大の特色だからである。では具体的に議定書の条文上はこれらの報告制度に関してどのような規定を置いているのだろうか。

京都議定書第 5 条では温室効果ガス排出・吸収目録を作成するための方法論に関して以下のような構造で規定されている。

第 5 条 1 項：温室効果ガス排出・吸収目録を作成するための国内制度の整備

第 5 条 2 項：温室効果ガス排出・吸収目録を作成するための方法論、調整法

第 5 条 3 項：地球温暖化係数 (GWP: Global Warming Potential) に関する説明
特に NCP に関係の深い 1 項、2 項について検討していこう。

(第5条1項：温室効果ガス排出・吸収目録を作成するための国内制度の整備)

第五条

1 附属書 に掲げる締約国は、一回目の約束期間の開始の遅くとも一年前までに、温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)について、発生源による人為的な排出量及び吸収源による除去量について推計を行うための**国内制度を設ける**。その国内制度のための指針(2に規定する方法を含める。)は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合において決定する。

京都議定書第5条1項では、第一約束期間の開始する遅くとも一年前、つまり2006年末までに温室効果ガス排出・吸収量推計のための国内制度(National System)を整備するよう締約国に対して要求している。この中には、当然先ほどのNational Communicationや温室効果ガスの排出量及び吸収量の推計を行うために必要な活動データ(GHG目録)も含まれており、排出係数に関する定量的なデータ収集もしなければならない¹⁴⁴。

(第5条2項：温室効果ガス排出・吸収目録を作成するための方法論、調整法)

2 温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の発生源による人為的な排出量及び吸収源による除去量について推計を行うための方法は、気候変動に関する政府間パネルが受諾し、締約国会議が第三回会合において合意したものとする。当該推計を行うための方法が使用されない場合には、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合において合意される方法に従って**適当な調整が適用される**。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、特に気候変動に関する政府間パネルの作業並びに科学上及び技術上の助言に関する補助機関によって行われる助言に基づき、締約国会議の関連する決定を十分に考慮して、これらの方法及び調整について定期的に検討し、並びに適当な場合にはこれらを修正する。方法又は調整のいかなる修正も、その修正の後に採択される約束期間における第三条の規定に基づく約束の遵守を確認するためにのみ用いる。

太字でアンダーラインを引いた箇所注目して欲しい。締約国が議定書第5条1項において報告した温室効果ガス排出・吸収目録(以下GHG目録)の排出量はこの第5条2項に従って調整される。議定書では、GHG目録を作成するに当たって、IPCC Good Practice Guidance for Land Use, Land-Use Change and Forestry(IPCC吸収源良好手法指針)を

¹⁴⁴ FCCC/CP/2001/13/Add.3, p.4

これらの国別報告書に含めるべき事項というのは実際多岐にわたっており、かなり詳細な規定を自国の国内法を通じて作成するよう規定している。これは、ある意味では、国際人権条約に匹敵するほどのカタログ化でもあり、整備しなければならない法的拘束力を伴った要求事項(shallで記載される)が5条項目だけでも15以上ある(例えば温室効果ガス排出・吸収目録について全般的な責任を負う**国家機関の設定**など)。

用いなければならない¹⁴⁵。その指針に即さない形でGHG目録が作成される場合には、その値が調整(adjustment)されることになっている。

その細かい調整技術指針に関する理数学的検討はここでは省略するが、基本的には不確実性を考慮に入れて締約国の排出するCO₂の量を「過小評価しないように」数値を計算しなおすことになっている(安全係数の適用)その調整は以下のような算定式を使用する

(5条2調整)

$M \times CF = 5 \text{ 条 } 2 \text{ 調整値}$

M: 問題が特定された排出量算定のための係数、もしくは問題が特定された排出源について当ガイドラインにしたがって算定された排出量

CF: 安全係数

5条2調整は以下のような要件を満たしたときに発動される¹⁴⁶。

締約国のGHG目録が不完全と判断された場合、
1966年改定IPCCガイドライン及び各種のIPCCが決めた「良好手法指針¹⁴⁷」
に即して作成されていない場合。

それらの審査基準は3つある。5条1項の吸収目録が、

全てのCO₂排出源を網羅しているか、
すべての温室効果ガスの種類を網羅しているか
全国土を網羅しているか。

これらの完全性を審査し、欠落していると判断された際には、5条2調整が発動されることになる。その調整の頻度と数値の離れ具合によって「不遵守」が認定されると、再計画だけでなく、適格性の停止処分が下されることになるのである¹⁴⁸。

また、議定書第5条をベースにした報告書には議定書第7条に基づく「補足情報」というものも含めなければならない¹⁴⁹。

¹⁴⁵ FCCC/CP/2004/13/Add.3 p.12

¹⁴⁶ FCCC/CP/2001/13/Add.3 p.12

¹⁴⁷ 1996年改訂IPCCガイドライン

¹⁴⁸ 第5条2項調整技術指針に関しては、FCCC/SBSTA/2003/10/Add.2 p11-27を参照されたい。

¹⁴⁹ 第七条

1 附属書 に掲げる締約国は、締約国会議の関連する決定に従って提出する温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の年次目録に、第三条の規定の遵守を確保するために必要な補足的な情報であって4の規定に従って決定されるものを含める。

(第7条1項に基づく補足情報)

締約国は議定書第7条報告ガイドラインに基づき¹⁵⁰、以下のような補足情報を事務局に提出しなければならない。

- ・ Greenhouse gas inventory information (GHG 目録)
- ・ Information on emission reduction units, certified emission reductions, assigned amount units and removal units (京都ユニット)
- ・ Changes in national systems in accordance with Article 5, paragraph 1 (国内制度)
- ・ Changes in national registries (国別登録簿)
- ・ Minimization of adverse impacts in accordance with Article 3, paragraph 14 (適応)

個別の詳細な説明は省くが、**もし上記のうち一つでも報告できなければ京都メカニズムへの参加資格を失うことになる**¹⁵¹。すなわちマラケシュ合意によればこの報告は2010年から義務事項となるが、もし京都メカニズムの参加資格を継続して得たいのであれば、議定書第7条4項に基づく初期割当量に関する報告の翌年、2007年から毎年自主的に提出しておく必要がある。但し、この最後の議定書第3条14に則った悪影響の最小化に関する報告は京都メカニズムの参加要件からは除外された。

ちなみに7条2項に基づいて報告しなければならない補足情報には、以下のものを含めることになっている。

(訳)

- 1 . 議定書第5条1項に沿った国内制度に関する情報
- 2 . 国別登録簿情報
- 3 . 議定書第6・12・17条に基づくメカニズム関連の補完性に関する情報
- 4 . 議定書第2条に沿った政策および措置
- 5 . 国内・地域計画、and/or 立法措置と執行・管理手順
- 6 . 議定書第10条に基づく情報
- 7 . 資金源

¹⁵⁰ FCCC/CP/2001/13/Add.3 p.21

¹⁵¹ FCCC/CP/2001/13/Add.3 p.20

2.3 NCP 手続きの起動

以上の報告書が専門家により審査された結果「問題あり」とされた国に対してはNCPが発動されることになる。その結果、適格性の停止や約束の増大など厳しい制裁処分が待っていることになるのだが、そのための手続きとして、現行の京都議定書はどのような構造で作られているのか分析してみよう。

条文上は、京都議定書第 18 条を基点にして、「京都議定書に基づく遵守に関する手続きおよびメカニズム」という附属書を付する形で手続きを定めている。これは、第 7 回締約国会議 (COP7) で決定された勧告決議というものである。周知のとおり、京都議定書というのは、気候変動に関する国際連合枠組み条約という枠組み条約の中で作動する国際レジームである。そして、その気候変動枠組み条約では、1992 年の採択以来、毎年締約国会議 (Conference Of the Parties: COP) というものを開いており、そこでは毎回様々な決議が採択されている。それらが、ソフト・ローとして、京都議定書の漸進的発達を促しているのである。

この勧告決議によると、京都議定書で「不遵守」が認定されると、主に以下二つの手続きが起動される。

制裁的な措置 (執行部)

援助的な措置 (促進部)

これらの措置は、議定書第 18 条をベースにし、各国が京都で約束した削減目標をきちんと守るようにし、約束を守らなかった国に対しては、何らかの措置を与えるしくみになっている。つまり、条約の規定と照らして締約国 (条約を批准した国) の行動が合致しているかを検討し、合致していない場合、不遵守の認定を行い、不遵守の是正のための対応を決定するのである。¹⁵² このように「数値約束を達成したのか」、という定量的な遵守 (Quantitative Compliance) と、CO₂削減に向けて「行動が正しいのか」という定性的な遵守 (Qualitative Compliance) の双方を遵守委員会が審査することになる¹⁵³。

法的拘束力を持った数値約束を中心的な内容とする京都議定書においては、特にその遵守手続きが最も重要となる。具体的に条文を見てみよう。

¹⁵² 京都議定書研究会 (環境省、IGES) 『京都議定書の解説』(2005) p.178

¹⁵³ Jacob Werksman, Designing a compliance system for the UN Framework Convention on Climate Change の Compliance Theory をベースに分類した。

第 18 条

京都議定書の第 1 回締約国会合 (COP/MOP1) で、議定書に定められている条項の不遵守を認定し、その原因、種類、程度及び頻度を考慮しつつ不遵守に対する効果的な対処手続きを施す制度を承認しなければならない。また、拘束力のある措置を課する場合、議定書を改正しなければならない。

上記の規定はマーカ-的な性格を有している¹⁵⁴。おおまかな内容は、京都議定書のこの第 18 条に従い、法的拘束力のある措置を課す手続 (制度) を採用する場合は、議定書を改正しなければならないと書かれている¹⁵⁵。

従って制度の具体的な中身については何も定めず、その詳細をハーグの COP6 で決定するために交渉が行われてきた。その後の交渉を経て、COP7 では、次のような遵守手続き案が「合意」されている。これは締約国会議の決定事項なので事実上の拘束力を伴っている。

(Decision24/CP.7) (Procedures and mechanisms relating to compliance under the Kyoto Protocol))¹⁵⁶

本章ではCOP11 までの決議を分析対象として、再び冒頭で独自に定めた下記の三つの視座から分析してみよう。すなわち以下の 3NCPs=不遵守手続きの三つの機能というから詳しく解析する¹⁵⁷

コントローラー (実施機関)、フロー (手続きの流れ)、パワー (結果措置の威力)

¹⁵⁴ 起点となっているという意味。この条文を元にさらに細かい規定を設けていく。

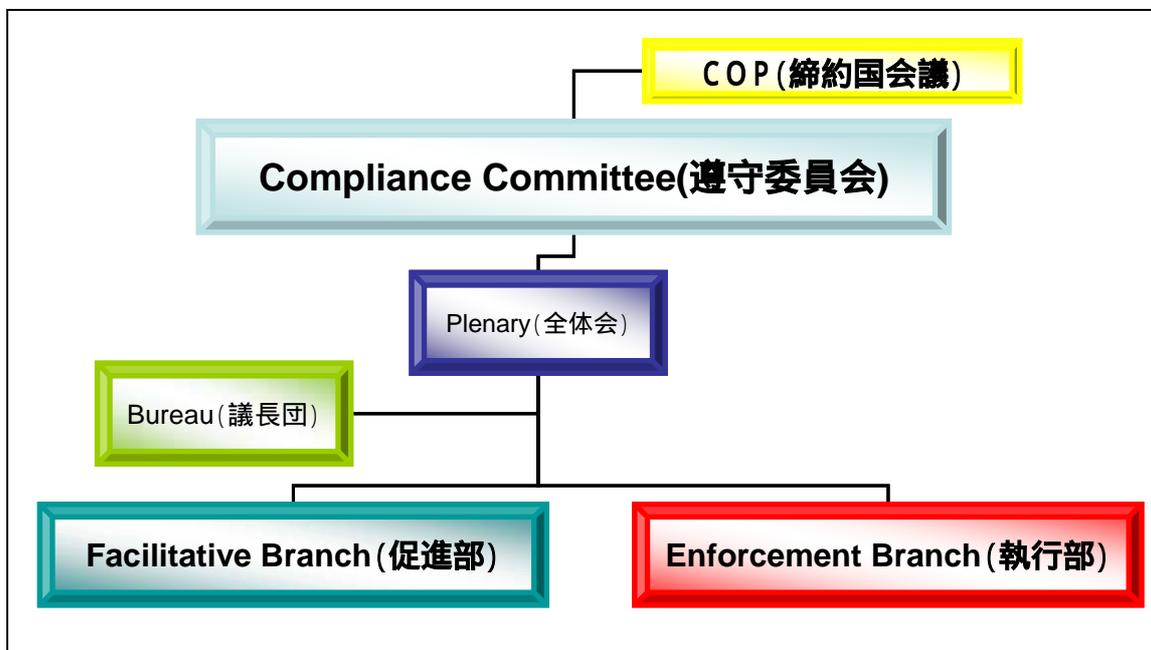
¹⁵⁵ しかし、後述するように実際問題、京都議定書の改正というのは、ほぼ不可能である。ではなぜ、この文言が挿入されたのか。実は、この条項は、法的拘束力を伴った制裁措置を嫌った先進国 (主にオランダ、日本) の要求に従って挿入された経緯がある。この改正要件は、不遵守になりそうな先進国と途上国との間の妥協案として登場してきたのだ。

¹⁵⁶ FCCC/CP/2001/13/Add.3 p.64

¹⁵⁷ ちなみにこの分野は今この瞬間も日進月歩で新しい展開が生まれており、2005 年時点でサウジアラビアから NCP に対する修正が求められている (FCCC/KP/CMP/2005/2)。2007 年 12 月にはこの Compliance の分野の修正に関する結論が SBI により報告されることになっており、近い将来にはこの制度も大きく変わっていく可能性がある。

2.3.3 コントローラー（遵守手続きを担う国際コントロール機関）

図 9 コントローラーの組織図



この論文では、コントローラーを、適正な手続き（フロー）を通じて遵守を促す行政主体（条約機関）と定義する。

図に示すように COP の下にある 5 つの機関が NCP を遂行するコントローラー達である。締約国は彼らによってコントロールされるアクターと解釈する。この中でもより強いパワーを持つ機関が Enforcement Branch (執行部) である。彼らが議定書を運営していく上で、実質的な決定権を持っているといっても過言ではないだろう。そこでの決定事項が最高機関である COP に送付され、最終的な締約国の処遇が決まることになる。

前述したように締約国が「不遵守」に陥った際に、「制裁」を加えるのが執行部である。その手続きはいわゆる”Punitive Sticks”（強制的な執行）にあたる。国が京都議定書に入りたくなくなるという意味で、ディスインセンティブ措置（ムチ）と呼ぶことができるだろう。

これに対して、Facilitative Branch (促進部) では締約国を「援助」することで遵守を促進しようとする。いわゆる”Carrot Approach”をとることになる。“にんじん”をぶら下げることによって締約国を「遵守」へむけて走らせるのである。ここで“にんじん”に当たるものには、「助言」、「援助」、「技術移転」、「Capacity Building（能力構築）」、「財政援助」などが挙げられる（付属書 (a),(b)）。国家がこれら“にんじん”を目標にして議定書に入りたくなるとい意味で、促進部により適用される結果措置は、インセンティブ措置（アメ）に分類することができるだろう。

(1) 第一約束期間の構成メンバー (2006 年時点¹⁵⁸)

図 10 履行委員会のメンバー

COMPLIANCE COMMITTEE				
Group / Name	Branch	Member/ Alternate Member	Country	
WEOG				
1	Mr. Nuno S. LACASTA	Enforcement	Member*	Portugal
2	Mr. René Johannes Maria LEFEBER	Enforcement	Alternate*	Netherlands
3	Mr. Marc PALLEMAERTS	Facilitative	Member*	Belgium
4	Mr. Pierre DUCRET	Facilitative	Alternate*	France
AFRICA				
5	Ms. Johanna Gertruida Susanna DE WET	Enforcement	Member**	South Africa
6	Mr. Joseph Armathé AMOUGOU	Enforcement	Alternate**	Cameroon
7	Mr. Ismail Abdel Rahim EL GIZOULI	Facilitative	Member**	Sudan
8	Mr. Ratemo W. MICHIEKA	Facilitative	Alternate**	Kenya
ASIA				
9	Mr. Wei SU	Enforcement	Member**	China
10	Mr. Mohammad ALAM	Enforcement	Alternate**	Jordan
11	Mr. Khalid Mohammed ABULEIF	Facilitative	Member**	Saudi Arabia
12	Mr. Jai-Chul CHOI	Facilitative	Alternate**	Korea
AOSIS				
13	Mr. Amjad ABDULLA	Enforcement	Member*	Maldives
14	Ms. Mary Jane MACE	Enforcement	Alternate*	Micronesia
15	Mr. Ian William FRY	Facilitative	Member*	Tuvalu
16	Mr. Héctor CONDE ALMEIDA	Facilitative	Alternate*	Cuba
GRULAC				
17	Mr. Raúl ESTRADA OYUELA	Enforcement	Member**	Argentina
18	Ms. Patricia ITURREGUI BYRNE	Enforcement	Alternate**	Peru
19	Ms. Maria Andrea ALBÁN DURÁN	Facilitative	Member**	Colombia
20	Mr. Ato Jamal LEWIS	Facilitative	Alternate**	Antigua & Barbuda
EASTERN EUROPE				
21	Mr. Oleg SHAMANOV	Enforcement	Member*	Russian Federation
22	Mr. Vladimir TARASENKO	Enforcement	Alternate*	Belarus
23	<i>Vacant</i>	Facilitative	Member*	
24	Mr. Valeriy SEDYAKIN	Facilitative	Alternate*	Russian Federation
ANNEX I				
25	Mr. Sebastian OBERTHUR	Enforcement	Member**	Germany
26	Mr. Tuomas KUOKKANEN	Enforcement	Alternate**	Finland
27	Mr. Stephan MICHEL	Enforcement	Member*	Switzerland
28	Ms. Kirsten JACOBSEN	Enforcement	Alternate*	Norway
29	Mr. Hironori HAMANAKA	Facilitative	Member**	Japan
30	Mr. Mark BERMAN	Facilitative	Alternate**	Canada
31	Ms. Anna DIXELIUS	Facilitative	Member*	Sweden
32	Mr. Nicola NOTARO	Facilitative	Alternate*	European Community
NON-ANNEX I				
33	Mr. Bernard NAMANYA	Enforcement	Member**	Uganda
34	Ms. Gladys Kenabetsho RAMOTHTWA	Enforcement	Alternate**	Botswana
34	Mr. Ilhomjon RAJABOV	Enforcement	Member*	Tajikistan
36	Mr. Ainun NISHAT	Enforcement	Alternate*	Bangladesh
37	Mr. Mamadou HONADIA	Facilitative	Member*	Burkina Faso
38	Ms. Inar ICHSANA ISHAK	Facilitative	Alternate*	Indonesia
39	Mr. Javad AGHAZADEH KHOEI	Facilitative	Member**	Iran
40	Mr. Paata JANELIDZE	Facilitative	Alternate**	Georgia

* for a term of 2 years

** for a term of 4 years

* UNFCCC ;List of members/alternate members of the Compliance Committee

¹⁵⁸ Decision 24/CP.7 of the Marrakesh Accords

この人達がマラケシュ合意によって決定されたコントローラーのメンバー達である。構成メンバーの数はこのように、Facilitative Branch 10人、Enforcement Branch 10人、合計20人でPlenaryを構成する。各委員はそれぞれの地域グループ(WEOG, Africa, Asia, AOSIS, GRULAC, Eastern Europe)から選出され、促進部、執行部ともに、附属書国(先進国)と非附属書国(途上国)から衡平に4人ずつ選ばれる。ちなみに日本人も選ばれている¹⁵⁹。

上記の2つのBranchは、バラバラの独立した機関ではなく、全体会の下に相互に連携している。原文を参照してみよう¹⁶⁰。

III. PLENARY OF THE COMMITTEE

1. The plenary shall consist of the members of the facilitative branch and the enforcement branch. The chairperson of each branch shall be co-chairpersons of the plenary.

(d) To develop further rules of procedure, including rules on confidentiality, conflict of interest, submission of information by intergovernmental and non-governmental organizations, and translation, for adoption by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Protocol by consensus;

注目されるのは(d)項のように、NGOやその他の利益の対立を盛り込みつつ、手続き規則を発展させようとする姿勢が議定書の随所に見られることである¹⁶¹。つまり、京都議定書のNCPにおいて、コントローラーとなりうるのは、行政機関のみではなく、専門家、NGO、不遵守国をも含めたあらゆる利害関係者である。近年様々な公共開発事業の現場でもPI(Public Involvement)と呼ばれる方式で市民や利害の対立するもの同士を開発計画に取り込もうとする動きがあるが、議定書では、このCOP/MOPが一種の公聴会のような役割までも果たしている。このように対立するコントローラーを取り込む措置はしばしば議論を長期化させてしまう。しかし、議論を尽くす過程を大切にすることによってより洗練されたコンセンサスの形成を促す可能性があるだろう。

¹⁵⁹ 浜中裕徳(慶應義塾大学環境情報学部教授)表を見ればわかるとおり、Compliance Committeeのメンバーの中にある日本人の名前はただ一人である。Facilitative branchの委員であるが、Enforcement branchにはいない。執行力があるのはEnforcement branchなので最終的な制裁決定は行えないが、約束の遵守を促進する役割を担うことになる。

¹⁶⁰ FCCC/CP/2001/13/Add.3 The facilitative branch and the enforcement branch shall interact and cooperate in their functioning

¹⁶¹ 附属書4にも「権限ある政府間組織及びNGOは、関連する事実上および技術上の情報を、関係する部に提出することができる」という明文の規定がある。

(2) 決定の方式

委員会はいかなる決定についても、コンセンサス方式¹⁶²により、合意に達するようあらゆる努力を払う。そして、コンセンサスのためにあらゆる努力を尽くした場合の最後手段として、出席し、かつ投票する委員の四分の三以上の多数による議決で最終決定を採択できることになる（附属書 9）。

すなわち、促進部、執行部のどちらも附属書 9（先進国）の過半数の同意が得られなければ決定の採択ができない仕組みになっている。特に執行部は附属書 9 に所属する委員の内 2 人が反対すれば、決定はできない。促進部についても附属書 9 からの委員の 3 人が反対すると決定は採択できない仕組みになっている¹⁶³。ここでもより緩やかな措置を望む先進国と厳しい制裁を課したい途上国の妥協の跡が見て取れる。

ちなみに促進部の行う措置には非附属書 9 を含む全ての国家が対象となる。その一方で、執行部が対象とする義務の名宛人となりうるのは附属書 9 に限られることになる。従って執行部の行う結果措置は非附属書 9 に対しては、適用されない。現行の議定書の元では、今後も途上国に対して強制的な義務を課していくという可能性は少ないと考えられる。

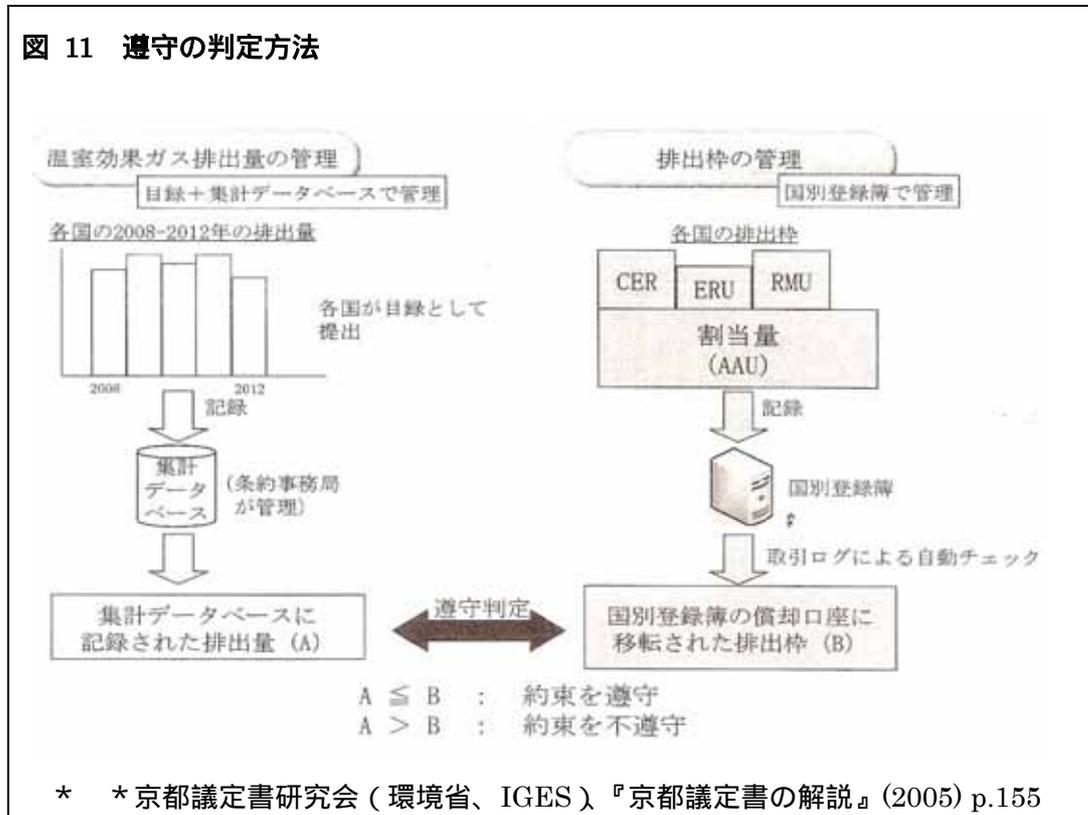
¹⁶² 全会一致ではない。反対がないという意味。反対派がいなくなるまで議論を尽くし、タイミングを見計らって議長が落としどころを決定する。

¹⁶³ 京都議定書研究会（環境省、IGES）『京都議定書の解説』（2005）p.181

2.3.4 フロー（手続きの流れ）

フローとは、国際コントロール機関による行政手続を意味する。その手続き開始から最終決定に至るまでの過程において、以下に説明する驚くべき仕組みが組み込まれている。

図 11 遵守の判定方法



NCP という手続きが動き出すには、その国が約束を「遵守」できたのか、それとも守れずに「不遵守」という結果になってしまったのか明確に「判定」することが必要になる。

遵守の判定は図のように各国のA.排出量とB.排出枠を比較し、排出量が排出枠を上回ってしまった場合に締約国の「不遵守」が認定される。附属書 国は毎年、温室効果ガスの排出・吸収目録を条約事務局に提出するよう義務付けられており、それらはコンピューターの集計データベースへと記録されていく。また、締約国はそれぞれ京都ユニットと呼ばれる排出枠をクレジットの形で口座に貯金している¹⁶⁴。これらには、CDMやJI,排出権取引によって得られたクレジットを含んでおり、このクレジットを償却しきってもなお、排出量が上回ってしまう国に対してのみ「不遵守」が言い渡され、その帰結として次のような不遵守手続き：NCPが発動するのである。

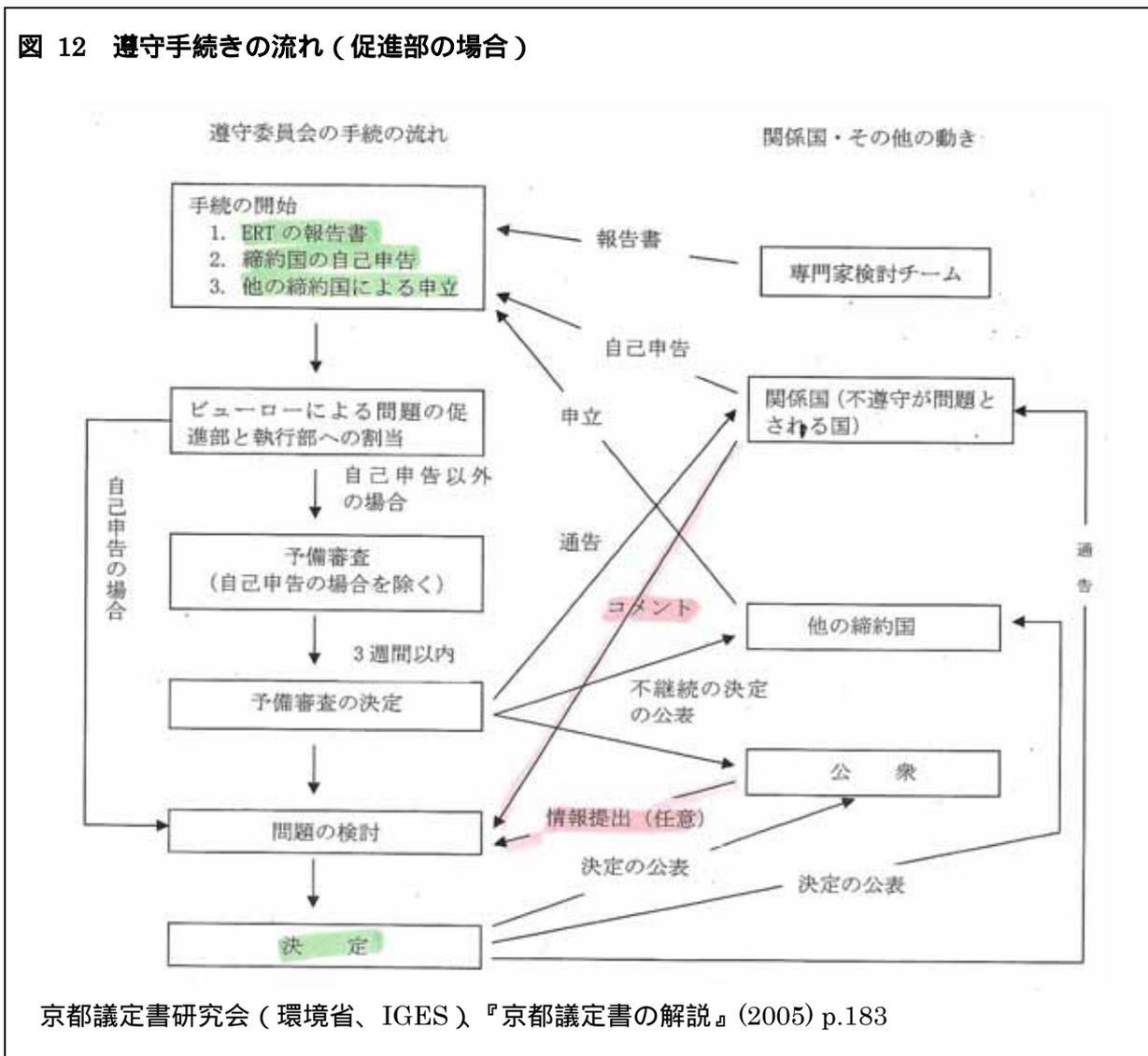
¹⁶⁴ JI や CDM, Emissions Trading で得たクレジットのこと。以下のような種類がある。

(1) 手続きの契機 (Trigger)

下図の緑色のハイライト部分に注目してもらいたい。遵守手続きを開始するに当たって議定書は3つの契機(Trigger Mechanism)を備えている。促進部、執行部共に、 専門家、 締約国自身、 他の締約国、このいずれかの主体によって締約国の遵守状況に「疑義」が示されるとNCPが動き出すのである。

(2) 促進部のフローチャート

図 12 遵守手続きの流れ (促進部の場合)



(a)Trigger に関して、

3つの trigger の中でも特に ERT (Experts of Review Team): 専門家による審査が重要な役割を担うことになる。なぜなら 自己申告も、 国家報告制度も遵守を促進するというNCP 本来の機能にあまりそぐわないからだ。国際コントロール理論の歴史の中で新しいと称されるのが、 の締約国による不遵守の「自己申告」である。これは、「国家というの

は本来正しいことを行い、条約はきちんと守るものだ」という性善説を前提としている。モントリオール議定書においてはじめて導入され、一定の実績のあるシステムではあるが、後述するように、促進部の適用する措置は不遵守国に対する「援助」である。性悪説に立つならば、自己申告を行う不遵守になりそうな国は、しばしばこの資金援助やその他の技術支援をあてにする可能性が高い。

また、 国家報告制度も、国際人権 B 規約をはじめとする様々な国際コントロールで導入されているが、使用実績はほとんどない。自国が他の締約国を通報するには、そのような実施上の問題があることを証明する必要があり、万が一誤報があった際には、その不遵守国との関係悪化に繋がる可能性があるからだろう。それ以前に自分で約束したことを他者から指摘されて守る、ということは国際社会の常識に反する。

従って、国家報告制度、自己申告共に、履行確保の効果は低く、ERT による評価の審査基準の立て方が履行促進の鍵になってくるだろう。

(b) 執行部との違い

赤いハイライトの部分に着目してもらいたい。チャートを見れば分かるとおり、「手続きの開始」から最終的な決定による措置(Consequences)に至るまで、コントロール・コントローラー(遵守委員会)と締約国の間を矢印が行き来していることが分かる。そこでは、「コメント」や「情報提供」といった不遵守国から委員会に対して働きかけるチャンスが見取れるのである。

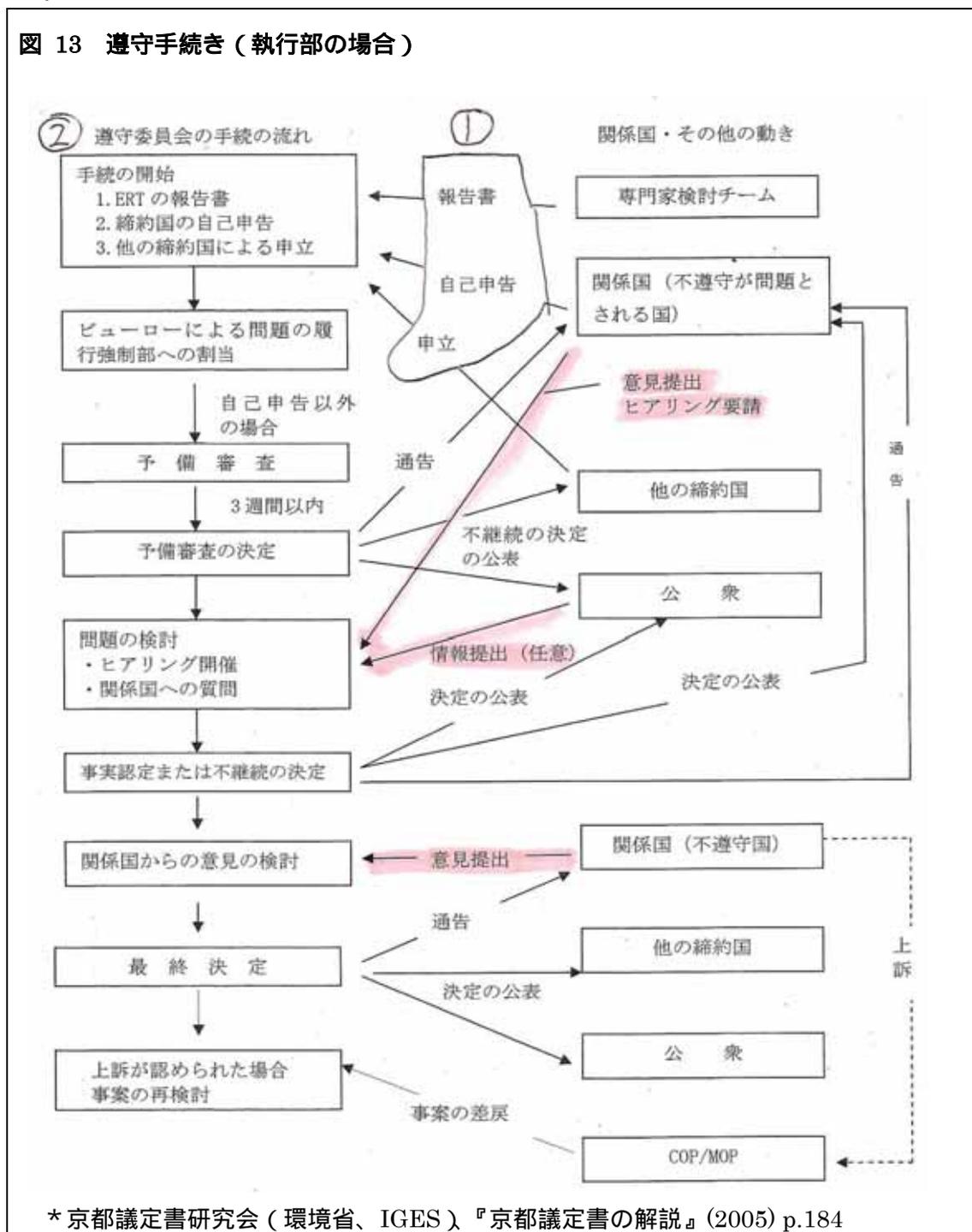
促進部にかかる事案に適用される手続きの場合、手続きが開始された事案が一見して根拠があるものかどうかの審査を行う「予備審査」というものを経て、不継続の決定が行われない限り、促進部で事案の検討が行われ、措置が決定される。自己申告の場合には、予備審査は行われず、そのまま事案が各部で検討され、措置が決定されることになる。

ちなみに促進部の措置は議定書第 16 条に基づき、条約上の協議手続き(Multilateral Consultative Process)と並行して活用される可能性がある。条約実施に困難を抱える締約国への助言の提供を行うため多数国間協議委員会へと付託されるのである。

促進部の手続きでは2006年の時点でこれ以上細かい手続き期限について取り決められていないが、執行部にかかる事案では、かなり精微な手続きと期限が定められている。

(3) 執行部のフローチャート

図 13 遵守手続き（執行部の場合）



* 京都議定書研究会（環境省、IGES）『京都議定書の解説』（2005）p.184

ここでも、右から左へと流れる赤く塗った矢印に着目してもらいたい。へ向かって手続きが流れている。邦訳の具体的な流れは附属書の に記載されているので国際条約集¹⁶⁵を開いてみよう。特徴は以下の点になる。

¹⁶⁵ 大沼保昭 『国際条約集 2006』（有斐閣、2006）p.532

最終決定が関係締約国からの意見の検討に基づいて行われること。

審議の過程が常に公表されていること。

第3条1項の数値約束の不遵守に対しては、COP/MOP への上訴の途が開かれている。

にあるように、締約国がDue Process（適正手続）を踏まれていなかったと考えた際には、執行部の決定を差し戻すように、上訴を行う権利が保障されている¹⁶⁶。これはCOP/MOPで3/4以上の採択が得られれば可能であり、可能な限り締約国の主権に対して配慮していることが分かる。最終的な決定に至るまでに名宛人に対して何度も意見提出や情報提出の権利を与え、その「説明責任」を梃子にして遵守を促進しようとする姿勢がみえることだろう。不遵守国の公表というものもその役割の一端を担っていることになる。

つまり国内における一部の行政手続（例えば日本）のように、コントローラーである行政機関の下す「行政処分」に対して、厳格な執行力が付与されていないである。執行力とは、相手方の意思に反して行政行為の内容を行政権が自力で実現しうる効力のことである¹⁶⁷。国内法の例では、税金が挙げられる。租税賦課処分に対して、これに従わず国税を滞納しているときに、行政庁は、私人間のように、自身が裁判所に訴えることを要せずに、自ら滞納処分を実行して、自己の債権を回収できる¹⁶⁸。もちろん国内の行政行為にも、根拠規範となる制度が用意されていなければ執行力はない。しかし国内であれば、不可争力や公定力と結合することによって一般的に行政庁は大きな権限を有することになる。

京都議定書のNCPを分析する限りにおいて、不可争力や公定力は連動しているが、**執行力はほぼ無い**と断言してよいだろう。不遵守を通告されると、締約国は10週間以内に、その情報に対して反駁を含む書面による意見を出すことが義務付けられている（附属書の1）。この締約国の意見を無視して、勝手に不遵守に対する決定を下すことはできないのである。義務の実現へ向けてコントローラーと締約国の相互に協力を行っているといえる。

¹⁶⁶ FCCC/CP/2001/13/Add.3 XI. APPEALS

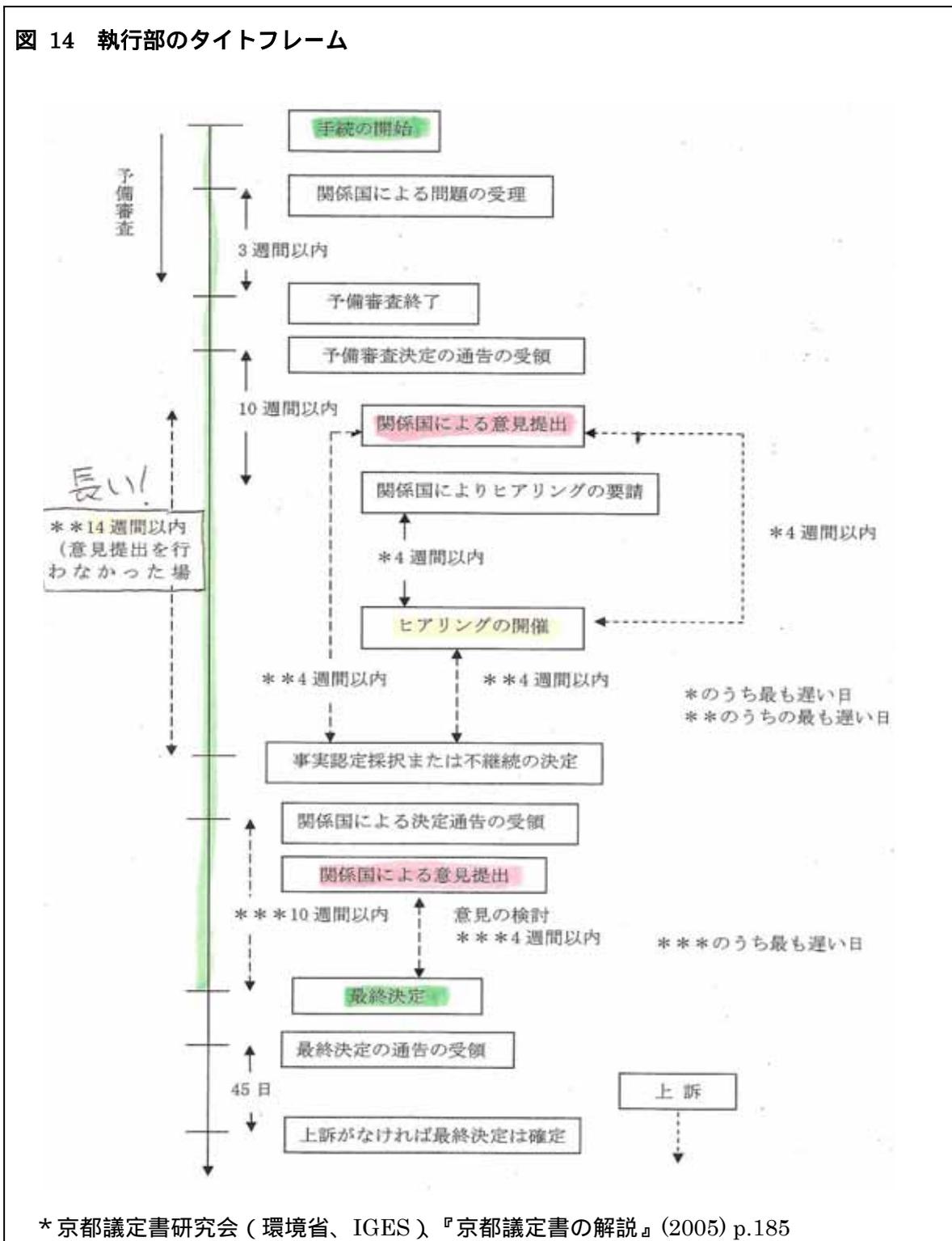
1. The Party in respect of which a final decision has been taken may appeal to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Protocol against a decision of the enforcement branch relating to Article 3, paragraph 1, of the Protocol if that Party believes it has been denied due process.

¹⁶⁷ 塩野 宏 『行政法（第四版）』（有斐閣、2005）p.140

¹⁶⁸ また、違法看板のような建築物の除却命令に相手方が従わない場合には、行政代執行法に基づき、行政庁自らもしくは第三者に依頼して義務の実現を図るというケースもある。

(4) 執行部のスケジュール

図 14 執行部のタイトフレーム



図の中に示す緑色の範囲を見れば分かるように、不遵守が疑われる国に手続きの開始が通告されてから最長で約 35 週間 (~9 ヶ月) で最終決定が行われる。附属書 に基づく迅

速手続きに乗せれば最長で約 14 週間とその期限は短くはなる。これはあまりにも長すぎはしないだろうか。もちろん関係国による意見提出ヒアリングという機会を設け、審査に時間を費やすことによって審議の透明性・正当性が確保されることはありうるだろう。しかし、京都議定書では、第一約束期間最終年の 2012 年の国家目録が提出（2014 年 4 月）されてから第 3 条 1 項の数値約束の不遵守に関する執行部による最終決定までに、約 2 年もかかるのである¹⁶⁹。

通常、法を執行する場合、手続き自体は、処分の決定まで可能な限り短い期間で処理するように行政機関は要求される（行政手続法第 7 条申請に対する審査、応答）。

例えば駐車違反に対する罰金の例を思い浮かべてみよう。かつては、婦警によってチョークでマーキングをし、一定時間たっても止めっぱなしであれば、罰金を課す、という制度だったが、この制度ではあまり駐車違反に対する抑止力はなかった。ところが、民間の会社を雇って駐車違反をした時点で即時に罰金を課す制度にしたところ、町からいっせいに駐車違反車が消えていったことが思い起こされるだろう。違反を防止させたければ、即時執行させた方が抑止効果は高いことが実証されているのである。つまり義務の違反があった時点から執行罰を発動するまでの時間は短ければ短いほど履行確保の効果が高いといえる。その意味ではNCPにおける執行部のタイトフレームはあまりにも長すぎるといえるだろう。

¹⁶⁹ 京都議定書研究会（環境省、IGES）『京都議定書の解説』（2005） p.187

2.3.5 パワー（不遵守国に委員会が適用する結果措置の威力）

（問題の所在）

パワーとは、手続きにのっとして不遵守国に最終的に課される行政行為の力と定義する。これまで説明したフロー（手続き）の結果、ある国が「不遵守」と認定された場合、いかなる措置が適用されるのだろうか。その帰結は均衡性¹⁷⁰の取れたものなのだろうか。

（NCP(付属書)の構造欠陥）

強制部により適用される措置では、3 パターンの不遵守を想定している。以下それぞれの不遵守パターンに対して執行部が決定する結果を解説する。

- | | |
|---------|-------------------|
| 2.3.5.1 | 報告義務に対する不遵守（ 1～3） |
| 2.3.5.2 | 適格性の要件に対する不遵守（ 4） |
| 2.3.5.3 | 数値約束に対する不遵守（ 5） |

（結果措置）：不遵守国に適用される制裁措置

この 3 パターンのいずれかの「不遵守」が認定されると、強制部により以下の措置が適用される（ 強制部により適用される結果措置）。

- | |
|---|
| 遵守行動計画を作成すること（ の 2, 3） |
| 排出量取引で海外に排出枠を売る適格性を失うこと（ の 4, 5(c)） |
| 第一次約束期間の削減量の 1.3 倍を次の約束期間で削減すること（ の 5(a)） |

3 つの内、本研究でもっとも問題があると考えられるのが である¹⁷¹。もちろん の適格性の停止 = 京都メカニズムへの参加禁止という処分にも問題はありますが、これらはいずれも「**厳しい制裁である割には、履行確保の効果が薄い**」と評価できる。数値約束の未達成に対する適格性の停止処分は比例原則に照らしてみても、義務の不遵守と結果措置との間に均衡性が取れていないである。（NCPの構造欠陥と呼ぶことにする）。

本研究では遵守制度の妥当性を検証する審査基準として LRA の基準を援用することにする。すなわち NCP の定める規制の目的は重要なのか、もしそうだとするならばより制限的でない他の選びうる手段というものは無いのか(Less Restrictive Alternatives: LRA)、という基準から検討をしてみたい。

結論から述べると地球温暖化の防止というNCPの規制目的は妥当であるが、その規制手段としては他にいくらかでも方法がある。このことを証明するため、以下NCPの帰結構造に関して分析を加える。

¹⁷⁰ 違反の程度と制裁の内容がバランスを取れているのかどうか、ということ

¹⁷¹ 村瀬信也 『国際環境レジームの法的側面 条約義務の履行確保 』「世界法年報第 19 号」(世界法学会、1999) やそのほかの論文でも同様の問題が指摘されている。

2.3.5.1 報告義務に対する不遵守 (1 ~ 3)

表 1 報告義務に対する不遵守

報告義務に対する不遵守	結果措置 (不遵守に対して履行委員会が与える措置)
具体的内容	
・ COP に対する報告を怠る Inventory National Communication その他・補足情報を報告しない	再計画の提出 強制部に対して、 不遵守になった原因と遵守するための計画を提出
	適格性の停止 京都メカニズムに参加する資格を失う

国家報告制度の項目で説明したように、議定書の第5条1項、第5条2項、第7条1項、第7条4項に従って締約国は自国の「温室効果ガス削減計画」というものを全世界共通の国家報告様式にまとめて、遵守委員会に提出しなければならないことになっている。そしてそれらのフォーマット及び、割当量の計算方法に誤りがあると、不遵守の宣言を全世界に向けて行わなくてはならないである。(付属書 の1)。これはかなり強力なパワーを有している。なぜならこれまで説明してきたように、京都議定書における報告様式では、かなり複雑な書式での提出が要求されており、煩雑な手続きを一步でも間違えれば「不遵守」を宣言しなくてはならないからである。そしてその不遵守の状態を解消するために、計画を立て直さなければならない(再計画の提出)。

締約国の作成した計画の不備に関しては、トータル1年3ヶ月以内に「不遵守」の状態を解消するために再計画を練るよう要求される(但し強制部が認めれば延長は可能)。計画に実際含めるべき事項も、上記の3項目(不遵守の原因、解消措置、スケジュール)だけではなく、COP/MOP11で採択されるガイドラインにはかなり詳細な規定を設けている。これらは全て法的拘束力を伴っているのである¹⁷²。(mandatoryを意味するshallで記載されている)。

この 4 つ条文で規定する報告書の内、いずれかひとつでも引っかかると 適格性の停止 という処分が下されることになる。このような制裁的な手続きは京都レジームの外にいる国々が参加するインセンティブを弱めてしまう可能性が高い。

¹⁷² FCCC/CP/2001/13/Add.3 p.75 このように、第 18 条を踏襲し、不遵守の状態を様々な切り口から解消しようとしていることがわかる。

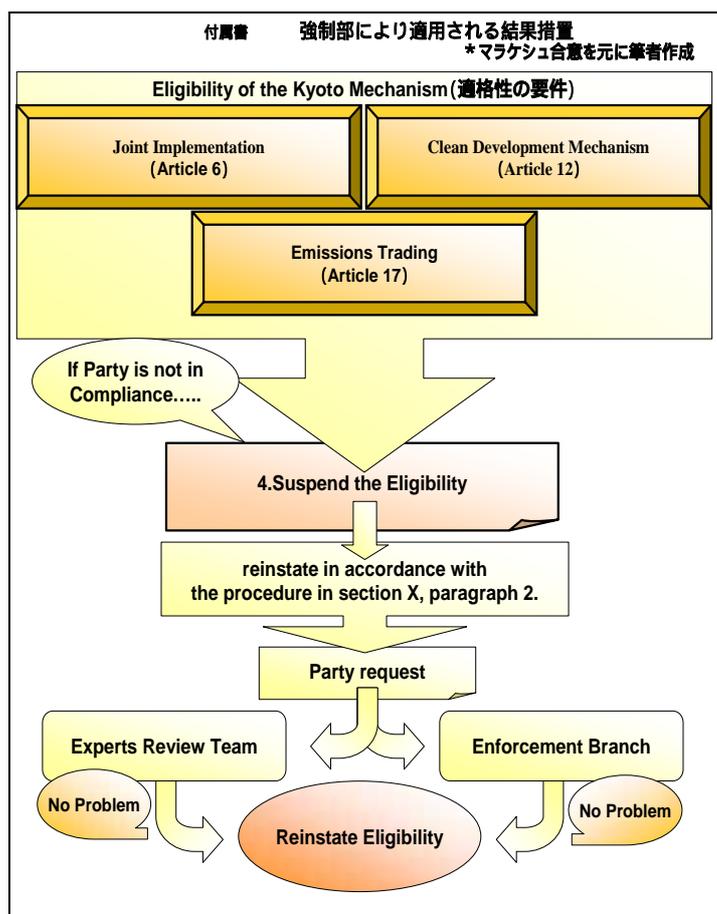
it shall apply the following consequences, taking into account the cause, type, degree and frequency of the non-compliance of that Party

2.3.5.2 適格性の要件に対する不遵守 (4)

表 2 適格性の要件に対する不遵守

適格性の要件に対する不遵守	
具体的内容	結果措置（不遵守に対して履行委員会が与える措置）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書の提出が遅れる、 ・ 提出した報告書類の排出量の数値を間違える。 ・ 委員会から数値調整を受ける 	再計画の提出 不遵守になった原因と遵守するための措置
	適格性の停止 京都メカニズムに参加する資格を失う

図 15 適格性の要件に対する不遵守



上から順に矢印を追って欲しい。条文上、議定書第6条、第7条、第12条は京都メカニズムのシステムを列挙しており、仮に日本が不遵守となった場合には、現在商社などが獲得をしているCDMクレジット(CER,tCER,ICER)なども海外への売却は不可能になってしまう(Suspend the Eligibility)。これは民間にとってはすごいハイ・リスクと言えるだろう。商社の場合には、自らリスクをとってCDMプロジェクトを行っているが、このリスクを取れない企業の投資を抑制している側面があることは事実である。もちろん獲得した排出権は国内市場で売買す

ることは可能ではある。しかし、いずれEUやその他の排出権市場が国をまたいで制度間リンクが行われることを鑑みると今の時点からPost京都議定書へ向けてこの制度を検討しなおす必要があるだろう。

もちろんこれらの停止処分は、締約国からの要請に基づき回復することができる。ERTもしくは Enforcement Branch を通じて審査がなされ、question (疑義) がなくなったのならば、京都メカニズムへの参加資格が回復されることになる(Expected Procedure for the Review for the Reinstatement of Eligibility to use the Mechanisms:京都メカニズム資格回復審査)。ちなみに UNFCCC によると、基本的には適格性の停止に関しては、COP に上訴することが認められていない。数値約束の不遵守に対する強制部の適用する措置に対してのみ認められる。

マラケシュ合意に基づく、京都メカニズムに参加するための資格を整理すると、以下のようになる¹⁷³。

- ・ 京都議定書の締約国であること(Party)
- ・ 初期割当量が算定され、算定に関する補足的な情報が提出されていること
(議定書第3条7項、8項に準拠)
- ・ 温室効果ガスの排出量・吸収量の算定が行える国内制度を整備していること
(議定書第5条1項)
- ・ 直近の排出・吸収目録を毎年提出していること。
(第5条2項、第7条1項、その他のガイドライン)
- ・ それらが第一約束期間については排出目録については、内容審査に合格していること
- ・ 排出枠の管理を行うための「国別登録簿(national registry)を整備していること
(議定書第7条4項)

ちなみに事業者に関しては、以下の要件も必要である¹⁷⁴。

- ・ 当該事業者に参加承認を与えている国自体が、上記の京都メカニズム参加資格を満たしていること。
- ・ National Registry の中に、「法人保有口座」が開設されていること。

事業者に関しては、国が参加資格を得ていなくても、CDMやJIの実施は可能であるが、排出枠の売却は禁止されることになる。これらの京都メカニズム参加要件を満たせない = 不遵守となる場合は、具体的には次のようなケースになる¹⁷⁵。

- b. 提出期限を守れない
- c. 7%排出源の未計上
- d. 5条2調整の7%超過
- e. 累積調整値の20%超過
- f. 2%排出源の3年連続調整

次章で詳しく説明するが、このうち適格性の停止処分として妥当なのは、aのみだと考えられる。b~fのこれらの細かい排出量の数値調整を締約国が間違えたからといって、いきなり適格性を停止することはあまりに厳しい措置だと考えられるからである。

¹⁷³ FCCC/CP/2001/13/Add.2 p.12 paragraph 21, p.32 para31, p.52 para52

¹⁷⁴ FCCC/CP/2001/13/Add.2 p.13 paragraph 29, p.33 para33, p.53 para5

¹⁷⁵ FCCC/CP/2001/13/Add.3 p.19~

2.3.5.3 数値約束に対する不遵守(5)

表 3 約束に対する不遵守

約束に対する不遵守	
具体的内容	結果措置（不遵守に対して履行委員会が与える措置）
温室効果ガスの排出量が割り当てられた排出枠をオーバーしてしまう。	第二約束期間（2013年以降）に1.3倍の量を削減する削減しなければならない量が増やされる
	遵守行動計画の提出 不遵守の原因と次期約束期間の削減に向けたスケジュールの提出、進捗状況の報告
	適格性の停止 京都メカニズムに参加する資格を失う

では、次に本論文やその他の環境学者の間で最も問題視されている締約国の排出量のオーバーに対して履行委員会が下す結果措置の分析を行ってみよう。原文では以下のような規定ぶりになっている¹⁷⁶。

XV. CONSEQUENCES APPLIED BY THE ENFORCEMENT BRANCH

5. Where the enforcement branch has determined that the emissions of a Party have exceeded its assigned amount , shall apply the following consequences:

*(a) Deduction from the Party's assigned amount for the second commitment period of a number of tonnes equal to **1.3 times** the amount in tonnes of excess emissions;*

(b) Development of a compliance action plan in accordance with paragraphs 6 and 7 below; and

*(c) **Suspension of the eligibility** to make transfers under Article 17 of the Protocol until the Party is reinstated in accordance with section X, paragraph 3 or paragraph 4.*

(a) Deduction from the Party's assigned amount . . . equal to 1.3 times 超過した排出量を次期約束期間に1.3倍の上乗せる

これが、多くの関係者の間でもっとも意見が分かれる処分である。

フロー（手続きの流れ）の部分で説明したように、締約国の遵守を判定するに当たって、審査を担う専門家は、各国の「排出量」と「排出枠」を比べる。そして、排出量の方が多

¹⁷⁶ FCCC/CP/2001/13/Add.3 p.76 ちなみに FCCC/CP/2001/2/Add.6 の段階では排出量が何%オーバーしたかによって、次期約束期間への持ち越しが変動する案が検討されている。

い、と執行部が判断した場合には、締約国は「不遵守」となり、「削減できなかった分、次回は三割増して削減しなさい」という「制裁」を与える仕組みになっているのである。

この制裁的な処分を肯定する立場の学者、実務家の挙げる理由には、必ず次期約束期間で超過排出分の削減が行われるのであれば、時間的ズレは生じるものの、気候変動を防止する効果がある。追加的に削減しなくてはならない分をあらかじめ考慮して削減義務の水準を決めるため、次期約束期間では、締約国の遵守促進効果が高まる、制裁的な措置のほうが排出を抑制する効果が高い、といったものがある。

（賛成派）

おそらく、環境 NGO や自然擁護派の人々にとっては、どれも耳障りの良い言葉として響くことだろう。彼らの立場からすれば、気候変動というものは「すぐそこにある危機」であり、一刻も早く国家主導で対策が進められなければならない、と考える。したがって温室効果ガスを排出する諸悪の根源は先進国にあるのだから、罰則的な措置を設けてでも「強制的に京都議定書を守らせなければならない」と結論付けるのだろう。

（反対派）

はたして本当にそうなのだろうか。確かに必ず次期約束期間で超過分が削減できるのであれば、そういった効果も期待できるだろう。しかし、他方で、強力な履行強制を行うことができる世界政府のような集権機関が存在しない国際社会では、次期約束期間で超過排出分の削減が必ず行われることを担保する方法はない。結局削減義務は先送りされ、いつまでたっても削減が行われぬという事態を引き起こす危険性を孕んでいる。遵守手続き自体には超過排出分の差し引きを行った後で、それでもなお遵守しない国に対する対応は明記されていない。結局削減義務を先送りにすることを遵守委員会が「お墨付き」を与えるだけで、実際には遵守へむけて全く何の効果もないである。・・・と、法学者の立場からすればこのように結論付ける。

あなたはどちらの立場が妥当だと考えるだろうか。

国際環境法によるこれまでの国家実行を踏まえるのならば、後者の説が妥当であろう。おそらくどちらかの立場が 100%正しいということは無い。人間個人のことを考えてみても、制裁的な制度を設けることによって、そのルールを守ろうとするインセンティブが働く面は少なからずある。しかし、その一方で必ずしもそれだけで遵守が促進されるということはない。特に国際社会のように主権国家が並存するような社会では、単に削減義務を上乗せしていだけでは、結局雪だるま式に借金が増えていくようなものである。しかも、締約国は気候変動枠組み条約第 25 条に則り、要件さえ満たせば、条約を終了させることができる。

第二十五条 脱退

1. 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。
2. 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。
3. この条約から脱退する締約国は、議定書からも脱退したものとみなす。

借金の増え続けた国は、結局京都議定書から脱退してしまう、ということにも繋がりがかねないだろう。このような制裁的な制度よりも自発的に個人の行動を促せるような制度設計をしていく必要があるだろう。この条文を改正することで、より実行力のある遵守制度を設計できるはずである。ちなみにCOP6の再開会合では、ブロンク議長が次のような最終合意案も示している。「不遵守に対しては、懲罰ではなく、それによる環境損害への補償として、**金銭の支払いを命じる**」¹⁷⁷

しかし、この案は最終的に閣僚レベルの交渉の最終段階で削除されてしまった。結局、第一約束期間の調整期間末（2015年）までに、結果として国が京都議定書の「不遵守」（総排出量 > 総排出枠）となった場合には、

- a. 次期約束期間に1.3倍削減
- d. 排出量取引を行う資格の停止

という締約国に罰則を与えて遵守を促進しようとする規定で合意されている。

それに従って、国家が「不遵守」に陥ると、その国の承認を得て参加している事業者にも以下のような制限がかかることになる¹⁷⁸。

1. 国としての排出枠の移転資格が停止される（事業者・企業も同様）ため、海外への排出枠の移転（売却）ができなくなる。
2. 個別の事業者が余剰の排出枠を持っていたとしても、次期約束期間に繰り越すことができない。

このように、国家への制裁措置の結果、その国に居住する事業者に対しても機会の平等が失われることになる。「コースの定理¹⁷⁹の具現化」とも称される京都議定書において、CDMやJIをはじめとしたこの排出量取引制度こそが「人類の知恵の結集」とも言われる。この市場へのアクセスが制限されるとなると、単に余剰が減るということだけではなく、**京都議定書へ参加する意義自体が根本から失われることになるだろう。**

¹⁷⁷ Core Elements for the Implementation of the Buenos Aires Plan of Action, 2001, p.14

¹⁷⁸ FCCC/CP/2001/13/Add.3 p.76

¹⁷⁹ コースの定理：所有権が確定されていれば政府の介入がなくても市場の外部性の問題は解決される、とする定理

(1) パワーバランスの評価

以上、説明してきたように、現行の京都議定書は、この不遵守手続き:NCP ひとつ取ってみても、多くの問題を孕んでいる。多くの国際環境法学者からは、「京都議定書はやめて、新しい制度を作り直したほうがいい」とさえ言われており、アメリカも「途上国の意義ある参加があるまでは、このような制裁的な国際約束には入らない」という上院の決議が採択されてしまっている。

その根本的な原因はどこにあるのだろうか。本研究では、この執行部の与える結果措置にあると考える。排出量のオーバーと1.3倍の上乗せという結果措置の間のパワーバランスが取れていないである。排出量を雪だるま式に上乗せにしていく結果措置は、持続的な履行確保という側面から焦点を当てても賢明な措置とは言えないだろう。第2章のモントリオール議定書のモデルと比較しても、かなり制裁的な色合いが強い。

第2章でも説明したように、1992年決定の「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書でも制裁を課した事例はあった。

しかし、ロシアの事例で見たように、不遵守となった国に対していきなり「制裁」に行くという例は無い。必ず援助や警告とセットで制裁的な措置を「勧告」するにとどめるのである。京都議定書の場合特に問題なのが、1.3倍の上乗せという措置が単なる勧告ではなく、事実上の強制措置として締約国が従わざるを得ないということである。たとえ法的拘束力が付与されなかったとしてもこの規定に従わない不遵守国が京都レジームにとどまり続けるということは難しい。削減目標の倍増と適格性の停止というダブルパンチが同時に来るからである。

附属書 c の 適格性の停止要件に関しては、現行制度でも比較的均衡性の取れた部分があるように思われる。京都メカニズムを活用するに当たっては、どうしても国家の実際の排出量という正確な数値とその遵守が必要になってくるため、自然と厳しい制裁を課す制度設計になってしまうのである。しかし、やはりこの適格性を停止されると京都レジームに参加する意義が根本から失われることになる（インセンティブの喪失）。従って停止処分はあくまで最後の履行確保の手段として用いるべきであり、単なる技術的諸問題、手続き上の瑕疵に対してむやみやたらに適用するべき行政処分とはいえないだろう。

議定書では、第8条に基づき現地査察の制度までも設けているが、それは単なる定量的な数値約束や政策の査察としてのみ活用するのではなく、実際に締約国がどの程度この温暖化問題に対して真剣に取り組む意欲があるのか、ということ委員会から派遣される ERT 専門家が現地の事務官と協力して仕事に取り組む中で確認していく必要があるだろう。伝統的な国際法の解釈から言えば本来はこの訪問審査そのものも不干渉原則に触れるため、かなりおかしな条項であるとはいえる。しかし、温暖化を防止するという諸国の共通利益を達成するためには、どうしても必要になってくる手続きであり、それゆえに、ERT には積極的な役割を付与していくべきである。

最終的に NCP の発動をするかどうかその判断の根拠を示すのは専門家である ERT であ

り、その意味では彼らがいかに大きな権限を持っているかわかるだろう。モントリオール議定書とは違い、審査に関する判断に関しては、可能な限り政治的な判断(political issue)は慎むように、という規定が設けられてはいるが、実際のところ彼らの裁量幅と能力によって審査の内容が左右される可能性が大きい。行政法でいうところの「要件裁量」、「効果裁量」共に強大な権限を有しているので、いかに手続き的コントロールによって審査の透明性・信頼性を確保していくのか、ということが今後常に問題になっていくことだろう。

次に、今現在、そしてこれからも問題になっていく論点として、「これらの遵守委員会の決定する結果措置に対して法的拘束力をかけることが妥当か」という点が挙げられる。Post 京都議定書でもNCPの決定に法的拘束力を付することによって遵守の効果が高まる可能性がある。これはおそらく法的拘束力が実際に付与された後になっても、議論を巻き起こす論点であろう。拘束力をかける場合には京都議定書の改正が必要である¹⁸⁰。

¹⁸⁰ COP/MOP では、サウジアラビアが遵守に法的拘束力を持たせるよう京都議定書の改正を提案してきた。しかし、議定書改正の手続きには時間がかかり、京都議定書の運用を遅らせることになる。「遵守制度」について話し合う交渉グループでは、多くの国が、まずは法的拘束力を持たせずに遵守制度を先に COP/MOP で決定して、運用を確実にしてから、議定書改正については後で話し合っただよの意見を表明した。法的拘束力を持たせるために議定書改正の議論をするよりも、ここで遵守制度を決定し、遵守委員会を立ち上げる方が先決だと考えたからである。遵守委員会の立ち上げは、京都メカニズムの実施には不可欠だったのだ。

2.4 NCP の帰結の法的拘束力とは

京都議定書そのものの法的拘束力の問題と 不遵守の措置に対する法的拘束力の問題は、区別して考える必要がある。不遵守の措置に法的拘束力があるかどうかにかかわらず、京都議定書の削減目標には法的拘束力があることに争いはない。議定書発効後に開催される第1回締約国会合（COP/MOP1）で不遵守の措置には法的拘束力をもたせないと決定されたとしても、削減目標を守ることに對する法的拘束力そのものは継続する。

もし、ある国が議定書第3条1の数値約束を達成できなかったとすると、不遵守措置の法的拘束性に関わり無く、国際義務違反となり、約束の不履行を是正しなければ、他国から国際責任を問われる可能性がある。義務の違反が国家に帰属している時点で、ここで問われる責任も「国家責任」にあたるだろう。伝統的な国際法の解釈でいけば、合法性回復手続きよりも、「賠償」が優先されることになる。本来、地球環境の保全という諸国の共通利益が達成されるためには、賠償よりも、いかにして締約国に条約上の義務を履行させることができるか、という履行確保（合法性回復機能）が優先されるべきだろう。

しかし、第1章で述べたように国家責任法ではその処理ができないため、もし本当に強制的な手段を使ってでも義務を履行させたいのであれば、不遵守手続きに法的拘束力を持たせて確実に履行確保を促す必要がある。不遵守措置に法的拘束力がある場合、遵守委員会が決定した措置に不遵守国が従わないならば、その行為そのものが国際義務違反となり、措置に従わない国に対して、その措置を履行するよう、他国は強制する権利を認められることになる。

マラケシュ合意に至るまでの国際交渉においては、拘束力ある措置を支持していた国々は、以下のような理由を挙げた¹⁸¹。

義務を遵守しないで他国が採った対策による温暖化防止の便益を享受しようとするフリーライダーを容認すればどの国も自ら費用を負担して対策をとろうとしない。
京都議定書が設置した京都メカニズム（CDM,JI,排出権取引）を機能させるためには、締約国の数値約束が確実に遵守されていることが必要だ。
遵守委員会が決定した措置にしたがわないこと（不遵守措置）に従わないことに対して法的な執行が予定されていれば、確実に議定書の義務を履行しようとするインセンティブが高まること

この中でも特に が大きな理由である。そもそも排出権取引というのは、各締約国の数値約束が遵守されていないならば、全く機能しない。排出クレジットを発効するに当たって、仮に締約国の数値約束が次々とオーバーしてしまった場合、この制度を作ったそもそもの目的が阻害されてしまうのである。その結果は単なるその国の不遵守という問題の範囲を超えて、京都メカニズム全体のシステムを損ねることに繋がる。

¹⁸¹ 京都議定書研究会（環境省、IGES）『京都議定書の解説』（2005） p.189

2.5 議定書の改正

NCPに法的拘束力をかけるためには、京都議定書の改正が必要である。しかし、議定書の改正により措置が法的拘束力を持ったとしても、確実に議定書の遵守確保に効果があるわけではない。NCPに法的拘束力があろうとなかろうと、どのみちそれを受諾しない国家に対しては効力が及ばないからである。繰り返し述べるように、不遵守措置に拘束力を持たせるためには、議定書を改正しなければならない。しかし、改正はそれほど容易なものではないである。改正のやり方については、20条に規定があるので読んでみよう¹⁸²。

同条3項の規定ぶりでは、締約国会議に参加する国の全てのコンセンサスを得なければ改正はできないことが分かる。コンセンサスが取れなかった際には、出席し、参加する当事国の4分の3以上のGo Signが必要である。ただでさえその発効に多大な努力を払ったこの議定書において、これはほぼ不可能な数字といえるだろう。制度の仕組み上不遵守措置に法的拘束力を持たせないようにしている、といっても過言ではない。

ただし、核不拡散防止条約(NPT)のように、特定の国が入らなければ改正ができない、という名指しの条文はないので、多少改正しやすい仕組みにはなっている。

また、同条4項にあるように議定書は改正を受諾した国にのみ効力を発揮することになる。「同意なければ拘束なし」というのはローマ法以来の国際法の大原則である。議定書の改正を受諾した締約国に対しては、「法的拘束力のある措置を伴う遵守手続き」が適用され、議定書の改正を受諾しない国に対しては、「適用される遵守手続きが存在しない」、という状態が生じることになる。

モントリオール議定書や国連海洋法条約など、そのような二重のレジーム状態のまま存在する国際レジームもあることにはあるが、国際法上問題が無いとはいえない。第一に手続きが複雑化してしまう。そして適用される措置が締約国間で異なるということになると、衡平性の観点からも問題が生じる。これらの問題を避けるためにも、Post 京都議定書の改正NCPは可能な限り多くの国の同意が可能な制度である必要がある。それと同時に、確実な履行確保も担保しなくてはならない。とはいってもこれらは必ずしも二律背反的な概念ではなく、インセンティブ措置とディスインセンティブ措置のバランスを衡平に保つ制度設計が可能なはずである(第4章で具体案を提示する)。

¹⁸² 第二十条

1 締約国は、この議定書の改正を提案することができる。

3 締約国は、この議定書の改正案につき、**コンセンサス方式**により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、その採択が提案される会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択する。採択された改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者がすべての締約国に対し受諾のために送付する。

4 改正の受諾書は、寄託者に寄託する。3の規定に従って採択された改正は、この議定書の締約国の少なくとも四分の三の受諾書を寄託者が受領した日の後九十日目の日に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。

第3節 京都議定書のNCPの評価と問題点

ここでは、これまで分析してきたNCPの積極的評価を行うと同時に問題点をまとめてみる。評価基準は「レジームの遵守に向けて効果があるかどうか」ということで判断する。

3.1 京都議定書におけるNCPの問題点の整理

京都議定書に関しては、これまで本論文で浮かび上がった論点をまとめると、NCPに関連する問題点として以下のような点が挙げられる。

不遵守に対する帰結が罰則的であること (XV.5) 帰結に対する法的拘束力がないこと (ある場合にも問題あり) 超過差し引き分の法的根拠の欠如 議定書の時間的適用範囲 (2012年以降) を超える期間に対する措置の有効性 国際コントロール機関が多すぎる。 途上国が執行部の名宛人になっていない 執行部のタイトフレームが長すぎる 国家通報制度の機能不全 報告制度が複雑すぎる = 適格性の停止処分は重すぎる 改正が難しい 制度が複雑すぎる
--

に関して村瀬(2004)は以下のように述べている¹⁸³。

京都議定書の時間的適用範囲は「第一約束期間」の最終年(2012年)までであり、それ以降の対応については京都議定書に変わる新たな国際法上の合意が別途作成されなければならないはずである(3条4項、9項などで「第二約束期間」が予定されているが、その中身は白紙)。京都議定書の不遵守はあくまで同議定書の適用される枠内で解決されなければならない、これを新たな議定書に送付するとしてもせいぜい「政治的な予約」に過ぎない結果措置である。

¹⁸³ 村瀬信也 「Post 京都議定書としての新たな枠組み」澤 昭裕 関 総一郎 『地球温暖化問題の再検証 ポスト京都議定書の交渉にどう臨むか』(東洋経済新報社、2004) p.279-280

3.2 京都議定書における NCP の評価点 (Empowerment)

問題点が多いものの、議定書の NCP にも評価できるポイントはいくつかある。

	精密な報告制度と連結した遵守計画の作成を促していること 遵守委員会のメンバーは衡平に選出される
	対立するアクターの取り込み 最終決定が関係締約国からの意見の検討に基づいて行われること 審議の過程が常に公表されていること 第3条1項の数値約束の不遵守に対しては、COP/MOP への上訴の途が開かれていること
	遵守の判定(審査)がかなり緻密 Empowerment

特に評価できる点は ~ のように、執行部の遵守手続きにあっても、ヒアリングの開催、上訴への道、といったように関係国による意見提出の機会が頻繁に残されている点である。透明性が高く、この意見交換を通じて遵守の効果が高まる可能性がある。

京都議定書の大きな特徴のひとつとして、とにかく手続きの一つ一つがとてつもなく膨大であり、複雑・多様化している、ということが挙げられる。例えばこれまで分析してきた NCP ひとつとっても、ここまで分析し、解説するのに、非常に長い時間と言葉を必要とした。このことはこの行政手続きが理解しづらくなるという反面、一つ一つの手続きが細かく定められているのでその手続きどおりにことが進むということになる。

Empowerment については少し強調的にコメントしたい。

これまで見てきたように、議定書の中に設けられた国家報告制度、審査、不遵守手続きというものには、大変精微な仕組みが組み込まれている。締約国のその一つ一つの行政手続の流れを追っていただけでも大変な労力だ。しかし、その分析を通じてどうやら京都議定書を含めた多くの国際環境条約の中には、国際コントロールとしての様々な種類の「力」が内在しているのではないかと、というひとつの作業仮説に達した。一連の手続きの中に、これまでの国際条約には見られなかった「力」の存在を感じ取ることができるのである。それは、時には、行政法でいう「執行力の欠如」や「公定力」といったものであり、遵守委員会執行部の行う最終決定という行為類型の中に見ることができる。

しかし、それだけではなく環境条約では、それ以上に締約国に対して、より自発的に履行を促す「力」を持った手続きが内在している。その「力」の物理的な強さ、方向性、そ

して質によって議定書が成功するかどうかということが関わってくるに違いない(仮説)。

その遵守を促す「力」をここではEmpowerment(エンパワメント)と呼ぶことにしたい。そのもとの意味は、“やる気を起こさせること”“与えること励ますこと”である¹⁸⁴。

議定書を成功させるために必要なのは、執行力や公定力のみではなく、このようなEmpowermentを内包した手続きではないだろうか、これが本論稿の根源的な問題意識である¹⁸⁵。もちろん締約国のEmpowermentを促進する手段としては、あらゆる形が考えられる。例えば、にんじんをぶら下げて議定書に入ってもらふことや、経済的インセンティブを持たせることもその一つの手段だろう。しかし、それだけではない。Ninaによると、以下のような分類もある。

Three common types of international legal strategies promote compliance with treaties: (1) negative incentives, which include penalties and sanctions; (2) the "sunshine" method, which entails monitoring, reporting and NGO participation; and (3) positive incentives, which include financial and technical incentives. Traditional international law remedies for breach of an agreement, as codified in the Vienna Convention on the Law of Treaties, also apply¹⁸⁶

環境法の学者であれば、どちらかといえば(3)のアプローチを取る方が多いだろう。これらは“Carrot Approach”とも呼ばれる。従来の国際環境法では京都議定書のような制裁的な措置ではなく、「援助」などのより緩やかな措置を取ってきた。

「制裁」か「援助」かという二元論以外にも次のような手法がある¹⁸⁷。

¹⁸⁴ 能力開化、権限付与という意味。本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与える事。開発援助や女性運動の分野でよく使われる。能力を引き出す側面に焦点を合わせる場合は「能力開化」ともいう。

¹⁸⁵ このような考え方は多くの国際環境法学者によっても、提示はされている。しかし、国際コントロールの理論の中で、具体的にそれが何なのか、ということは未知数である。

¹⁸⁶ 21 Am. U. Int'l L. Rev. 474

¹⁸⁷ 環境経済政策学会 『地球温暖化への挑戦』、磯崎博司「地球温暖化に関する国際法」(東洋経済新報社、1999) p.174

行政的手法 ¹⁸⁸	行政法による手段
監視的手法	強制徴収 即時執行
恩恵的手法	直接強制 給付拒否
法的制裁的手法	公表 課徴金
普及啓発的な方法 ¹⁸⁹	加算税 行政罰
	執行罰

本研究が追求しているのは、行政的手法ではあるが、この類型以外にもこれから様々な新しい履行確保の手段ができてくるだろう。この分野の手続きをさらに、工夫を凝らして追求し続けることで、議定書の未来、ひいては地球環境の未来が開けるに違いない。

以上、現行の京都議定書の遵守制度について評価できる点と問題点を明らかにすることができた。これらのポイントを踏まえた上で、次章では、いよいよ Post 京都議定書の議論に移ることにする。これまで浮かび上がってきた京都議定書の問題点が第 1 章の国家責任法、第 2 章の国際コントロール制度という知見を踏まえることによっていかにして乗り越えられるのか、というストーリーラインを組み立ててみたい。

¹⁸⁸ 条文規定よりも厳しい措置の奨励、下部機関の設置、モデル法の提示、

¹⁸⁹ インターネット・HP による情報提供シンポジウム

第4章 Post 京都議定書へ向けた制度改革

第1節 Post 京都議定書とは

(問い)と(答え)

「Post 京都議定書の政策提言に利用できる制度には何があるか」これが本論文の Research Question であった。この問いに対する答えは、以下のようになる。

「モントリオール議定書やその他の国際コントロール制度ならば、不遵守手続き (NCP) の改正に利用できる。」 (Research Answer)

(この章の内容)

この章で論じる内容はたった二つである。

Short-Term Proposal (数年以内に実現可能な政策提案) (第2節)

Long-Term Proposal (今後何十年先も見据えた政策提案) (第3節)

(本章の結論)

「Post 京都議定書ではなるべく多くの国、人、企業が自ら積極的に参加したくなる制度設計にするべきである」

そのためには、

制裁的な遵守制度ではなく、段階的に遵守を促す制度にするべきである。(第2節)

同時に様々なインセンティブを用意して

個人レベルの人々を自ら動かすように制度設計をする必要がある。(第3節)

1.1 問題の所在

現在のところ、Post 京都議定書についてはほとんど何も決まっていないため、一刻も早い未来を見据えた提案が必要である。「言いつばなしだ」と批判されることは多々あるが、現実的かつ、自由な発想に基づいた提案の蓄積と比較を行っていくことが重要である。

この分野では、Two Track Approachをはじめ、セクターCDM、国際環境税など様々な提案が研究者レベルで行われている¹⁹⁰。これまでの議論を踏まえて、本章では、数百種類ある提案(研究論文)の中でも、Compliance(遵守)の分野、それもNCPのConsequences(結果措置)のみに特化して政策提言を述べてみたい。

¹⁹⁰ NIES/IGES Research Project Final Report, *The Future Climate Regime: Using the Scenario Planning Approach to Develop Option*(e. by National Institute for Environmental Studies, Institute for Global Environmental Strategies), 2005

どうやって制度構築を行うのか？

Post 京都議定書の議論に関しては、第一約束期間前、すなわち 2008 年までにその議論を実施に移せるような段階にまで持っていかななくてはならない。本論文を執筆している 2006 年 7 月 6 日の今この瞬間も議論が進められており、現実的に実現可能な制度は何か、ということが模索されている。従って何らかの政策提言を行う際にははっきりと

- ・ Short-Term Proposal (数年以内を実現可能な提案)
- ・ Long-Term Proposal (今後何十年先も見据えた提案)

という二つの時間軸に分けて提案を行う必要があるだろう。本研究では、前者に関しては NCP の新しいモデルを提示し、後者に関しては、京都議定書への個人レベルの取り込みの提案を行う。

1.2 範囲と目的

Post 京都議定書というと、通常は 2013 年以降の制度のことをさすが、ここでは広く、温暖化対策に向けた京都議定書を進化させた次世代の制度と捉える。時間軸や法理論に縛られずに、持続的に地球温暖化を防止するため、2013 年以降の地球環境レジームの履行確保 (遵守) を促進するより良い制度の中身は何なのか、ということを考えて行きたい。

1.3 政策提言の方法

この政策提案では以下のことを前提に話を進めることにする (仮定)

既存の京都議定書のある程度尊重し、各国に排出量目標を設定する方式は継続する。但し、Top-down Approach と Bottom-up Approach を併用する。

(Top-down 目標 :

温室効果ガスの大気中濃度を 550ppm 以下に抑えること、

地球平均気温上昇幅を二 以内に抑えること)

より洗練された遵守モデルが必要(NCP)

(Bottom-up 目標 :

温室効果ガス削減へ向けて、企業や国家のみならず個人を動かす。)

京都メカニズムから一步踏み込んだビジネス・モデルの構築が必要

第 1 章の分析で一般国際法、国家責任法があまり京都議定書の履行確保に役立たないことが証明されたので、可能な限りNCPの枠組みから外に出さないで、不遵守国を処理できる制度設計にする¹⁹¹。

¹⁹¹ 第 1 章では主に紛争解決手続き (Dispute Settlement Procedure: DSP) として、国家責任法の検証を主に行ったが、条約法条約も条約を終了させる方法について規定しているだけなので京都レジームの外に出して履行確保を行うということは賢明ではないと考える。

モデル設定：

外生変数：新しいNCPモデルの導入

内生変数：NCPの履行委員会、締約国、京都レジームの外にいる国、人

Given: マラケシュ合意に基づく現行の京都議定書の枠組み

第3章第3節3.2では不遵守に対する結果措置が少し制裁的過ぎるという点に問題があると分析された。従ってこの措置を大きく「インセンティブ措置」と「ディスインセンティブ措置」に区分けする。換言すると、現行制度の要件に「アメ」と「ムチ」をバランスよく分配する。それぞれ適切な措置を組み合わせることでひとつの政策提言とする。

また、この提案では執行部のコントロール方式として、「手続き的コントロール」を採用する。これは、行政庁(国際コントロールではコントローラー)の実体判断は裁量問題として必ずしも完全に審査しないが、その代わりに、行政行為の手続きについて統制をし、行政決定の公正さを担保しようとする趣旨のものである¹⁹²。

上記のようなコントロール方法について日本の最高裁判所も個人タクシー事件判決において、免許の申請人は、「公正な手続きによって免許の拒否につき判定を受くべき法的利益を有するものと解すべく、これに反する審査手続きによって免許の申請の却下処分がされたときは、右利益を侵害するものとして、右処分の違法自由となるものというべきである¹⁹³」として手続き的コントロールの法理の正当性を認めている¹⁹⁴。

もちろん手続法は実体法と連動する側面があるため手続きだけを整備すればよいというものではない。しかし適正な手続法であれば実体法上の義務の履行確保も促進される可能性は高いはずである。

現行の京都議定書の問題点として、あまりにも複雑すぎるという問題点も挙げられるので、可能な限りシンプルな提案にしたい(第3章第3節、3.1参照)。はじめに「不遵守」となった国に対して与える措置をメニュー形式でリスト化する。

¹⁹² 塩野 宏 『行政法 (第四版)』(有斐閣、2005) p.123

¹⁹³ 最判昭和四六・一〇・二八民集二五巻七号一〇三七頁、行政判例百選 一二九事件

¹⁹⁴ 行政権の統制について、手続が適正であれば結果も適正であるとして、その手続を重視するという思想は特に英米法において古くからみられるものである。アメリカ合衆国の1946年の連邦行政手続法は、その思想の表れであるといえる。それに対して、いわゆる大陸法では、行政権に対応する司法権の審査にあたって手続よりも実体法との適合性を問題とする統制手法を伝統的に重視してきた。そのような歴史のなかで、1976年に当時の西ドイツにおいて行政手続法が制定され、これによって手続法重視の流れは世界的なものになった。

第2節 政策提案: Short-Term Proposal (数年以内に実現可能な提案)

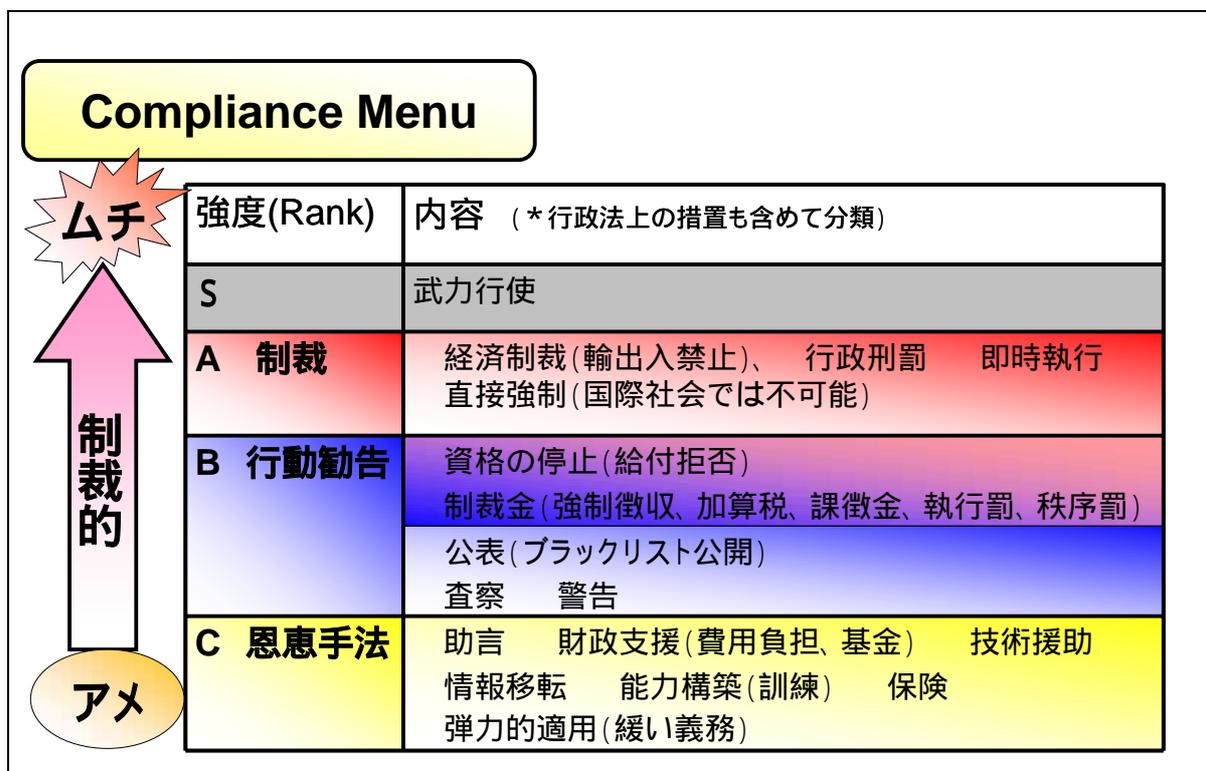
2.1 新遵守モデル

- ・ Compliance Menu の京都 NCP への適用

モントリオール議定書の附属書モデルをベースに、行政法の履行確保措置を取入れ、「アメ」と「ムチ」を中心としたメニューを作成してみた。「不遵守」となった附属書国はこの中から結果措置を選択することにする。但し、その選択基準は第2章の議論と分析によって導かれた「制裁的な措置と援助的な措置をバランスよく適用する」という基準に則ることにする。つまり締約国の違法性が重大で明白な場合に限りて制裁的な措置を発動するという原則に従う。仮に強制的な措置を選択せざるを得ないようなケースにおいても、第一段階では、必ずこれまでの「説明責任」を梃子に道義的圧力をかけるアプローチにする。

Compliance Menu 第一条 附属書国は遵守委員会より「不遵守」と認定された際には、以下のメニューリストより適用される措置を決定する。

図 16 Compliance Menu



究極の履行確保手段として、多国籍軍¹⁹⁵による武力の行使(Sランク)も挙げられるが、

¹⁹⁵ 今現在国連軍は存在しないが今後このような世界の警察機構をつくることも必要だろう。

これは国連憲章 2 条 4 項及び国際慣習法（武力行使禁止原則）に抵触するので、事実上不可能な措置として凍結する。現実的に一番厳しい措置は、**ランクA**の「制裁」である¹⁹⁶。次にそれよりも若干緩めの措置を**ランクB**としてリスト化してある（但し、制裁金や資格停止もかなり制裁の色合いが強いので明確な区分けはできない）。最後に従来国際環境法でいう「援助」の分野の政策メニューを上げ（**ランクC**）、この中から不遵守の程度、頻度、原因、種類を考慮に入れて、適切な組み合わせを行う。内容に関しては環境分野に適さない措置もあるので、適宜選択する。

ランク Aに当たるのが「ムチ」であり、**ランク C**に当たるのが、「アメ」である。その中間的な措置が**ランク B**に当たる。

なお、この Compliance Menu に関しては、上記のモントリオール議定書のみならず、これまで研究で蓄積してきた数多くの国際コントロール、実定法を元に作成した。

一応、現行制度の改正案として考えるので、第 3 章で 3 つに分類した既存の NCP による「不遵守のパターン」を 2 段階に分けて、それぞれの帰結に対して違う結果措置 (Consequences) を当てはめてみる。

報告義務に対する不遵守(1~3)
適格性の要件に対する不遵守(4)
数値約束に対する不遵守(5~)

上記のうち、は削減「報告義務に対する不遵守」に関する規定なのでセットで考え、こちらには比較的厳しい措置を考慮に入れる。なぜなら国家報告や遵守のための計画作成というのは、議定書の根幹に関わってくるシステムだからである¹⁹⁷。

その一方で、数値約束に対する不遵守に関しては、ディスインセンティブ措置（ムチ）のみならず必ずインセンティブ措置（アメ）とセットで立法する。厳密にこの 2 つのバランスをどう取るか、という問題は非常に難しい。既存の制度が「正直者が馬鹿を見る」、フリーライダーを放置している、強制的・制裁的要素を導入しようとする事自体が間違っている¹⁹⁸として批判されているので、この点に関してインセンティブ措置を衡平に導入することでクリアしてみたい。

¹⁹⁶ 制裁の概念も多義的であるが、ここでは狭く捉えて、義務違反に対して、非難し、懲らしめるという意味にする。

¹⁹⁷ 締約国の努力しだいで実行可能な義務を怠った場合には厳しい措置を与える。

¹⁹⁸ 村瀬信也 「ポスト京都議定書としての新たな枠組み」澤 昭裕 関 総一郎 『地球温暖化問題の再検証 ポスト京都議定書の交渉にどう臨むか』(東洋経済新報社、2004) p.281

2.1.1 I, の報告制度、計画に対する不遵守と適格性の停止

では、先程作成した Compliance Menu を具体的に NCP に当てはめていこう。重要なのは Commitment の段階によって Consequences の強度に緩急をつける、ということである。京都議定書における国家報告制度に関しては、以下の三つが報告事項であった（第 3 章、第 2 節参照）。

Inventory (温室効果ガス排出・吸収目録) 年次報告
National Communication (国別報告書) 定期報告
その他の報告 特定時期に報告
(約束達成に向けて明らかな前進を示す報告、割当量に関する報告、約束期間満了後の報告)
+ 補足情報 (議定書第 7 条)

また、京都議定書の適格性を失う要件としては、以下の事項が挙げられていた（第 3 章）。

- | |
|-----------------------|
| a. 提出期限を 6 週間過ぎても守れない |
| b. 7%排出源の未計上 |
| c. 5 条 2 調整の 7%超過 |
| d. 累積調整値の 20%超過 |
| e. 2%排出源の 3 年連続調整 |

これらの内「a 提出期限」に関しては絶対に守らせる、という趣旨の元で、メニューの中から比較的厳しい制裁を選ぶことにする（**ランク A or B**）。その理由は、提出期限の納期がずれ込むと削減スケジュール全体に支障が出てくるため議定書の根幹を揺るがしかねないからである。

残りの b～e にかけた 5 条 2 調整の分野に関しては、適格性の停止以外の多少は緩めな措置を適用する（**ランク B**）。これらの数値調整は確かに重要ではあるが、各国の運用する数理モデルによってかなり調整を加える幅が変動するはずである。たとえ累積調整値がかさんできたとしても、それをもって故意・過失ありと断定し、制裁的な結果措置を適用することは必ずしも妥当ではない。それぞれの要件の %を上昇させるか、結果措置を緩めるか、それとも両方行うか、という三者択一で選択する。ここでは最後の選択肢を取る。

まとめると次のようになる。

Post 京都議定書不遵守手続き(報告義務に対する不遵守)

第1条 . 議定書の第5条1項、第5条2項、第7条1項、第7条4項に基づく国家の Inventory(CRF), NIR、及びその補足情報は、提出期限から1ヶ月以内に提出されなければならない。附属書 国がこれらを提出できない場合、Compliance Menu の中から **A 制裁**、及び **B 行動勧告** を選択し、適用する。

第2条 . 但し、これらの報告書類作成に当たっては、促進部から可能な限り技術的な援助を受けることを可能とする (**ランク C** の適用)。提出が遅れそうな国家に対しては早期に警告と報告書の作成支援を行う。

第3条 . マラケシュ合意 (FCCC/CP/2001/13/Add.3) に基づく 5 条 2 項調整項目 b~e 適格性の要件に関しては、これを削除する。代わりに累積調整値が 50% を超えた締約国は Compliance Menu に基づき **B 行動勧告** を適用する。7% を超える主要排出源が 5 年連続で 5 条 2 調整を適用された場合には、その事実を全締約国に公開し、執行部による訪問審査を受ける。その審査の結果故意・過失ありと認定された場合には、不遵守を宣言し、再度警告を行う。それでも事態が改善されない場合には、適格性の停止処分も辞さない。

第4条 .  が不遵守となっても、その国の事業者の適格性は維持する。事業者に対する承認は COP に基づく委員会が直接行う。

以上のように現行制度にある適格性の停止という処分は、事実上 **ランク A** : 制裁に近い威力を持っているので、あくまで最後の手段として使用するよう遵守委員会は心がけるべきだろう。履行確保の方式は第1章のテヘラン事件における ICJ 判例をベースとする。たとえ地球環境の保護が「諸国の共通利益」だとしても、手続き規則はこのように段階的に定める必要がある。なぜなら  の行使については、やむをえず必要があるときは、これを正面から認めるとともに、その要件及び手続きは明確に規定するのが本来の法のあり方であるからだ¹⁹⁹。

また、すでに述べたように議定書第5条の時間的適用範囲も「1回目の約束期間」(2012年)までとなっているので、Post 京都議定書に合わせて改正される(次期約束期間)。

(事業者の適格性について)

4 つ目の提案を見ても分かるとおり、本論文では、全般にわたり、国家が不遵守となったときにその影響が事業者にも及ぶことを防止しようとする制度設計を行おうとしている。その理由は事業者が自由に市場へアクセスできてはじめて排出量取引制度を軌道に乗せることができるからである。

¹⁹⁹ 塩野 前掲書 p.213

しかし、事業者の取引が継続してしまえば、「国家」としての排出量は増減し続けてしまうという懸念もあるだろう。また、現行システムでは、国が適格性を失ってもその国の国内の排出量取引制度は継続できる（国境を超えた取引が停止されるだけ）。確かに議定書の最終目標というのは、地球温暖化の防止であってビジネスの促進ではない。その点からすると安易に事業者の適格性を認めてしまえば、かえって排出量を増大させることになってしまうだろう。

だが、その一方でこの類の制度は最初にどのようにして多くの参加者を募り稼働させるか、ということが大変重要になってくる。現時点で鉄鋼会社やエネルギー、商社、銀行といった企業体は既にこの排出権獲得にむけて動き出しており、この市場が成立しうるか否か、ということを見定めている状況にある。この段階で安易に適格性を停止してしまうと、今後数十年間を見据えた国際排出権取引市場の発展が阻害されてしまうのではないだろうか。このような孵化の段階にある市場では、政府によるシグナリング、つまり市場に対する安心感を与えることで投資が促進されるケースがある。仮に不遵守国の事業者の適格性を停止するにしても、そのリスクを緩和するために、それに対する損害補填(Liability)の制度を用意する必要があるのではないだろうか。

2.1.2 数値約束に対する不遵守(の5~)

数値約束に対する不遵守（締約国の排出量が約束をオーバーしてしまった場合）には、段階的な措置を適用する。

第3章で指摘したように、本研究では、既存の京都議定書不遵守手続き(NCP)がいきなり制裁を課していく結果措置の規定には問題があると分析する。従って、NCPに関する「附属書 5(a)超過した排出量の1.3倍割り増し削減」という項目に関しては、同附属書の8に従ってその割合を1とする(単にこの項目を削除しても良い)。

その代わりに数値約束の不遵守に対しては、Compliance Menuにある「アメ」と「ムチ」から、それぞれ同程度の措置をバランスよく適用する(第二章の分析結果を反映)。なお、適用に当たっては、いきなり制裁にはいかず、1993年に締結されたNAFTAの環境協力協定²⁰⁰の手法をモデルとしつつ、独自の手法を組み入れる。

200 ** NAFTA SUPPLEMENTAL AGREEMENT **NORTH AMERICAN AGREEMENT ON ENVIRONMENTAL COOPERATION BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA, THE GOVERNMENT OF CANADA AND THE GOVERNMENT OF

Post 京都議定書不遵守手続き(数値約束に対する不遵守)

いずれかの国が削減約束を「継続的」に怠っているときには、

第1条． 他の締約国や専門家、NGO はその旨を遵守委員会に申し立てることができる。

第2条． 委員会は必要に応じて是正措置を勧告する（ランク B）。同時に審査も行う。そして促進部に対して協力を要請し、不遵守国に対して、可能な限りの助言、技術的な援助や情報を与える（ランク C）。

第3条． それでも是正されないときには執行部から警告を発し、現地査察を行う（ランク B）。全ての締約国は議定書の第 5 条 1 項に従って、温室効果ガスを扱う専門の国家機関を指定しているはずなので、遵守委員は、不遵守が解消されるまで現地に留まり、促進部と共に継続的に監視及び助言を行う（ランク C）。

第4条． この間当然、専門家 ERT が不遵守の申し立て時に行われた予備審査 机上審査、集中審査、訪問審査を完了しているので、ヒアリング（公聴会）を通じて、不遵守を宣言した国が本当に遵守を行う意思があるのか、ということ判断する。

第5条． その結果どうしても是正措置が実行されず、その違法性が阻却されないのであれば、全事実を公表し、制裁金が課される（ランク B）。プール金は GEF に使用される。

第6条． その支払いすらなされない悪質なときは、最終的には、京都議定書における恩恵享受である適格性が停止される。同時に経済制裁、貿易上の不利益制裁が発動される（ランク A）。

第7条． なお、たとえ不遵守国が議定書から脱退した後でも、促進部の適用する援助措置は継続されることになる（ランク C）

第 1 条～第 7 条を通して（ランク B）と（ランク C）ほぼ等量に配分されていることがわかれると思う。重要なことは最終的に制裁的手法（ランク A）を突きつけるとしても、そこにたどり着くまでの過程において、不遵守国にチャンスが与え続けられるということである（ランク C）。なぜなら議定書の最終的な目標は不遵守国を罰することではなく、温暖化を防止することにあるからである。そのためにも、締約国を京都レジームにとどめ続ける必要がある。しかも京都議定書の場合は温暖化のメカニズムをはじめとして、数値基準の設定を行う際にも不確実性がかなり大きな比重を占める。そのため、単純に排出量を超えた国に罰則を与えるのみでは遵守確保は困難である。複雑な手続きを軌道にのせるための

技術的支援は常に必要であろう。

また、京都議定書ではブラジル提案にあった制裁金制度は削除されてしまったが、ライン川船舶廃棄物条約、海洋生物資源利用に関する諸条約は違反者(個人)に罰金を定める。今後も Post 議定書の選択肢のひとつとして考慮することはできるだろう。

Post議定書に関しては、本研究で適用したアプローチ以外にも、様々な意見がある。削減数値約束を、各国毎に課す制度は辞めるべきだ、という主張もそのひとつだ²⁰¹。

この立場の石井孝明(2004)は、以下のように主張する。

「削減義務に拘束力を持たせるべきではない。削減目標というものを国家の努力目標として定めるべきで、各国の政策ターゲットとして自主性を高めるべきだ。遵守手続きも現在検討されているような、強制的で、罰則の要素を含むものではなく、履行を促す形に改めるべきだ。仮に、締約国が義務を履行できなかったとしても、その国に制裁を加えるべきではない。オゾン層破壊物質であるフロンガスの排出を規制したモントリオール議定書(90年)では、不遵守が生じても、履行監視委員会は「遵守計画の提出」と「履行確保の勧告」を行うだけである。京都議定書も同様の形に改正するべきだろう。」

この説にも一理はある。議定書の削減目標を強制するのはなく、なるべく facilitative な形にするべきだという流れは、これまでの環境条約における国際コントロール手法に合致している。しかし、一方でただ緩やかな措置にすれば問題が解決するという主張には現実性が無いことも事実である。WTOのように自由貿易を促進する経済的レジームとは違い、気候変動問題は、ほっておけばとり返しのつかない事態になる可能性を秘めている。特にCO₂のように経済の発展と直結している物質の排出に関して国家の自主規制は行われぬ。国家に任しているだけでは問題が解決されないからこそこうしてわざわざ複雑な国際約束を作り、全世界が足並みをそろえようという事態になったのである。従って、今後もある程度は、削減義務に拘束力を持たせる制度を併用しつつ、それ以外の制限的・制裁的でない代替手段：LRA; Less Restrictive Alternativesを模索し続けるべきだろう。

²⁰¹ 石井孝明 『京都議定書は実現できるのか』 (平凡社新書 2004) p.216-222

2.1.3 その他の提案

NCP そのものに関する改善案

不遵守となる前に早期警戒を促す手続きの明文化
義務の不履行から執行までの時間的猶予の短縮
行政手続法の類推適用
公聴会の方式を自由討論にする。
遵守委員会の公聴会を、一方的な説明 反論の演説という一方通行の forum にしない。
コントロール機関の一元化

について若干のコメントをつけたい。

行政法の類推適用は本章の 2.1 Compliance Menu のところで既に行ったがそれには理由がある。権限分配の構造をみると、国内法と京都議定書の間類似性が見られる。国内法の場合には主権が国民にあり、行政府に執行力があるものの理論上は国民が最高意思決定者である。国際社会の場合も主権は締約国にある。COP が UNFCCC 上の最高機関ではあるが、その決定を最終的に受諾するかどうかは締約国の意思次第である。同様の社会構造ならば、国内法の手続きを不遵守手続きに類推適用できる可能性はあるのではないだろうかと考えたのである。

第3節 政策提案: Long-Term Proposal (今後何十年先も見据えた提案)

3.1 新ビジネス・モデル(インセンティブを持たせる提案)

これまで各国に削減数値約束を課すターゲット・アプローチを前提に話を進めてきたが、もちろんこのアプローチ以外にも可能な手法が存在する。遵守制度を設計するに当たっては、単に NCP による規制措置のみを考えていけばよい、というわけではないのである。Jacob は次のように述べる²⁰²。

the mere existence of a strong compliance system does not ensure compliance. Compliance regimes will depend in part on the willingness of Parties to initiate procedures against other, non-complying Parties, or to entrust the right to do so to intergovernmental or non-state actors

京都議定書の「遵守」という目標を達成するためには、締約国自身に自発的に履行確保を促進してもらわなければならない。

そのための具体的な手段として、Joseph Stiglitz²⁰³は以下のような解決方法を挙げている。

WTO の貿易協定をモデルとして京都議定書に利用する、
森林破壊を防止した際にクレジット(京都ユニット)を発行する、
全世界共通の国際環境税を導入する

さすがにノーベル経済学者だけあってかなり発想力の豊かな提案が数多くあるが、どれも現実の国際政治の制約条件があって中々実現には至っていない。

本研究では第3章の第3節における議論の過程で制度の中に Empowerment や Incentive を組み込む必要があるという作業仮説にたどり着いた。この Empowerment は多義的であり、具体的には何なのか、と問われれば様々な形態が考えうる。ここでは、長期的にはある程度実現可能な以下2つの案を提示したい。

約束以上の削減を行う積極的な実施に対する支援制度 個人レベルの取り込み

²⁰² Jacob Werksman, Designing a compliance system for the UN Framework Convention on Climate Change, in *Improving compliance with International Environmental Law* (e. by J. Cameron, J. Werksman and P. Roderick), 1996, p.96

²⁰³ Post 京都議定書の枠組みに関する学会シンポジウムの中で彼はこのような提案を投げかけている。

3.2 約束以上の削減を行う積極的な実施の促進措置

以下 2 つの措置を実行する。

- ・ 積極的に削減目標以上の実施をした国には褒美を取らせる（金銭や賞品）。
- ・ 京都議定書に入らない国に対しての貿易制裁措置の実行

近年、環境条約では、議定書に定められている義務を守るだけでは、限界があるということが言われており、たとえ具体的に法的な基準が定められていたり、取るべき措置が明記されていたりしても、それらは実際に生じている汚染に対して低いレベルにとどまることが多い。国家にとって「環境」という政策の問題は他の政策課題に比べて軽視されがちであり、国内の社会的、経済的諸要因によって厳しい規制立法の合意の達成は難しいからである²⁰⁴。

従って条約規定よりも厳しい国内措置をとることを認めている条約も多い。京都議定書もそのひとつである。しかし、ただ「奨励する」という文言だけでは、中々自主的に取り組む国は少ない。

そこで、より多くの削減目標を達成した国に対しては、例えば賞金のような形でGEF基金²⁰⁵の財源からいくらか出すようにしても良いだろう。こうすることによって、数値約束を設定するターゲット・アプローチとは異なった形で削減が可能になる。単に義務的に温室効果ガスの削減を行うのではなく、他国と切磋琢磨競争して削減することで、より削減効果が高まるはずである。その資金源は後述するビジネス・モデルを活用し、そこから得た利潤を拠出しても良い。

他方で、モントリオール議定書のように、京都議定書に入らない国に対しては、貿易制裁として不利益な経済制裁を発動する。こうすることで議定書へ入らない国に対しては不利益が生じ、京都レジームの中にいる国は、利益を享受できる。

²⁰⁴ 磯崎博司 前掲書 p.254

²⁰⁵ Global Environmental Facility ; 主に途上国に対して気候変動対策の資金援助を行う基金

3.3 個人レベルの取り込み

従来の国際環境レジームでは締約国にいる個人に何かをやらせるという規定を設けるケースは少ない。しかし、最終的に誰が環境問題を解決するのかというと、我々一人一人を含めた「人間」である。このレベルに権利義務を創設してこそ始めて制度が法として機能するのではないだろうか。筆者は、個人を取り込む新しい制度として次のような形で、京都メカニズムに取り込む方法を提案したい。

- 3.3.1 個人レベルの排出枠 Deposit 制度・資産運用
- 3.3.2 個人レベルの排出権取引（Credit 化）
- 3.3.3 個人排出権市場の制度間リンク
- 3.3.4 企業・個人レベルの削減費用へのファイナンススキーム（融資）の構築

この提案では、京都ユニット²⁰⁶と京都メカニズムを他のビジネス分野に拡充していく。周知のとおり京都メカニズムというのは市場メカニズムを利用する削減方法であるが、確認しておこう。

（京都メカニズム）

京都議定書では、各国の数値目標を達成するための仕組みとして、市場原理を活用する京都メカニズム（共同実施：JI、クリーン開発メカニズム：CDM、排出量取引、吸収源活動）と呼ばれる仕組みが組み込まれている。この制度では、削減目標を国内対策だけでなく、他の国で削減したものを自国で削減したとカウントすることができる。例えば、温室効果ガス削減のために、植林活動を行う、他国の排出権を購入する、より削減コストの低い国へ資金提供や投資を行う、といったことができる。その排出削減量を自国の削減量に還元することができるのである。このメカニズムを活用することで締約国は最小のコストで温室効果ガスの削減を実現できるチャンスがある、ということになる。

²⁰⁶ 京都メカニズムの活用によって取得できるクレジットの種類。

- AAUs (Assigned Amount Units) = 先進国の「初期割当量」 = 排出枠
- CERs (Certified Emission Reductions) = CDM プロジェクトから創出されるクレジット
- ERUs (Emission Reduction Units) = JI プロジェクトから創出されるクレジット
- RMUs (Removal Units) = 先進国でのシンク（森林の吸収源）からのクレジット
- tCER / ICER (temporary CER / long-term CER) = 新規植林と再植林 CDM プロジェクトから創出されるクレジット

<p>共同実施 (JI: Joint Implementation)</p> <p>投資先進国がホスト先進国で温室効果ガス排出量を削減し、そこで得られた削減量を取引する制度。</p>
<p>クリーン開発メカニズム (CDM)</p> <p>先進国が開発途上国に技術・資金等の支援を行い温室効果ガス排出量を削減する事業を実施した結果、削減できた排出量の一定量を先進国の温室効果ガス排出量の削減分の一部に充当することができる制度。</p>
<p>排出量取引 (ET: Emissions Trading)</p> <p>温室効果ガスを削減した結果、削減できた排出量を、国連が削減量に対して ERU(クレジット)を発行する。このクレジットを、先進国間の排出枠として企業や国が売買する制度。削減努力を阻害しないように上限値が定められている。</p>
<p>吸収源活動 (シンク)</p> <p>京都議定書は第三条で、1990年以降の植林などで、CO₂を吸収した分を数値目標の達成に利用することを認め、マラケシュ合意では、新規植林だけでなく、「森林管理」、「放牧地管理」、「植生の管理」を利用することも許容された。このため、既存の森林での吸収も削減分にカウントできるようになった。</p>

この政策提案では、～ で得たクレジット = 京都ユニットを個人のレベルでも活用できるようにする。以下、具体的に説明していく。

3.3.1 個人レベルの排出枠 Deposit 制度・資産運用

Deposit制。これを京都メカニズムに導入する。ただし、導入するかどうかの決定に当たっては、リクエスト・オファー方式を採用する²⁰⁷。この制度では、締約国及び国民に身銭を切らせることによって、議定書へコミットメントする参加の度合いをより上げられる可能性がある。

Deposit とは？

デポジット (deposit) とは、「保証金」と訳され、容器やサービスを利用する際に必要なカードなどを貸借する際に支払う「預かり金」のことを指す。一般に、発行元に返却するとその支払った額が払い戻され、破損・紛失した場合には戻ってこない場合が多い。

²⁰⁷ WTOサービス交渉においては、各国が各国に自由化の要求を行い(リクエスト)、各国は応じることが可能な案件を提示し(オファー)、最終的に最恵国待遇原則の下、二国間の合意内容が全加盟国に適用される方式(リクエスト・オファー方式)を採用している。

これをメカニズムに適用する方法は極めて単純で以下ようになる。

京都議定書を批准する際に、排出権代としていくらか締約国にお金を Deposit させる。その預かり金は、締約国が削減目標を達成できなかった際には、没収してしまう。その一方で、もし削減目標を達成することができたら、投資した分利息をつけて、倍増して資金回収ができる金融システムを遵守モデルに組み込む。

以上のような制度によって、没収されたくない締約国はよりCO₂を削減しようとコミットメントを増大させることができるのではないだろうか（遵守への効果）。

（発想のベース）

もともと、このような Deposit 制度は国内のリサイクルで実際に使われている。

デポジット・リファンド・システム(Deposit Refund System)：預り金払い戻し制度と呼ばれる制度である。このシステムでは、製品本来の価格に容器の預かり金を上乗せして販売し、使用後に容器を所定の場所に戻したときに預かり金を返却する。

このデポジット制の優等生がビールビンである。消費者が購入時、一定金額（ビール瓶の場合、通常は五円）を瓶代として支払い、飲んだ後空き瓶をお酒屋さんに返却すれば、その金額（五円）が払い戻されるという仕組みがある。酒屋に行けば 1 本につき 5 円ずつ上乗せして販売されているのが、分かるだろう。

そのおかげでビン・ビールの回収率は約 99% である。回収したビンは洗浄後再利用（リユース）される。これは業界を挙げて自主的に取り組んだ成果といえる。

（議定書へ当てはめる）

この Deposit 制をただ京都議定書に当てはめただけでは問題が出てくる。このシステムでは初期投資が必要なため、アメリカなど現在議定書を批准していない国にとっては、ますますその参加が困難になってしまうだろう。途上国などタダでさえ GDP の低い国々にとっては、参加資金を集めるだけでも大きなハードルのひとつとして立ちはだかってしまう可能性がある。

諸国の共通利益である「地球環境の保全」を達成する京都議定書のようなタイプの条約では、より多くの国が条約を批准する必要がある。その設定金額によって締約国の数が左右されてしまう可能性が高いのである。

けれども、この Deposit 制は、アメリカなど議定書を離脱している国々、途上国などにとっても、ひとつの大きなビジネスチャンスになる契機を有している。なぜならある一定額の初期投資さえすれば、その後の自国の排出削減に対するコミットメント次第で、削減費用を回収できる、あるいはそれに上乗せして利潤を得られる可能性があるからだ。

このデポジット・システムにおいては、どのような金融モデルを構築するのか、ということがひとつの鍵になってくると思われる。「不遵守」となってしまった際には、Deposit した金も没収されてしまう上に、運用上のリスクもある。リスクを克服しつつ、さらにう

まみをつけるためには様々な工夫が今後も必要になってくるだろう²⁰⁸。いつの時代においても政策を実施するにあたってもっとも重要なものは「財源」である。

いかにして投資を呼び込むか、という点が課題になるといえる。せめて IRR が 5% 以上の投資案件になれば、締約国の企業もこの制度に関心を持って乗り出してくるに違いない。その際に重要なのは、やはりシグナリングになるだろう。今現在はまだ議定書の制度が 10 年後も確固たる制度として定まっているのか、という点に企業は不安を覚えている。従って、その不安を払拭する努力を常に継続しなければならない。

(資産運用)

Deposit でプールされた資金というのもただ眠らせて拠出するのではなく、民間企業を通じて運用する。具体的には以下のように、締約国からの預かり資産に応じてクラス分けする。

A クラス(GOLD)

預金(排出枠を含む)および投資信託のお預かり資産残高が合計 1,000 万 \$ 以上

B クラス(SILVER)

預金(排出枠を含む)および投資信託のお預かり資産残高が合計 500 万 \$ 以上

C クラス(COPPER)

預金(排出枠を含む)および投資信託のお預かり資産残高が合計 100 万 \$ 以上

実際には、もう少し細かい区分けをしていくのだが、上記のプログラムのような形で預金に応じて、利回りにクラス分けを設けるようにする。但し、元本われのリスクを含む金融商品もあるため、締約国や個人が自分でどこのクラスに入るか選択できるようにする。

A クラスの GOLD に加入できるようになることが、全締約国の目標であり、ここに加入しているということは、国家にとって大きなステータスになる。しかも、A クラスに加入できれば、勲章が授与される。

最終的には、プレミアム・デポジット(より大きな利回りを得るコース)に入る事、がひとつの大きなステータスとして、ブランド構築を促せるシステムにする。利回りが高い金融商品を作ることは可能だが、その際には元本われのリスクもあるので、最終的な判断は自国の議会にかけて決議を取ってもらう。

²⁰⁸ 例えば排出権と組み合わせるのもその対策のひとつだろう。今後はこの排出権という概念自体を変えていく必要がある。これを排出が可能で権利と読み替えて排出枠を割り当てるのではなく、削減すれば削減しただけクレジットが貯まっていくという制度にし、そのクレジットの取引市場を世界共通の市場として創設する。現在想定されているような排出枠を売買する市場ではなく、企業はその活動を通じて削減を達成できた分のみをクレジット換算し、削減した企業ほど特をするような制度にするべきだろう。

より強いインセンティブを持たせるために、懸賞システムを作ることでもできる。年一回の Lottery で全締約国の中から一国に京都ユニット(排出クレジット)がプレゼントされることになるのである。但し、議定書に入らないとこの便益は享受できない。

ちなみにこの京都ユニットやデポジットでプールされた分の利息というのは、個人の排出権取引市場でも活用が可能で、CO₂排出枠のトレードを行う際にも、ポイントが利用できるようにする。さらに、これらのユニットはSUICAなどのように、電子媒体のマナーにも直接利用ができるように互換性を持たせる仕組みする。国家間、のみならず、企業、そして個々人の消費者にいたるまで、自らの削減努力に応じて、利益を享受できるようにする社会システムの整備を行う。

これら京都ユニットを現金化できるようにする手もあるだろう。ポイント制でいくらまでたまったらこの商品と交換できる、といったような形で景品と同じようなシステムをとることも考えられるだろう。ここで肝心なのは、議定書のCDMやJIといった市場メカニズムを利用した仕組みを排出権取引の市場に縛り付けるのではなく、商社など企業がより投資を行いやすいように、他の様々なビジネス分野と絡めながら自由な発想でCO₂を削減していくことである。

3.3.2 個人レベルの排出権取引 (Credit 化)

(個人の取り込み)

最終的には、個人で京都ユニット(削減クレジット)を買い取ることができるようにする。株式市場にしても、参入するには、まず対価を支払い、株式を買い取るという作業が必要である。排出権取引市場に個人が参入するにも、同様の形式を取るべきだろう。

個人レベルの排出権取引というものも考えてはいるのだが、これはあくまでビジネス・モデルのひとつとして考えている。この分野ではどれだけ民間企業が迅速にビジネスを進めていたとしても、その前提となる制度が適切なものでなければ市場として成立し得ない。

ここで考える排出権市場は、決して「個人にCO₂を排出してよい上限を決める」、という類の制度ではない。もちろん自主協定として個人、もしくは企業などのセクターごとにCapをかぶせていく、という従来のやり方も選択肢の一つではある。しかし、個人レベルでそれをやるにはあまりにも行政コストがかかりすぎるだろう。一人一人がどれだけ排出したのか、ということを一いちモニタリングするためにはそれを実施に移すための技術革新が必要である。例えばPost京都議定書へ向けては、以下のような提案をしたい。

- ・ 木を一本植えたらそれを京都ユニットとしてクレジット換算できる。
(もちろん木の種類によって吸収するCO₂の量は異なるので、統一的な基準を設計するには調査が必要である)。
- ・ 環境にやさしいグリーン電力 (Renewable Energy²⁰⁹) を購入した家庭には、京都ユニットをプレゼントする。
- ・ 飛行機に乗るときに電子マネーのように、マイレージに累積CO₂の排出量が記載される。

このように、もっと様々な形でインセンティブを付与する制度がつくれないうだろうか。もちろんこれらの措置を全て締約国の裁量に任せて国内法でやる、ということも可能である。しかし、国際機関(COP)がガイドラインのような勧告手続きの形でもかまわないので推奨されるインセンティブ措置として明文の方法論を規定してやる必要がある。そうすることで各国の国内制度を後からリンク付けするときにもスムーズに行く可能性が高いからである。

3.3.3 個人排出権市場の制度間リンク

この排出権取引制度は既に EU などで進んでいるが、特に注目されるのは、EU 域外でも国内排出権取引制度と相互認証・連携していく点である。

制度間リンクのメリットとして以下のようなポイントが挙げられている。

<p>市場参加者の範囲拡大により、市場の流動性が高まること 市場が拡大することで、より低コストの削減機会を利用できること 国際競争の激しい産業にとり、各国・地域のCO₂価格が連動することにより、競争条件の公平性を確保できること</p>
--

他方デメリットとしては以下のようなポイントがある。

- ・ 制度同士が干渉しあうため、政府にとって政策の自由度が損なわれる可能性があること。

例えば現在カナダでは、国内制度で排出権価格の上限を 15 カナダドルとして、事業者が求めればその価格で政府が排出権の追加供給に応じる「安全弁」措置を導入している。

確かに制度間リンクを前提とすると、このような各国の制度設計の自由度が制限される。

²⁰⁹ 再生エネルギー源の電力：太陽電池やバイオマス、風力発電などCO₂の発生が少ないエネルギー源をもとにつくる電力

認証制度や排出量のモニタリングの制度などについて、EU 制度との整合性を要求される可能性はあるだろう。

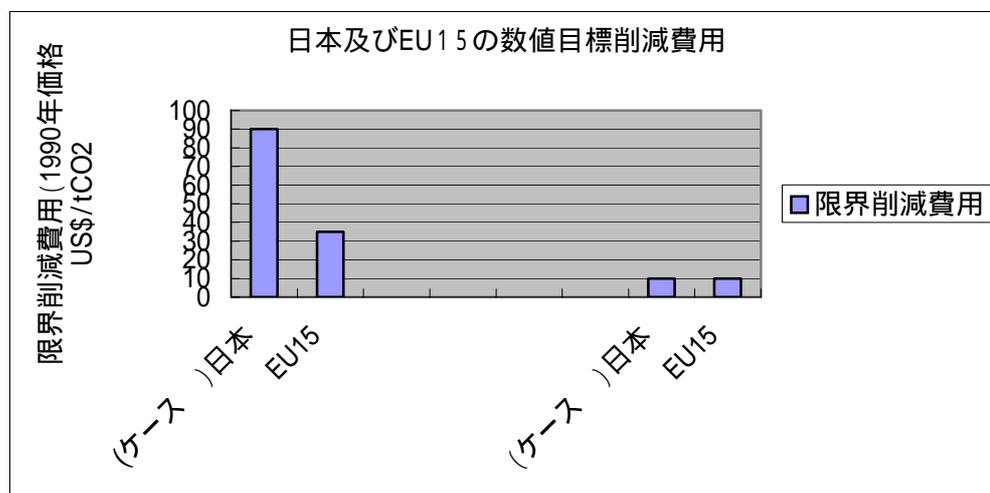
しかし、それでもなお、この排出権取引制度というのは、**無限の可能性を秘めていると考えられる**。なぜなら、この制度を国際間で接続することによって、相当程度の海外直接投資を呼び込めるからだ。ビジネスこそが今後の環境問題を占う上で、最大の鍵になってくると思われる。

これらの制度を国家のみを対象とするのではなく、いずれは、個人が参加可能な制度として、運用するべきだろう。EU,アジア、アメリカ、ロシア、といったそれぞれのブロック市場の中で発展しているこの市場はやがては、グローバルなひとつの大きな市場として、世界中の誰もが参加できる完全競争市場になっていくと考えられる。

（排出権市場を利用したときの限界削減費用は？）

以下の表は排出権取引市場を利用するときと、しないときの限界削減費用を日本と EU で比較したものである。財団法人電量中央研究所は、以下のようなシナリオで、今後日本が京都議定書の数値約束を達成するための費用をはじき出している。

図 17 日本と EU の限界削減費用（研究所のデータを下に必要な部分を筆者編集）



出典：Tangen K. et al. “Imperfect Implementation of the Kyoto Protocol”, FNI report 5/2004, Lysaker, FNI, 2004

ケース1：日本が排出権の国際取引を活用せず、国内・域内の民で対策を実施する場合の限界費用は、CO₂ 1 tあたり、90USドルとなる。これに対して、

ケース2：排出権の取引がグローバル市場の下で行われると、議定書批准国が同一条件で市場にアクセスしている場合には、国際市場からの排出権購入を含む政策により、目標を達成できる。このときの削減費用はおよそ5~15USドルとなり、これは先の国内対策の

みの費用の6分の1以下であることが分かる。

日本の排出量割り当てが90年をベースに試算すると、12億3700万tである。ここから-6%削減しなければならないので、排出量は11億6300万tに抑えなければならない。90年の時点で削減しなければならない量は、7400万tである。

単純計算すると、7400万×90\$ = 666000万\$（およそ66600000万円）。削減目標を達成するには、最低これだけの費用がかかる。2005年時点の当初の環境省の試算によると、それ以上に、目標達成に4000～7000億円必要とされていた²¹⁰。

3.3.4 企業・個人レベルの削減費用へのファイナンススキーム（融資）の構築

- ・ 先進国に対しても削減の資金援助をする。（資金源は企業）

以上見てきたように、たとえ先進国であっても、温室効果ガスの削減には費用がかかる。現行の京都議定書では、非附属書国（途上国）に対しては、気候変動の悪影響を緩和するために資金援助を受けられるシステムが組み込まれている（適応基金）。これまで温室効果ガスを多く排出してきたのは先進国であり、途上国が約束の履行をはたすには先進国からの資金が必要であるという趣旨のもとにこの制度は作られた。途上国の中には中国やメキシコといったある程度経済成長している国が含まれているものの、大多数の途上国は未だ気候変動に対して脆弱なので当然必要な制度だろう。しかし、これまで述べてきたようにCO₂を削減するには附属書国（先進国）であっても、費用がかかる。CO₂削減へ向けたバリューチェーン²¹¹を構築するためにも、先進国が融資を受けられる金融の仕組みをもっと整備する必要があるだろう。先進国への資金援助する際の資金源は民間をベースで考えている。京都メカニズムを梃子にして何か投資を呼び込める大きなビジネス・モデルを作れないだろうか。

もちろん CDM を拡充していくこともその手段の一つである。だが別にこれら京都メカニズムに縛られる必要は全く無い。トヨタをはじめとする自動車業界、世界の主要銀行トップ10、巨大多国籍鉄鋼企業などは豊富な資金を有しておりその投資先を常に探している。今後はひとつのプロジェクト・ファイナンスとして、排出権市場を魅力的な市場にくみ上げていく必要があるだろう。そのためには、京都ユニット（排出クレジット）にもっと「価値」を持たせる必要がある。

そして、LBO²¹²のように、将来の京都ユニットの資産価値を評価して、それをテコにファイナンスを実行する。ファイナンスを実行した側にとっても、実行された側にとっても、

²¹⁰ 長田高 『エネルギーレビュー』（株式会社エネルギーレビューセンター、2005.5）p.18

²¹¹ 川上から川下までビジネス環境を整えるということ。

²¹² Leveraged Buy Out：現在の資産ではなく、将来の資産価値を見込んで資金の融資を行う金融手法

借金漬けになる以上、もっと削減プロジェクトを合理化しなければならない、というインセンティブが、働くことになる。商社、銀行、政府、事業体及び、これらのコントローラーはデフォルト（債務不履行）回避するために、CO₂削減プロジェクトの成功を目指して、動き始めるはずである。

また、企業がCO₂削減へ向けて出資する際にも、単にCarbon Fund へ出資してそれで終わってしまっただけでは、持続性に欠ける。例えば、投資先として効率的な『風力発電プロジェクト』や『電気自動車の研究開発』といったように技術開発の分野に資金が流動するように制度設計ができないだろうか。バイオビジネスの分野では、商社を含めかなりの企業が投資を行っているが、こうした温暖化分野の科学技術の発展へ向けて民間資金、GEFの活用というものをもっと積極的に考えていくべきだろう。

また、今後はこの「京都ユニット」というものを他の市場に移すことを考えてみるのも良いのではないだろうか。例えばマイレージやSUICA、ルミネポイント、クレジットカードといった「ポイントを増やしていくビジネス」に京都ユニットを組み込んでいけるように制度として京都メカニズムを拡充させていくことが重要である。

結論

「Post 京都議定書ではなるべく多くの国、人、企業が自ら積極的に参加したくなるような制度設計にするべきである」この論文の冒頭でも述べたように、これが本研究の基本的なスタンスである。従ってここで述べる結論もこの原則に沿った形になる。

制裁的措置から段階的措置への転換

これまで分析してきたように、現行の京都議定書ではNCPの付属書 5 の 5 で厳しい制裁を直接不遵守国に課している点に問題がある。なぜなら制裁的な措置のみでは、誰も京都議定書に参加しようとするインセンティブが働かないからである。したがってPost京都議定書へ向けたNCPの制度設計をするにあたっては、本研究で提示したようなCompliance Menuから適切な結果措置を選ぶ仕組みにするべきだと考える²¹³。その結果措置適用する際には、締約国が自国の意思で段階的な措置を選択して履行確保を図る可能性も考慮に入れるべきだろう。その際、遵守委員会が、最終的には必ず遵守を促進させるという意図を持って厳しい措置を予定しつつも、そこにたどりつくまでの過程において促進部の行う「支援」措置をバランスよくセットで適用することが肝要である。

そしてPost 京都議定書では、第4章の最後で提示したように、積極的に「より多くの温室効果ガスの削減を達成した国には、褒美や賞金を与える」ということを考慮に入れていくべきだろう。こうすることによって、多少なりとも国家が京都議定書に参加したくなり、遵守をしようとするインセンティブが働くはずである。

また、審査の正当性・透明性を高めるためにも、引き続き現行制度のように公聴会「ヒアリング」の機会を設けるということを継続していく必要がある。それと同時に、執行部の行う審査期間自体は、短縮する必要がある。第3章で述べたように、不遵守の「宣言」から「最終決定」までの時間は可能な限り短いほうが遵守の効果が高い。したがって、このヒアリングおよび、処分の決定をいかに限られた時間の中で効率的に行っていくのか、ということが今後の課題になってくるだろう。罰則的な制度と促進的な制度の役割分担を今後のNCPの執行過程の中ではっきりさせる必要がある。

改正手続きの迅速化

また、京都議定書の改正手続きというものも、可能な限り迅速に行っていくことが望ましい。なぜならこの地球環境問題は社会情勢に応じて刻一刻と変化し続ける問題だからである。4分の3以上の賛成で改正を決議するのではなく、反対派がいなくなるまで交渉する「コンセンサス方式」に決議の方法を変える、ということを考えてみてはいかがだろうか。こうすることで改正が容易になる可能性がある。

²¹³ その前提としてとりあえず次期約束機関は Target Approach（各国に削減数値約束を割り当てる方式）を採用する。

個人レベルの人々の取り込み

現行の京都議定書には「個人」の積極的な参加を促す仕組みが無い。18世紀以来の伝統的解釈によると個人に国際法主体性は無いので、当然といえば当然ではあるが、今後はここに対する働きかけをもっと促すべきだろう。

伝統的には、国際法は国家間の法として存在し、国際法の主体は国家でしかなく、個人に法主体性を認めるものではなかった。しかし、第二次世界大戦後は国連憲章や世界人権宣言により、人権の意識が国際社会で重大なものとなり、個人の基本的人権を規定する国際法が作られるようになった。個人の国際交流が飛躍的に増大し、外国における基本的人権や経済的権利の保障が国際社会において重要な課題となってきたのである。

ただし、個人の国際法上の法主体性は国家間の合意に基づいてはじめて認められ、あくまで、個人の地位は極めて限られたものになっている²¹⁴。国際法主体性とは、国際法上の権利義務の直接の帰属者となり得る地位にあることを言う。生得的主体は国家のみであり、個人、国際組織はそもそも派生的主体に分類される²¹⁵。

現段階では、国際法で規定された個人の権利義務をどのように実施していくかは各国の国内法にゆだねられており、従って、個人の国際法主体性は、国家と同等の国際法主体として位置づけることはできない。しかし、今後100年以上のタイムスパンで地球温暖化を防止という制度というものを考えるとき、そこにはどうしても一人一人の個人の力というものがようになってくる。Post 京都議定書を長期的な視点で捉え、個人の権利義務に関する手続きの明文化をしてやることで「地球環境の保全」という諸国の共通利益を達成することが可能になるのではないだろうか。

最終的には、国際法が個人の権利義務について明確な規定を設けると同時に、それが国内法の規定を媒介することなく、直接に国際裁判所で適用される場合には、国際法が個人の権利義務を直接に創設したものとして個人の法主体性を是認することができるだろう（手続き基準説）。

例えば COP から直接個人に排出クレジット（京都ユニット）を付与する、という制度ができるとすれば、それをもって個人の国際法主体性を創設するひとつの契機となり得る（京都ユニットの損害が出れば国際“私法”裁判所のような機関を創設し、権利救済の機会を設ける）。

京都議定書は従来の国際法の解釈のみでは進化し得ない。国家や企業というものの原単

²¹⁴ 杉原高嶺 前掲書 p.25-26 個人の法主体性について学説理論は三つある。

1. 国際的手続き説, 2. 実体法基準説, 3. 手続き基準説

²¹⁵ 例えば日米通商航海条約を見ても、「個人」に関しては、権利侵害があったとしても、国内的救済手続きが完了していなければ外交的保護権は発動できない（外交的保護権行使の要件）。その意味では、個人が国際法主体性足りうるためには手続きとして、国際機関における権利（欧州人権裁判所など）、義務（ジェノサイド条約など）上の手続き、あるいは国内裁判所における権利（自動執行性のある条約）、義務（引渡しか、訴追かを定める多数国間テロ防止条約）上の手続きといったものが明文化されている必要がある、といえるだろう（国際的手続き説・実体法基準説）

位は国民、社会人、学生といった個人である。その個人が集合して社会を形成し、国家を形成し、国際社会というものを形作っている。我々ひとりひとりを含めて、いかに個人を動かすのか、ということが今後数十年の地球温暖化に対する取り組みを考えていく上でのカギになってくると思う。

本論文で最後に提示している個人レベルでの排出権取引、メカニズム参加へのデポジット制度なども個人を京都議定書に参加させる手段のひとつになるだろう。単に「環境を守らなければならない」という倫理観や、上からの強制といった押し付けではなく、環境問題に対して自らが行動を起こしたくなるようなビジネスゲームを組み込むべきである。そうすることによってもっと個人レベルで自分たちが何をしなければならないのか、ということ意識するようになるのではないだろうか。それは、単なるマネーゲームに陥ってしまう、といった次元の問題ではない。人々に環境を向上させることで「こんなにいいことがあるのですよ」というプラスの面から働きかけ、Empowerment を発生させるきっかけづくりを行っていく必要があるのだ。

もちろんこれには反対案もあるだろう。わざわざ国際システムでこのような規定を設けなくても、国内制度で投資環境を整備すれば済むことである。それを国際間で取引したいのならば後からそれぞれの制度をリンクさせればよい、と言える。

しかし、ここで重要なことは環境税や、排出量取引制度を国内法の制度でやるにしても、最終的に各国の制度をリンクさせるには、**ある程度は世界共通のスタンダード(基準)を作成する必要がある**ということである。あらかじめ国際法でその基準や手続きが明確化されていれば、各々の制度を接続する際にもトラブルが生じにくいはずである。

国家だけに任せるのではなく、地域社会、国家、世界を構成する原単位である「個人＝自分たち」一人一人が主体性を持って、なおかつ、個人の行動が世界の未来とつながっているという認識を日常生活の中で感得できる制度を作ることができれば、地球温暖化防止にむけて、今後の明るい未来を築けるはずだ。

おわりに

こうして京都議定書を分析してみると、マラケシュ合意でかなり多くの具体的内容が決まったことが良くわかる。議定書採択を先に行い後から具体的に規定を盛り込んでいくという姿勢はまさに国際法の漸進的発達の手法とえるだろう。

面白いことに行政法も京都議定書も条文単独では何の行為規範性も無い。それを運用する行政機関内部の実行と慣習が積み重なって初めて手続きが機能したのである。

確かに日本国憲法もそれが単独で存在していても何の効力も発しない。下位規範が整備されて始めて骨抜きではない規範性を持った制度として成立する²¹⁶。その意味では、Post京都議定書ををらんで未来に思いを馳せると、現行議定書の条文自体はいくつか改正・もしくは廃止がなされるものの、その根本理念は国内法で言う「憲法」のような形で残っていくのではないだろうか。COPの行う決議やIPCCのガイドラインはその「憲法」に沿った形で実体法、手続き法として整備されていくに違いない。

また、第一約束期間に関しては、1996年改訂IPCCガイドラインが使用されたが、これは、2006年度に改訂され、第二約束期間では2006改訂IPCCガイドラインが使用されることになる。この様に科学的知見の増大に伴ってその手続き規則が動的に変化していくことが京都議定書を含めた国際環境レジームの大きな特色である。

こうした柔軟な立法行為は際限の無い立法作業を許すことになり、法の不安定化を招くという批判もある²¹⁷。しかし、その一方で変動する議定書内部の立法活動は環境リスクに迅速に対処することを可能とするという学説もある²¹⁸。

確かに設立基本条約（気候変動枠組み条約）に準拠するとはいえ、国際組織の決議は具体的に生じた事案に対処する過程で、COP内に固有の法秩序が設定される。しかし、国際機構の活動の動態性ゆえに加盟国の当初の合意に基づく委任・授権の範囲を超えて、法形成がなされていくことは容認される²¹⁹。その意味ではむしろ今後のCOPやIPCCの決議というものは実質的法源として京都レジームにおいて最も重要な役割を担っていくことになることが予想される。

²¹⁶ 例えば憲法 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」などという文言は、それを実際に保障する生活保護に関する法律がなければ実効性が無い。

²¹⁷ Jacob Werksman, Designing a compliance system for the UN Framework Convention on Climate Change, in *Improving compliance with International Environmental Law* (e. by J. Cameron, J. Werksman and P. Roderick), 1996, p.102

P.H. Sands, Institution-Building to Assist Compliance with International Environmental Law: Perspectives, 56 *ZaoVR*, 1996, pp.790-791

²¹⁸ 世界法学会 臼杵知史『地球環境法における履行確保の制度 オゾン層保護議定書の「不遵守手続」を中心に』「世界法年報第 19 号」(世界法学会、1999) p.91

²¹⁹ 山本草二、『国際法(新版)』(有斐閣、1994)も国連の決議に関して同様の考え方にに基づきその機能を説明する。

謝辞

本論文を執筆するに当たって非常に多くの人に世話になった。研究室のテーマとしては例外的なテーマであるにも関わらず快く指導して下さった主査の吉田先生や審査の長谷川先生をはじめ、突然のお願いであったにもかかわらず専門の副査を引き受けて下さった亀山先生には感謝の念が絶えない。3人の先生方の力添えがなければこの論文は完成しえなかった。

学部時代から国際法の専門分野について学習する機会を与えて下さった慶應義塾大学の青木先生や、この研究科に在学中、他の多くの先生から考えるヒントや視点をいただいたことを幸運に思う。

また、常に変わらず元気付けてくれた吉田ゼミの皆をはじめ、五体満足で生んでくれた両親、研究室の仲間たちがいたからこそ今の自分があると思う。落ち込んだときには励ましあい、勉強に飽きたときには遊びに行くといったことも志を共にする友人たちのおかげで第二の青春時代を謳歌することができた。ここでできたコミュニティは生涯大切にしていきたい。

Appendix その他の国際コントロール制度

本文中には解説しきれなかった国際コントロール制度を載せておく（以下は簡略な説明）。他にもたくさんあるのだが、主要なものをピックアップしてみた。

（その他の国際コントロール）	
2.1.1	委任統治制度（国際連盟規約 22 条）
2.1.2	信託統治制度（国連憲章第 12 章）
2.1.3	国際人権 B 規約における 3 種の国際コントロール手続き（1976 年） ²²⁰
2.1.4	麻薬取締諸条約（第二あへん条約）（1925 年）
2.1.5	ILO 年報の提出、総会への報告（1946 年）
2.1.6	南極条約（1959 年）
2.1.7	長距離越境汚染禁止条約（1979 年）
2.1.8	化学兵器禁止条約 12 条：遵守を確保するための措置（1993 年）

2.1.1 委任統治制度（国際連盟規約 22 条）

2.1.1.1 定義：

委任統治制度とは、第一次大戦の結果、敗戦国の領土において、「いまだ自立し得ざる人民の福祉および発達を計る」ことを「文明の神聖なる使命」（国際連盟規約 22 条 1 項）として、特定国に施政を委任する国際連盟の制度である。領域に関する国際管理制度の先例として評価され、その履行確保のシステムは国際コントロールそのものである。

2.1.1.2 歴史と適用地域（第一次大戦後の国際コントロール）

もともと委任統治は、第一次大戦後に、敗戦国であるドイツやトルコから切り離される領土をどうするのか、という点で、米国と欧州諸国の間で対立があったことから始まる。米国側は、非併合を主張し、欧州側は割譲を主張した。その妥協案として登場したのが、「委任統治」である。かつては戦争が終われば敗戦国の領土は戦勝国で山分けというのが常識だったわけだが、「そんな野蛮なことはもう止めましょう」という主旨でスタートしたのが委任統治制度といえる。

委任地域の独立がどの程度見込まれるかで、A 式、B 式、C 式といった統治方式の種類があるのだが²²¹、その施政国による統治が「文明の神聖な使命」として、人民の福祉・発

²²⁰ () 内は批准された年

²²¹ A 式（旧トルコ領中東地域） 「文明化」が進んでおり住民のレベルも高く、自立が可能
B 式（旧ドイツ領中央アフリカ） 「文明化」が進まず住民のレベルも低く当面独立は不可能
C 式（旧ドイツ領の南西アフリカや太平洋地域） 「文明社会」から遠く離れ、住民のレベルは低く、地理的環境が悪くて人口も少なく、独立はまず不可能

達に資するものなのか、ということ常設委員会がモニタリングする必要がある。なぜなら南アフリカのアパルト・ヘイト政策のように、施政国による自分勝手な統治が行われる可能性があるからだ。

このうちA式では、受任国は独立まで援助や助言を与えるものとされ、住民には受任国とは別の国籍を与えられた。一方でB式やC式では、受任国は委任統治領を自国の構成領域の一部（というより実質的には植民地）として扱うことが認められ、住民にはいずれの国籍も与えられず（つまり無国籍者）、受任国には奴隷売買の禁止や先住民への酒や武器の販売禁止、軍事基地の建設禁止や先住民への軍事教育の禁止、信仰の自由の保障などが義務付けられた。わかりやすい言葉で言えば「文明人にはほど遠い原住民たちに酒や武器を与えず、キリスト教の福音で教化すべし」と国連で決めたということである²²²。

2.1.1.3 3NCPs (履行確保の制度)

それでは早速本稿 p.14 で設定した 3NCPs を使って分析を行ってみよう。

(1) コントローラー； 実施機関は、連盟理事会と、常設委員会という独立の委員会である（第 22 条 9 項） ²²³ 。彼らが受任国の年報の受理審査を行い、受任国に対して委任の実行に関する一切の事実について連盟理事会に意見を答申させていた。
(2) フロー：具体的な手続きに関しては、まず、受任国には毎年国連へ行政年報を提出して審査を受ける。受任国には、「その使命遂行」(規約 22 条 1 項)を保障するため、また、委任統治制度の受任国による連盟理事会への年報の提出義務(同 7 項)が課されている。
(3) パワー：結果措置。受任国が人民の福祉・発達を図っているかどうか審査するため、常設委員会による年報の受理審査、請願の受理、理事会への意見具申(同 8 項)が定められている。なお、この時点では、現地査察に関しては、受任国の反対により、確立しなかった。仮に、義務違反(不遵守)があった際には、今日の京都議定書の制度同様、理事会が勧告ということを行った可能性があった。争いはあるが、その後の国家実行を分析してみると分かるとおり、重大な違反の際には、委任統治協定自体を破棄することも可能であったと思われる ²²⁴ 。

この制度は第二次世界大戦を経て、さらに進化を遂げることになる。それが信託統治制度である。

²²² 歴史的背景は「委任統治領と信託統治領」を参照されたい。

<http://www.geocities.co.jp/SilkRoad-Lake/2917/zatsu/unsintaku.html>

²²³ その委員の過半数は非受任国国民から構成されている。田岡『国際連合憲章の研究』p.234

²²⁴ 「ナミビアにおける南アの残留状態に関する法的結果事件」ICJ 勧告的意見を参照、(*I.C.J. Reports 1971*, p.47.)

2.1.2 信託統治制度（国連憲章第 12 章）

定義：国連の信託を受けた国が、総会および信託統治理事会による監督のもとで、一定の非独立地域を統治する制度。連盟の委任統治制度を発展・継承したもの。

2.1.2.1 歴史と適用地域（第二次大戦後の国際コントロール）

信託統治制度が適用される地域は、信託統治地域または信託統治領という。信託統治地域は、以下の 3 つの類型がある。

国際連合憲章の発効時（1945 年 10 月 24 日）において、委任統治されている地域。

第二次世界大戦の結果、敗戦国から分離される地域（旧イタリア領のソマリランドのみ）

海外領土を有する国が自発的に信託統治制度に移行させた地域（実例なし）

11 地域が信託統治地域とされた²²⁵。括弧内が施政権者である（但し現在では、全て独立を果たしたため、信託統治地域は存在しない）。

委任統治領は、原則として全て信託統治領に移行したが、2 つの例外がある。

1 つは、南アフリカが受任国となっていた旧ドイツ領南西アフリカ（現在のナミビア）である。南アフリカは、信託統治への移行を拒絶し、委任統治制度も国際連盟の解散により消滅したものととして、南西アフリカを植民地として扱った。これに対して、国連総会は、1960 年に、委任統治の継続を認定した上で、その終了を決議、1968 年に国連ナミビア委員会の統治下におく旨を決議した。しかし、南アフリカは、ナミビアが 1990 年に独立するまで占領し続けた²²⁶。

もう 1 つは、イギリスが受任国となっていた旧オスマン・トルコ領パレスチナである。ユダヤ人とアラブ人に対する二枚舌外交が第二次世界大戦後に破綻し、イギリスに対するテロ攻撃が激化したため、イギリスはパレスチナの統治を断念し、これを国連に委ねた（パレスチナ問題）。このため、パレスチナは信託統治に移行せず、イギリスの委任統治の期限切れとなる 1948 年 5 月 14 日に、国連決議に従いイスラエルが建国を宣言し、第一次中東戦争が勃発した。

²²⁵西カメルーン（イギリス）

東カメルーン（フランス）

ソマリランド（イタリア）

タンガニーカ（イギリス）

西トーゴランド（イギリス）

東トーゴランド（フランス）

ルアンダ・ウルンジ（ベルギー）

西サモア（ニュージーランド）

太平洋諸島（アメリカ合衆国）

ナウル（イギリス、オーストラリア、ニュージーランド）

ニューギニア（オーストラリア）

²²⁶ 南西ナミビア事件を参照

2.1.2.2. 3NCPs

第二次大戦以降、民族自決の原則が重視される傾向にあり、植民地国の独立を促すために、国際コントロールは委任統治制度より大幅に強化されている。具体的に条約集で国際連合憲章を見てみよう。同憲章 12 章及び、13 章に以下のような規定がある。

- (1) コントローラー：総会および信託統治理事会（13 章 87 条）
- (2) フロー：質問書の作成と年次報告書提出の義務（88 条）

信託統治制度の手続きの流れは「質問書」からはじまる。以下条文を参照する。

第 88 条〔質問書の作成〕

信託統治理事会は、各信託統治地域の住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩に関する質問書を作成しなければならない。また、総会の権限内にある各信託統治地域の施政権者は、この質問書に基づいて、総会に年次報告を提出しなければならない。

信託統治理事会に、住民の政治的・経済的・社会的・教育的進歩に関する質問書が提出され、施政権者は、この質問書に基づいて、総会に年次報告書を提出しなければならない。

- (3) パワー：第 87 条〔総会と信託統治理事会の権限〕

総会及び、その権威の下に、信託統治理事会は、その任務の遂行に当たって次のことを行うことができる。

- a 施政権者の提出する報告を審議すること。
- b 請願を受理し、且つ、施政権者と協議してこれを審査すること。
- c 施政権者と協定する時期に、それぞれの信託統治地域の定期視察を行わせること。
- d 信託統治協定の条項に従って、前記の行動その他の行動をとること。

委任統治制度との違いは以下の 3 点に集約される。

監督権限の強化。施政権者に対する監督事務を行う信託統治理事会は、3 年に 1 度、各地域を視察し、住民に対する人権侵害や搾取がないか、自治・独立に向けた施政が行われているかを調査することとした。

地域住民から国連への請願制度を創設。委任統治では、住民からの請願を受理するのは受任国の役目で、国際連盟は関与しなかった。これに対し、信託統治では、住民からの請願を国連が受理することで、施政権者の不正を察知し、これをただすことが可能となった。

軍事利用の許可。委任統治では地域の軍事利用は禁止されていたが、信託統治では「戦略地区」の指定を受けることで、国際平和を目的とした軍事利用が認められる。

特に注目されるのが、**の個人レベルでの報告制度**が取られている点である。受任国に対して個人が情報を提供するのではなく、客観的な判断を行う国連に対して請願・報告のチャンスがあることになる。また委任統治制度に比べて、国連視察団による現地査察が行われている点において、より強化された制度といえる。

以上のように、国際コントロールにおいてその基点となるのは、やはり締約国の年次報告書である。年報の提出を義務化しておいて、委員会を設置し、その受理審査を行う、ということがコントロールの常套手段となる。そして定期的な査察によって勧告を実施機関が出すことになる。ソフト・ローに近い制度ともいえるだろう²²⁷。個人通報制度に関しては、京都議定書では採用されなかったが、次に説明する国際人権条約には受け継がれている。

²²⁷ ソフト・ローについては、位田隆一「ソフトローとは何か」法学論叢 117 巻 5 号・6 号(1985)

2.1.3 国際人権B規約における3種の国際コントロール手続き(1976年)

2.1.3.1 定義

国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。社会権規約と自由権規約があり、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効した。日本は1979年に批准し、その内容は日本国憲法の人権カタログの中に具現化されている。なお、社会権規約を国際人権A規約、自由権規約を国際人権B規約と呼ぶこともある。

2.1.3.2 NCP Trigger

国際人権B規約における3種の実施措置(Implementation measures)も、国際コントロールの一般理論化を促進した例としてしばしば用いられる。報告制度(40条)、国家報告制度(41条)、個人通報制度(選択議定書)の3種類の報告制度がまさにそれである。

その自由権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)においては、実際にその国で人権が守られているのか、という各締約国の「遵守の状況」をモニタリングするため、以下のような制度を組み込んでいる。

報告制度(40条) 報告制度では、条約の実施状況(その国できちんと人権が守られているか)につき締約国が、委員会に報告書を提出する義務を負っている(参照図中左の緑の矢印)。委員会は、その一般的意見を当該締約国と国連経済社会理事会に送付する。

国家報告制度(41条) 他の締約国がその違反状況を委員会に通報し、委員会が遵守していないと認めるときは、被通報国に注意を喚起し、被注意喚起国が説明義務を負っている。(参照図中右のオレンジの矢印、但し使用実績なし)

個人通報制度(選択議定書) 締約国下の個人(図のスマイル・マーク)が委員会に通報し、委員会が規約を実施していないと認めるときは、被通報国に注意喚起し、被注意喚起国は6ヶ月以内に是正措置を同委員会に通知する。

方で南極条約においては、たとえ他の締約国が不遵守国を通報したとしても、特権的地位にしなければ（すなわちCOPに入っていないければ）、その報告は無視される。こうすることによって、COPにさえ入れれば、ある程度自国の国益を追求できるため、条約へ参加するインセンティブになるのではないだろうか。

2.1.3.3 分析（適用可能性）

国際人権規約の場合には、その国で人権擁護されているか、という定性的な状態の遵守を監視することをその目的としている。遵守状況が数値などの形で客観的に見えにくいのために、このような通報制度を備えていると考えられる。では、この制度を京都議定書に当てはめてみるとすると、直接役に立つようなことはあるだろうか。議定書の場合、削減目標6%というように定量的な目標が課されている点で、直接国家や個人による通報制度に頼らなくとも、報告書を見れば、そのまま自国の遵守状況がモニタリングされることになる。従って他の締約国による通報を待つまでも無く、COPは締約国の遵守状況を知ることができる。但し、そのデータが本当に正しいものなのかどうか、という点を検証するためには、通報制度を備えておくことによって、フリーライダーを防止することにもつながるだろう。その国がどの程度自国の政策努力で目標を達成しようとしたのか、という定性的な遵守状況に関しても知ることができる。

一方で、京都議定書においては、個人に対して直接関わってく事項がほぼ無いため、個人通報制度は新たな制度作りの可能性を示唆しているのではないだろうか。

常に他の締約国のみならず、その国の国民及び海外の人間によって条約上見張られているという「監視」、「通報」の制度があれば、条約上の義務を継続しなければならない、というインセンティブが沸くことにもつながるといえる（ヒント）。しかし、これらの効果はあくまで通報制度に備わった副次的効果であるため、根本的な問題解決の方法とまでは言いがたいだろう。より京都議定書における遵守を促進するためには、やはりディスインセンティブ措置と平行して、多くのインセンティブ措置が組み込まなければならない。単なるターゲット規制や通報措置のみではPost 京都議定書に向けてより多くの国の参加を促すということには繋がらないだろう。今後アメリカや途上国を巻き込んでより多くの国に目標達成の「実施」を求めるためには、そのインセンティブ（動機付け）を制度が組み込んでいる必要があるのである。

229 国際人権B規約第四十条一項 この規約の締約国は、この規約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認めることを、この条の規定に基づいていつでも宣言することができる。この条の規定に基づく通報は、委員会の当該権限を自国について認める宣言を行った締約国による通報である場合に限り、受理しかつ検討することができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報を受理してはならない。この条の規定により受理される通報は、次の手続に従って取り扱う。

（分析）

委任統治制度を見ても分かる通り、国際コントロールの最大の特徴は、強制的な権利の剥奪などができない点である。なぜなら伝統的国際法とは、すなわち主権国家の並存する「相互主義」に基づいた法であるからだ。つまり、国際法において主権国家というのは、本来お互いに対等であり、他国は干渉すべきでないという慣習法が根強くある。そのため義務の第一義的解釈権は受範国にあり、法的拘束力のある統一的な事実認定権や義務の解釈権は COP のような国際コントロール機関には与えられていないのが通例である。

南西ナミビア事件 ICJ 勧告的意見において、その争点となったのは、「アパルト・ヘイト政策のような南アの度重なる委任状違反に対して、委員会（国際コントロール機関）が委任状を終了できるのか？」という点である。

多数意見は、監督機関と南アの関係を条約関係と捉えて、条約たる委任状の終了権限を持つと判断した。しかし、フィッツモーリス判事の反対意見によると、国連総会の権限はあくまで、「コントロール権」であって、「執行権」ではない、と述べている。なぜなら、その国際連盟規約 22 条の本質からみて、監督機関が求めることができるのは、あくまで南アに対して報告を義務付け、それを検討するに過ぎず、委任統治を強制的に終了することは権限の逸脱であると言っても過言ではないからだ。

この反対意見は、国際コントロールの本質から委任統治制度の法的効果を導出しようとしたものである評価されている²³⁰。フィッツモーリス判事の意見は、一方では伝統的国際法に基づいた国家主権への配慮ともみられる。しかしその一方では、主権国家なのだから、受範国はきちんと条約上の義務の履行を確保していることをみずから説明する責任（Accountability）を負っているということを示しているのである。ここに国際コントロールの本質があると考えられている。

²³⁰ 小寺彰 前掲書 p.199

2.1.4 麻薬取締諸条約（第二あへん会議条約および議定書（第二あへん条約）（1925年））
 戦間期における麻薬取締諸条約はすでに高度な履行確保の機能を達成していた。この条約も数量制限である点では京都議定書に似ている。ただ、実体法の内容に関しては、極めて温和的である。法令の規則制定、数量の決定は各国にゆだねられていることに見られるように、具体的な内容を特定していない。

コントローラ		常設中央委員会、 監督機関（Supervisory Body）（第5条）、 連盟事務総長
フロー		委員会に対して、定期報告、毎年の医療用、及び学術用の国内消費数量、転換数量、在庫品の保有数量の見積もり、輸出許可を要しない製剤を製造するために製造業者などが使用した薬品の数量及び製造業者の作成する報告の概要を含んだ年次統計を提出する（第2条1項、第22条）
		連盟事務総長を通じて、条約を実施するため交付される法令、規則を相互に通知すべきこと（第21条）
		監督機関による見積もりの検査、保管、説明要求権
パワー	ヘーグア ヘン条約	あへんの輸出入禁止（第一、三条） 製造禁止（第六条） 監督義務（第十条）
	第二アヘ ン条約	麻薬の利用を学術目的に限るための国内法の制定義務（第六条） 麻薬の国際取引にあたりその輸出入は許可制度とする

この中でも特に、常設中央委員会には、さらに強化された権限が与えられ、麻薬輸出入の超過国に対して、委員会は、超過国に対して、輸出を禁止することができ（第14条2項(i),(ii)）。数量表の作成によって、不履行の疑義が示された締約国に説明を要求することができ、その場合には、第2アヘン条約同様、満足のある説明のあるまで新たな輸出が当該国に対し、行われなことを勧告する権限を有している（同条3項による第二あへん条約の手続きの準用）。

その第12,13条において、麻薬の国際取引にあたり、その輸出入は「許可制度」として、必ず許可証を発給することし、第三国における通貨にも輸出許可証の謄本の提出を必要とすべきこと（第15条）規定されている。

許可制度は議定書でも応用が可能かもしれない。

締約国は、翌年中の輸入見積もり、各種麻薬の輸出入、製造、在庫品、消費量などの「数

量」を委員会に報告すべきものとした（第 21 - 23 条）

怪しい締約国に対しては、説明要求権が付与された（第 24 条 1 項）

説明が不十分又は、なされなかった際には、全締約国及び、連盟理事会の注意を喚起し、かつ、満足な状況報告があるまで、新たな輸出がお子当該国に対し行われなことを勧告する権限を有した（同条 2 項）

麻薬、という性格の国際問題がとりわけ重要視されていたこともあるが、極めて強度の権限を有する国際機関であるということが言えるだろう。

以上のように第一次大戦前にも、今日における京都議定書に類似した国際コントロール制度が看取できる。特に許可制度や権限分配された機関の三権分立化などは、多くの示唆をもたらしてくれるはずだ。

これら国家実行を含めた諸現象に対して、当時学説上も、Scelle, Kaasik, Bernathといった社会学派に属する学者たちがその理論の重要性を指摘している。この当時国際法優位の一元論と「二重機能」論に立脚していたScelleも各国国内法から切り離された客観的に存在する国際法上の義務の存在を前提として、それに対応する各国個別国家の国内法によるその受容が措定されていた²³¹。およそ 1 世紀前に既に諸国の共通利益というものが観念されていたのである。当時はそもそも国際コントロールの実例・国家実行が少なかったこともあり、彼らの学説は実証性の面で不備があると指摘されている²³²。また、例えば、国内事項として留保される領域に関して、どこまでが、「国際公役務」(service public)とされ、規則的運営から外れるのか、という点が課題として残された。

2.1.5 ILO 年報の提出、総会への報告（1946 年）

ILO 憲章の第 24 条には、条約不遵守の申し立て制度が設けられており、加盟国のいずれかの管轄権内にいる使用者または団体が国際労働事務局に申し立てることが可能となっている。その主なコントローラーは国際労働機関であり、労働事項に関する勧告及び条約案を採択することができる。その履行確保のため、年報の提出、深刻、異議という三つの方法が装備してあった。労働者団体ないしは、締約国国内の使用者ないし労働者団体は締約国が条約を完全に履行してないと認めるときには、労働事務局にこれを申告する権利を有する（第 409 条）。相当期間内に弁明書が到達せず、又は到達しても不十分認められるときには、申告書を公表することができる。（第 410 条）

異議：他の締約国による国家通報制度に似ている。事務局へ行き、その後理事会にて審議される。理事会が条約違反を認定し、その後心理委員会に付託する（第 411 条）審議委員会は、事実認定（条約違反の存否）をし、違反が存在する場合には、違反国に対してとる

²³¹ Scelle, *Précis de Droit des Gens*, I, pp.9-10

²³² Zanghi, *Controllo*, p.20.

べき措置及び、実行期限を勧告し、また、違反国が勧告を実行しない場合には、他の加盟国が違反国に加える経済制裁手段をあわせて指示する（第 414 条）

このように、ILO は極めて厳しい、貿易制裁措置を内包しており、その意味では、モントリオール議定書に匹敵する精微な諸措置を備えているといえる。

2.1.6 南極条約（1959 年）

特徴：COP（コントローラー）が強い権限を持っている。はじめから特権的な地位を持つ国しかCOPには入れない。第二次大戦以降はほとんどUNの総会を通して、遵守されているかどうか監視する権限を持っていたが、南極に関しては全くUNとは独立したシステムを保っている。

2.1.7 長距離越境汚染禁止条約（1979 年）

1980 年代に整備が進んだ欧州の酸性雨条約（長距離越境汚染禁止条約）とその議定書では、目標値を決めて削減を行う京都議定書と同じ枠組みができていた。その大半の国は削減に成功していたが、唯一ノルウェーなどは遵守ができなかった。しかし、その国際体制は崩れず、不遵守として制裁を受けなかった。

そして一方で、この数値約束と履行を通じて、欧州の政治的・社会的注目を集め、各国の政策の実施を促進する効果があったとされている。結果的には欧州全体で硫黄酸化物は減少し、条約の根本的な目標は達成されている。この例でも国際コントロールによる積極的な効果が現れているとあっていいだろう。

2.1.8 化学兵器禁止条約 12 条：遵守を確保するための措置（1993 年）

化学兵器禁止条約 12 条²³³は、不遵守の際、権利および特権の停止、チャレンジ査察制度など様々な実効的な制度が担保されており、軍縮条約史上、一つの範疇の大量破壊兵器を完全に禁止し、廃棄させるのみならず、これらの義務の遵守を確保する手段として、大き

²³³ 化学兵器禁止条約（Chemical Weapons Convention: CWC、正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」）は、サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止し、同時に、米国やロシア等が保有している化学兵器を一定期間内（原則として 10 年以内）に全廃することを定めたものである。

3 この条約の趣旨及び目的に対する重大な障害がこの条約（特に第一条の規定）によって禁止されている活動から生ずる可能性のある場合には、会議は、締約国に対して国際法に適合する集団的な措置を勧告することができる。

4 会議は、特に重大な場合には、問題（関連する情報及び判断を含む。）につき、国際連合総会及び国際連合安全保障理事会の注意を喚起する。

な意義を持っていると評価されている。

その他にも、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、児童（子ども）の権利条約など、国連の下での個別条約の採択がある。さらには、宇宙条約の軍備管理条項、核拡散防止条約をはじめとする多数国間の軍備管理条約の進展が国際コントロールの発展に寄与している。

国際法・国際環境法・国際コントロール
京都議定書（遵守関係） 完全版文献目録

一次資料

すでに誰かが本や文書として、まとめた資料ではなく、公式文書や直接、現地で人と会って、話を聞いたり、自分の目で見たりして集めた資料

条約；

気候変動枠組み条約：

**UNITED NATIONS FRAMEWORK CONVENTION ON CLIMATE CHANGE
(FCCC/INFORMAL/84 GE.05-62220 (E) 200705)**

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書：

**KYOTO PROTOCOL TO THE UNITED NATIONS FRAMEWORK
CONVENTION ON CLIMATE CHANGE**

COP 決議；

(Compliance 分野の重要決議)

マラケシュ合意

**REPORT OF THE CONFERENCE OF THE PARTIES ON ITS SEVENTH SESSION,
HELD AT MARRAKESH FROM 29 OCTOBER TO 10 NOVEMBER 2001**

FCCC/CP/2001/13 21 January 2002

FCCC/CP/2001/13/Add.1 21 January 2002

FCCC/CP/2001/13/Add.2 21 January 2002

FCCC/CP/2001/13/Add.3 21 January 2002

FCCC/CP/2001/13/Add.4 21 January 2002

Key Decisions

1. Decision 24/CP.7 Procedures and mechanism relating to compliance under the Kyoto Protocol (see FCCC/CP/2001/13/Add.3, section II)
2. Decision 8/CP.4 Preparations for COP/MOP 1

Key Documents

3. FCCC/KP/CMP/2005/2 Proposal from Saudi Arabia to amend the Kyoto Protocol. Note the secretariat.
4. FCCC/CP/2004/13/Add.3 p.12
5. FCCC/SBSTA/2003/10/Add.2

6. FCCC/CP/2001/2/Add.6 Draft decisions forwarded to COP 7 for elaboration, completion and adoption.
7. FCCC/CP/2000/5/Add.3 (Vol. IV) Report of COP 6, part I, text forwarded to COP 6 part II
8. FCCC/SBI/2000/17 Report of the JWG, Report on SBI 13 part II,
9. FCCC/SB/2000/10 Report of the JWG, Report on SBI 13 part I, Annex III
10. FCCC/SB/2000/5 Report of the JWG, Report on SBI 12, Annex III
11. FCCC/SB/2000/1 Elements of a compliance system for the Kyoto Protocol. Note by the JWG co-Chairmen
12. FCCC/SB/2000/MISC.2 Submissions from Parties
13. FCCC/SBI/1999/14 Report of the JWG, Report on SBI 11, Annex I
14. FCCC/SB/1999/7and Add.1 Elements of a compliance system and synthesis of submissions. Note by the JWG co-Chairs
15. FCCC/SB/1999/MISC.12and Add.1-2 Submissions from Parties
16. FCCC/SBI/1999/8 Report of the JWG, Report on SBI 10, Annex II
17. FCCC/SB/1999/MISC.4 and Add.1, 2, 3 Submissions from Parties

以上の Document は UNFCCC の公式 web でも参照可能

2006 年時点の URL: <http://unfccc.int/2860.php>

オゾン層の保護のためのウィーン条約：

Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書：

Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer

COP 決議；

18. Report Of The Parties To The Montreal Protocol On The Work Of Their First Meeting、
19. The First Meeting of the Ad Hoc Working Group of Legal Experts on Non-Compliance with the Montreal Protocol, U.N. Doc. UNEP/OzL.Pro.LG.1/3(1989),ANNEX
20. Report of the Second Meeting of the Parties to the Montreal Protocol, UNEP/OzL.Pro/2/3, para. Decision /5
21. Report of the Seventh Meeting of the Parties to the Montreal Protocol, UNEP/OzL.Pro/7/12, para.30

22. Report of the Ninth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol, UNEP/OzL.Pro/4/15, para.56, Decision /5
23. Report of the Tenth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol, UNEP/OzL.Pro/10/9(1998). ANNEX2, para.5
24. Report of the 10th Meeting of the Implementation committee, UNEP/OzL.Pro/ImpCom/10/4, para.31
25. Report of the 12th Meeting of the Implementation committee, UNEP/OzL.Pro/ImpCom/12/3, para.13
26. Report of the Fourteenth Meeting of the Parties to the Montreal Protocol, UNEP/OzL.Pro/ 14/9, para.133
27. Supra note 6, the tenth Meeting, ANNEX
28. the third working group, supra note13, para.23

(宇宙法)

29. Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects, Resolution 2277 by the UN General Assembly 26st Session, at http://www.jaxa.jp/jda/library/space-law/chapter_2/2-2-2-2_e.html
30. Convention on Registration of Objects Launched into Outer Space, Resolution 3235 by the UN General Assembly 29 Session, at http://www.jaxa.jp/jda/library/space-law/chapter_2/2-2-2-13_e.html
31. Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies, Resolution A/34/68 by the UN General Assembly 34th Session, at, http://www.jaxa.jp/jda/library/space-law/chapter_2/2-2-2-20_e.html

二次資料

書籍：(京都議定書関係)

1. 高村 ゆかり、亀山 康子、『地球温暖化交渉の行方 京都議定書第一約束期間後の国際制度設計を展望して』(大学図書、2005)
2. 高村 ゆかり、亀山 康子、『京都議定書の国際制度』(大学図書、2002)
3. 京都議定書研究会(環境省、IGES)、『京都議定書の解説』(2005)
4. 地球温暖化対策推進本部事務局、『京都議定書目標達成計画の全容 チーム・マイナス6%』(小学館クリエイティブ 2005)
5. 松橋隆治、『京都議定書と地球の再生』(日本放送出版協会、2002年)
6. 石井 孝明、『京都議定書は実現できるのか CO2 規制社会のゆくえ』(平凡社新書 2004)
7. 澤 昭裕、関 総一郎、『地球温暖化問題の再検証 - ポスト京都議定書の交渉にどう臨むか RIETI 経済政策レビュー 10』(東洋経済新報社、2004)
8. PHP 研究所、『京都議定書がわかる絵事典 地球の環境をまもる世界基準 数値目標から身近な取り組みまで』(PHP 研究所、2005)
9. 山本 良一、小田 克郎、『環境技術革新の最前線 CO2 はこうして削減し、京都議定書をクリアする』(日科技連出版社、2003)
10. Hermann E. Ott、『京都議定書 21世紀の国際気候政策』(シュプリンガー・フェアラーク東京、2001)
11. 松下 和夫、『地球温暖化読本 京都議定書の批准から地球市民としての取り組みまで』(海象ブックレット海象社、2002)
12. 環境省地球環境局、西岡 修三、『温室効果ガス削減技術 京都議定書の目標達成のために』(エネルギーフォーラム、2001)
13. セヴァン カリス=スズキ、『あなたが世界を変える日 12歳の少女が環境サミットで語った伝説のスピーチ』

14. 蟹江憲史、『地球環境外交と国内政策：京都議定書をめぐるオランダの外交と政策』（慶応義塾大学出版会、2001）
15. S.オーバーテュアー, H.E.オット、『京都議定書：21世紀の国際気候政策著；国際比較環境法センター, 地球環境戦略研究機関訳』（岩間徹、2001）
16. マイケル・グラブ, クリスティアン・フローレイク, ダンカン・ブラック共著；松尾直樹監訳、『京都議定書の評価と意味：歴史的国際合意への道：英国王立国際問題研究所(チャタムハウス)エネルギーと環境プログラム』（省エネルギーセンター, 2000）
17. 山形与志樹, 山田和人編著『京都議定書における吸収源プロジェクトに関する国際的動向』（環境庁国立環境研究所地球環境研究センター、2000）
18. 環境庁地球環境部編『京都議定書と私たちの挑戦：「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく第2回日本報告書』（大蔵省印刷局、1998）
19. 長田高『エネルギーレビュー』（株式会社エネルギーレビューセンター、2005.5）
20. NIES/IGES Research Project Final Report, The Future Climate Regime: Using the Scenario Planning Approach to Develop Option(e. by National Institute for Environmental Studies, Institute for Global Environmental Strategies), 2005
21. 世界気象機関と国連の科学アセスメント 科学・環境影響パネル報告要旨(2002年)
22. Core Elements for the Implementation of the Buenos Aires Plan of Action, 21 2001

(論文)

23. 高村 ゆかり「国際環境条約の遵守に対する国際コントロール モントリオール議定書の Non-compliance 手続(NCP)の法的性格」『一橋論叢』199 巻 1 号 (1998 年)
24. 世界法学会 白杵知史『地球環境法における履行確保の制度 オゾン層保護議定書の「不遵守手続」を中心に』『世界法年報第 19 号』(世界法学会、1999)

25. 村瀬信也 『国際環境レジームの法的側面 条約義務の履行確保 』 「世界法年報第19号」 (世界法学会、1999)
26. 位田隆一 『ソフトローとは何か』, 「法学論叢」 117巻5号・6号(1985)
27. 青木節子 「商用衛星運用をめぐる法規制 岐路に立つ宇宙法 」 『衛星通信研究』 97号 (2002年)
28. Jacob Werksman, Designing a compliance system for the UN Framework Convention on Climate Change, in Improving compliance with International Environmental Law (e. J. Cameron, J. Werksman and P. Roderick), 1996
29. P.H. Sands, Institution-Building to Assist Compliance with International Environmental Law: Perspectives, 56 ZaoVR, 1996
30. Markus Burgstaller, 'Theories of compliance with international law', Developments in international law ; v. 52(2005)
31. W. Bradnee Chambers ed., "Non-compliance Procedures and the Climate Change Convention", Inter-linkages-The Kyoto Protocol and the International Trade and Investment Regimes 43-67 (2001)
32. Tulane Environmental law Journal 233 " A Fine Balance : Facilitation and Enforcement in the Design of a Compliance Regime for the Kyoto Protocol", 13 (2000)
33. Report by Mr. R. Ago, Chairman of the Sub-Committee on State Responsibility, Topic: State responsibility Extract from the Yearbook of the International Law Commission:-1963 , vol. II
34. W.Lang, 'Compliance with Disarmament Obligations', 55 ZaöRV, 1995

(国際法の基礎理論)

35. 山本草二 『国際法 (新版)』(有斐閣、1994)
36. 杉原高嶺 『現代国際法講義』(有斐閣、2004)
37. 小寺彰 『パラダイム国際法』(有斐閣、2004)
38. 大沼保昭 『国際条約集 2006』(有斐閣、2006)
39. Scelle, 'Précis de droit des gens : principes et systématique' (1934)
40. 村瀬信也・奥脇直也・古川照美・田中忠 『現代国際法の指標』(有斐閣、1994年)
41. Bin Cheng, Studies in International Space Law, (Oxford University Press, 1998).

(国際環境・コントロール分野)

42. 広部和也 白杵知史 『解説国際環境条約集』(三省堂、2003)
43. 村瀬信也 「ポスト京都議定書としての新たな枠組み」澤 昭裕 関 総一郎 『地球温暖化問題の再検証 ポスト京都議定書の交渉にどう臨むか』(東洋経済新報社、2004)
44. 森田章夫 『国際コントロールの理論と実行』(東京大学出版会、2000)
45. 国際法学会 『日本と国際法の100年 開発と環境』(三省堂、2001)
46. 磯崎博司 『国際環境法 持続可能な地球社会の国際法』(信山社出版、2000)
47. 環境経済政策学会、『地球温暖化への挑戦』、磯崎博司「地球温暖化に関する国際法」(東洋経済新報社、1999)
48. 田岡良一、『国際連合憲章の研究』(有斐閣、1949)
49. J.L. Brierly, The Law of Nations, 6th ed. (Oxford : Clarendon Press ,1963)

(判例)

国際司法裁判所(ICJ)の判例集は以下のURLからダウンロード可能。<http://www.icj-cij.org/>

50. 山本草二・古川照美・松井芳郎編 『別冊ジュリスト No.156 国際法判例百選』
51. 最判昭和四六・一〇・二八民集二五巻七号一〇三七頁、行政判例百選 一二九事件
52. 小田急線高架訴訟 最高裁(大法廷)平成 17年12月07日判決 = 行政百選 [第5版] 176 [原告適格 - 都市計画事業の認可と周辺住民 / 小田急線連続立体交差化鉄道事業認可・付属街路事業認可]
53. ICJ Reports 1970, pp.34-37, 42. 第8章 「ナミビアにおける南アの残留状態に関する法的結果事件」 ICJ 勧告的意見

(国内法: 公法分野)

54. 塩野 宏 『行政法 (第四版)』(有斐閣、2005)
55. 芦部信喜 『憲法 (第三版)』(岩波書店、2002)
56. 高橋和之 『立憲主義と日本国憲法』(放送大学教育振興会、2001)
57. 佐藤幸治 『憲法 (第三版)』(青林書院、1995)

(Web)

58. 委任統治領と信託統治領;
<http://www.geocities.co.jp/SilkRoad-Lake/2917/zatsu/unsintaku.html>
59. Greenhouse Gas Inventory of Japan
<http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nir-j.html>
60. IPCC の第三次報告書及び特別報告書
<http://www.grida.no/climate>
61. 京都議定書目標達成計画の策定 -- 財 経済産業調査会、産構審。エネルギー需給展望、京都議定書を解説
<http://www.chosakai.or.jp>
62. BSI の CDM / JI 第三者審査 -- B S I (英国規格協会)のグローバルネットワークで CDM / JI 実施
<http://www.asia.bsi-global.com>
論文: 欧米のロー・レビュー集

Law review articles relating to international law:

(Kyoto Protocol, State Responsibility, other Regimes²³⁴)

American Journal of International Law

63. (Christopher C. Joyner), EDITED BY RICHARD B. BILDER, The American Society of International Law *American Journal of International Law*, 2006, 100 A.J.I.L. 248, RECENT BOOKS ON INTERNATIONAL LAW: REVIEW ESSAY: INTERNATIONAL LAW IS, AS INTERNATIONAL RELATIONS THEORY DOES?: Hathaway, Oona A., and Harold Hongju Koh (eds.). *Foundations of International Law and Politics*; Reus-Smit, Christian (ed.). *The Politics of International Law* 2006
64. The American Society of International Law *American Journal of International Law*, 2005, 99 A.J.I.L. 532, RECENT BOOKS ON INTERNATIONAL LAW: BOOKS RECEIVED 2005
65. Kal Raustiala The American Society of International Law *American Journal of International Law*, 2005, 99 A.J.I.L. 581, 26010 ,ARTICLE: FORM AND SUBSTANCE IN INTERNATIONAL AGREEMENTS, 2005
66. T. Alexander Aleinikoff The American Society of International Law *American Journal of International Law*, 2004, 98 A.J.I.L. 91, AGORA: THE UNITED STATES CONSTITUTION AND INTERNATIONAL LAW, Sovereignty, and American Constitutionalism: Reflections on the Customary International Law Debate, 2004
67. Scott Barrett, JEFFREY L. DUNOFF and EDITED BY RICHARD B. BILDER The American Society of International Law *American Journal of International Law*, 2004, 98 A.J.I.L. 224, RECENT BOOK ON INTERNATIONAL LAW: BOOK REVIEW: Environment and Statecraft: Strategies of Environmental Treaty-Making. ,2004
68. Christopher D. Stone The American Society of International Law *American*

²³⁴ Including other issues related to Kyoto Protocol

- Journal of International Law, 2004,98 A.J.I.L. 276, ARTICLE: Common but Differentiated Responsibilities in International Law, 2004
69. Steve Charnovitz The American Society of International Law American Journal of International Law,, 2004,98 A.J.I.L. 696, EDITORIAL COMMENT: USING FRAMEWORK STATUTES TO FACILITATE U.S. TREATY MAKING, 2004
 70. Sabrina Safrin The American Society of International Law American Journal of International Law, 2002, 96 A.J.I.L. 606, NOTE AND COMMENT: Treaties in Collision? The Biosafety Protocol and the World Trade Organization Agreements, 2002
 71. David A. Wirth The American Society of International Law American Journal of International Law,, 2002,96 A.J.I.L. 648,CURRENT DEVELOPMENT: The Sixth Session (Part Two) and Seventh Session of the Conference of the Parties to the Framework Convention on Climate Change, 2002
 72. Edited by Richard B. Bilder The American Society of International Law American Journal of International Law, 2002, 96 A.J.I.L. RECENT BOOKS ON INTERNATIONAL LAW: Book Reviews: The Collapse of the Kyoto Protocol and the Struggle to Slow Global Warming. David G. Victor,Oran R. Young, Dartmouth College, 2002
 73. Daniel Bodansky and John R. Crook The American Society of International Law American Journal of International Law,, 2002,96 A.J.I.L. 773,12817 ,SYMPOSIUM: THE ILC'S STATE RESPONSIBILITY ARTICLES: Introduction and Overview, 2002
 74. Richard B. Bilder By Arie Trouwborst,Sumudu Atapattu,The American Society of International Law American Journal of International Law,, 2002,96 A.J.I.L. 1016,2384 ,RECENT BOOK ON INTERNATIONAL LAW: Book Reviews: Evolution and Status of the Precautionary Principle in International Law. University of Wisconsin-Madison, Edited 2002
 75. Sean D. Murphy The American Society of International Law American Journal of

- International Law,, 2001,95 A.J.I.L. 626,21411 ,ARTICLE: Contemporary Practice of the United States Relating to International Law, 2001
76. Peter L. Lallas The American Society of International Law American Journal of International Law,, 2001,95 A.J.I.L. 692,11762 ,CURRENT DEVELOPMENT: The Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants, 2001
 77. Brownlie, Ian, and James Crawford (eds.). The American Society of International Law American Journal of International Law, 2000,94 A.J.I.L. 615,571 ,COLLECTED ESSAY: The British Year Book of International Law (Vol. 69, 1998) 2000
 78. Robin R. Churchill and Geir Ulfstein The American Society of International Law American Journal of International Law, 2000,94 A.J.I.L. 623,27580 ,ARTICLE: Autonomous Institutional Arrangements in Multilateral Environmental Agreements: A Little-Noticed Phenomenon in International Law, 2000
 79. Sean D. Murphy The American Society of International Law American Journal of International Law, 1999,93 A.J.I.L. 470,20427 ,CONTEMPORARY PRACTICE OF THE UNITED STATES RELATING TO INTERNATIONAL LAW,Edited 1999
 80. Daniel Bodansky The American Society of International Law American Journal of International Law,, 1999,93 A.J.I.L. 596,18926 ,ARTICLE: The Legitimacy of International Governance: A Coming Challenge for International Environmental Law?, 1999
 81. Edited by Richard B. Bilder The American Society of International Law American Journal of International Law,, 1999,93 A.J.I.L. 749,2662 ,BOOK REVIEW AND NOTE: The Implementation and Effectiveness of International Environmental Commitments: Theory and Practice. Edited by David G. Victor, Kal Raustiala and Eugene B. Skolnikoff,David Freestone, The World Bank, 1999
 82. Clare Breidenich, Daniel Magraw, Anne Rowley and James W. Rubin ,The

American Society of International Law American Journal of International Law, 1998,92 A.J.I.L. 315,11216 ,CURRENT DEVELOPMENT: The Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change, 1998

83. Gerhard Hafner, et al. The American Society of International Law American Journal of International Law,, 1998,92 A.J.I.L. 815,815 ,COLLECTED ESSAYS: Academie de Droit International. Recueil des cours. Collected Courses of the Hague Academy of International Law 1997 (Vol. 264),Liber Amicorum: Professor Ignaz Seidl-Hohenveldern in Honour of his 80th Birthday. 1998

(Ozone Treaty)

American University International Law Review

84. Nina E. Bafundo Washington College of Law, American University American University International Law Review,2005,21 Am. U. Int'l L. Rev. 461,11214 ,Note and Comment: Compliance with the Ozone Treaty: Weak States and the Principle of Common but Differentiated Responsibility, 2005
85. William Onzivu Washington College of Law, American University American University International Law Review,2006,21 Am. U. Int'l L. Rev. 597,32093 ,Article: International Environmental Law, the Public's Health, and Domestic Environmental Governance in Developing Countries, 2006
86. Jonathan L. Hafetz Washington College of Law, American University American University International Law Review,2000,15 Am. U. Int'l L. Rev. 583,20085 ,ARTICLE: Fostering Protection of the Marine Environment and Economic Development: Article 121(3) of the Third Law of the Sea Convention, 2000

(Sustainable Development)

Denver Journal of International Law and Policy

87. Patricia Nelson Denver Journal of International Law and Policy Denver Journal of International Law and Policy, Fall, 2004, 32 Denv. J. Int'l L. & Pol'y 615, 24262 ,ARTICLE: An African Dimension to the Clean Development Mechanism: Finding a Path to Sustainable Development in the Energy Sector, 2004
88. David VanderZwaag, Rob Huebert, Stacey Ferrara ,Denver Journal of International Law and Policy Denver Journal of International Law and Policy, Spring, 2002, 30 Denv. J. Int'l L. & Pol'y 131, 20590 ,ARTICLE: THE ARCTIC ENVIRONMENTAL PROTECTION STRATEGY, ARCTIC COUNCIL AND MULTILATERAL ENVIRONMENTAL INITIATIVES: Tinkering while the Arctic Marine Environment Totters+, 2002
89. Ronald Bruce St John Denver Journal of International Law and Policy Denver Journal of International Law and Policy, Spring, 2002, 30 Denv. J. Int'l L. & Pol'y 239, 2204 ,BOOK REVIEW: ENVIRONMENTAL LAW Environmental Law, the Economy, and Sustainable Development: The United States, the European Union and the International Community, edited by Richard L. Revesz, Philippe Sand, and Richard B. Stewart., David G. Victor; The Collapse of the Kyoto Protocol and the Struggle to Slow Global Warming. Ronie Garcia-Johnson; Exporting Environmentalism: U. S. Multinational Chemical Corporations in Brazil and Mexico. Cambridge and London:, Reviewed 2002
90. George (Rock) Pring Denver Journal of International Law and Policy Denver Journal of International Law and Policy, 2002, 30 Denv. J. Int'l L. & Pol'y 410, 6597 ,ARTICLE: THE 2002 JOHANNESBURG WORLD SUMMIT ON SUSTAINABLE DEVELOPMENT: International Environmental Law Collides With Reality, Turning Jo'Burg Into "Joke'Burg", , 2002

(Climate Change)

Georgetown International Environmental Law Review

91. KAREN N. SCOTT, *Georgetown International Environmental Law Review*
Georgetown International Environmental Law Review,2005,18 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 57,30730 ,ARTICLE: The Day After Tomorrow: Ocean CO2 Sequestration and the Future of Climate Change, 2005
92. MINDY G. NIGOFF, *Georgetown International Environmental Law Review*
Georgetown International Environmental Law Review, 2006,18 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 249,15137 ,ARTICLE: The Clean Development Mechanism: Does the Current Structure Facilitate Kyoto Protocol Compliance?, 2006
93. JASON R. WIENER, *Georgetown International Environmental Law Review*
Georgetown International Environmental Law Review, 2006,18 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 277,13661 ,ARTICLE: Sharing Potential and the Potential for Sharing: Open Source Licensing as a Legal and Economic Modality for the Dissemination of Renewable Energy Technology, 2006
94. RICHARD SKEEN, *Georgetown International Environmental Law Review*
Georgetown International Environmental Law Review,Fall, 2004,17 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 161,24979 ,NOTE: Will the WTO Turn Green? The Implications of Injecting Environmental Issues Into the Multilateral Trading System, 2004
95. ELIZABETH E. HANCOCK *Georgetown International Environmental Law Review*
Georgetown International Environmental Law Review, 2005,17 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 233,10844 ,NOTE: Red Dawn, Blue Thunder, Purple Rain: Corporate Risk of Liability for Global Climate Change and the SEC Disclosure Dilemma, 2005
96. NATHANIEL GARRETT ,*Georgetown International Environmental Law Review*
Georgetown International Environmental Law Review,Spring, 2005,17 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 517,26860 ,NOTE: "Life is the Risk We Cannot Refuse:" A Precautionary Approach to the Toxic Risks We Can 2005

97. ALHAJI B.M. MARONG, *Georgetown International Environmental Law Review* *Georgetown International Environmental Law Review*, Fall, 2003, 16 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 21, 30615 ,ARTICLE: From Rio to Johannesburg: Reflections on the Role of International Legal Norms in Sustainable Development, , 2003
98. TODD B. ADAMS. *Georgetown International Environmental Law Review* *Georgetown International Environmental Law Review*, Fall, 2003, 16 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 77, 19403 ,ARTICLE: Is there a Legal Future for Sustainable Development in Global Warming? Justice, Economics, and Protecting the Environment, 2003
99. TIMOTHY J.V. WALSH *Georgetown International Environmental Law Review* *Georgetown International Environmental Law Review*, Fall, 2003, 16 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 147, 16010 ,NOTE: Turning Our Backs: Kyoto's Mistaken Nuclear Exclusion, 2003

(Including Compliance Regime Issue)

100. TEALL CROSSEN, *Georgetown International Environmental Law Review* *Georgetown International Environmental Law Review*, Spring, 2004, 16 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 473, 15973 ,ARTICLE: Multilateral Environmental Agreements and the Compliance Continuum, 2004
101. W. BRADNEE CHAMBERS *Georgetown International Environmental Law Review* *Georgetown International Environmental Law Review*, Spring, 2004, 16 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 501, 17629 ,ARTICLE: Towards an Improved Understanding of Legal Effectiveness of International Environmental Treaties, , 2004
102. ROSEMARY LYSTER *Georgetown International Environmental Law Review* *Georgetown International Environmental Law Review*, 2004, 16 *Geo. Int'l Env'tl. L. Rev.* 561, 15283 ,ARTICLE: Common but Differentiated? Australia's Response to Global Climate Change, 2004
103. JOLENE LIN SHUWEN, *Georgetown International Environmental Law Review*

- Georgetown International Environmental Law Review, 2004,16 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 617,19742 ,ARTICLE: Assessing the Dragon's Choice: the Use of Market-Based Instruments in Chinese Environmental Policy, 2004
104. KRISTEN HITE, Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, 2004,16 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 763,18776 ,NOTE: Back to the Basics: Improved Property Rights can Help Save Ecuador's Rainforests, 2004
105. Sangmin Shim Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,2003,15 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 203,21907 ,GRADUATE NOTE: Korea's Leading Role in Joining the Kyoto Protocol with the Flexibility Mechanisms as "Side-Payments", 2003
106. Robert J. Girouard Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,2003,15 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 247,22826 ,NOTE: Water Export Restrictions: A Case Study of WTO Dispute Settlement Strategies and Outcomes, , 2003
107. Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,2003,15 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 359,3035 ,INTERVIEW: A Perspective on Sustainable Development After Johannesburg on the Fifteenth Anniversary of Our Common Future: An Interview with Gro Harlem Brundtland,HANS CHRISTIAN BUGGE AND LAWRENCE WATERS 2003
108. SIKINA JINNAH, Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, 2003,15 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 709,26726 ,NOTE: Emissions Trading Under the Kyoto Protocol: NAFTA and WTO Concerns, 2003
109. DIONYSIA-THEODORA AVGERINOPOULOU Georgetown International

Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, 2003,15 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 887,3128 ,SYMPOSIUM: THE ROAD FROM JOHANNESBURG : A Roadmap to the Era of Global Environmental Wisdom: A Review of "Global Environmental Governance, Options and Opportunities", 2003

110. Kuei-Jung Ni Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,Fall, 2001,14 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 1,17934 ,ARTICLE: Contemporary Prospects for the Application of Principle 12 of the Rio Declaration, 2001
111. Lawrence Watters, Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,Fall, 2001,14 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 161,8947 ,BOOK REVIEW: Understanding the Framework: Convergence and Environmental Law in an International and Comparative Context. A Book Review--Protecting Our Environment: German Perspectives on a Global Challenge, 2001
112. Michael Pickles Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,2002,14 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 577,9934 ,NOTE: Implementing Ecologically Sustainable Development in China: The Example of Heilongjiang Province, 2002
113. Jodie Hierlmeier Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, 2002,14 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 767,21693 ,NOTE: Unep: Retrospect and Prospect - Options for Reforming the Global Environmental Governance Regime, 2002
114. William C.G. Burns Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,2001,13 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 335,11198 ,ARTICLE: From the Harpoon to the Heat: Climate Change and the International Whaling Commission in the 21st Century, 2001
115. Brett Frischmann Georgetown International Environmental Law Review

- Georgetown International Environmental Law Review,2001,13 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 463,18692 ,ARTICLE: Using the Multi-Layered Nature of International Emissions Trading and of International-Domestic Legal Systems to Escape a Multi-State Compliance Dilemma, 2001
116. Cyril Kormos, Brett Grosko, and Russell A. Mittermeier ,Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, Spring, 2001,13 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 661,16901 ,ARTICLE: U.S. Participation in International Environmental Law and Policy, 2001
117. Adriana Lieders Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, Spring, 2001,13 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 781,11473 ,NOTE: A New Chapter in Brazil's Oil Industry: Opening the Market While Protecting the Environment, 2001
118. Jose-Roberto Perez-Salom Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, 2001,13 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 801,16126 ,ARTICLE: Sustainable Tourism: Emerging Global and Regional Regulation, 2001
119. William L. Thomas Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, 2001,13 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 899,16142 ,ARTICLE: The Green Nexus: Financiers and Sustainable Development, 2001
120. Karen McMillan Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, 2001,13 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 983,16980 ,NOTE: Strengthening the International Legal Framework for Nuclear Energy, 2001
121. Christina M. Carroll Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, Fall, 1999,12 Geo. Int'l Envtl. L. Rev. 269,21164 ,NOTE: Past and Future Legal Framework of the Nile River Basin, 1999

122. Ling Zhong Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,2000,12 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 493,19148 ,NOTE: Nuclear Energy: China's Approach Towards Addressing Global Warming, 2000
123. Steve Charnovitz Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,2000,12 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 523,10522 ,CURRENT DEVELOPMENT: World Trade and the Environment: A Review of the New WTO Report, 2000
124. Nathalie Chalifour Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,2000,12 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 575,22658 ,ARTICLE: Global Trade Rules and the World's Forests: Taking Stock of the World Trade Organization's Implications for Forests 2000
125. John Wickham, Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,2000,12 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 617,16732 ,ARTICLE: Toward a Green Multilateral Investment Framework: NAFTA and the Search for Models, 2000
126. Gaetan Verhoosel Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,Fall, 1998,11 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 49,13750 ,ARTICLE: Beyond the Unsustainable Rhetoric of Sustainable Development: Transferring Environmentally Sound Technologies, 1998
127. Sean Michael Neal Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review,Fall, 1998,11 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 163,9318 ,NOTE: Bringing Developing Nations on Board the Climate Change Protocol: Using Debt-for-Nature Swaps to Implement the Clean Development Mechanism, 1998
128. Giant,Deborah E. Cooper Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, 1999,11 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 401,23329 ,NOTE: The Kyoto Protocol and China: Global Warming's Sleeping, 1999
129. Glenn M. Wisner Georgetown International Environmental Law Review

Georgetown International Environmental Law Review, Spring, 1999, 11 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 531, 33480, ARTICLE: The Clean Development Mechanism Versus The World Trade Organization: Can Free-Market Greenhouse Gas Emissions Abatement Survive Free Trade?, 1999

130. Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, Spring, 1999, 11 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 767, 18591, 1999 SYMPOSIUM: An Assessment of the Kyoto Protocol Transcript from Panel Discussion 15, 1999

131. CHARLES E. DI LEVA Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, 1998, 10 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 501, 27994, 1998 FOCUS ISSUE: ARTICLE: International Environmental Law and Development, 1998

(Compliance mechanism and the Kyoto Protocol)

International Law Review Articles, Combined:

132. BRIAN EVANS The Alberta Law Review Alberta Law Review, 2004, 42 Alberta L. Rev. 167, 23588, ARTICLE: PETROLEUM LAW EDITION: Principles of Kyoto and Emissions Trading Systems: A Primer for Energy Lawyers, 2004

133. Anita M. Halvorssen Colorado Journal of Int'l Env'tl Law and Policy Colorado Journal of International Environmental Law and Policy, Spring, 2005, 16 COLO. J. INT'L ENVTL. L. & POL'Y 353, 12384, PAPERS PRESENTED: 2004 ILSA FALL CONFERENCE, OCT. 21-23, 2004 UNIVERSITY OF COLORADO SCHOOL OF LAW: PANEL: SUSTAINABLE DEVELOPMENT AND SMART ENERGY: THE KYOTO PROTOCOL AND DEVELOPING COUNTRIES - THE CLEAN DEVELOPMENT MECHANISM, 2005

134. MINDY G. NIGOFF Georgetown International Environmental Law Review Georgetown

International Environmental Law Review, 2006,18 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 249,15137 ,ARTICLE: The Clean Development Mechanism: Does the Current Structure Facilitate Kyoto Protocol Compliance?, 2006

135. TEALL CROSSEN Georgetown International Environmental Law Review Georgetown International Environmental Law Review, Spring, 2004,16 Geo. Int'l Env'tl. L. Rev. 473,15973 ,ARTICLE: Multilateral Environmental Agreements and the Compliance Continuum, 2004

136. William C. Bradford North Carolina Journal of International Law & Commercial Regulation Inc. North Carolina Journal of International Law & Commercial Regulation, 2004,30 N.C.J. Int'l L. & Com. Reg. 379,18750 ,ESSAY: International Legal Compliance: An Annotated Bibliography, 2004

137. Stephen Tully n1 American University/Sustainable Development Law & Policy Sustainable Development Law & Policy, Spring, 2005,5 Sustainable Dev. L. & Pol'y 14,19991 ,IN THIS ISSUE: BUSINESS RESPONSES TO CLIMATE CHANGE: Commercial Contributions to the Climate Change Regime: Who's Regulating Whom?, 2005

138. Michael Ilg Tulane Environmental Law Journal Tulane Environmental Law Journal, 2004,18 Tul. Env'tl. L.J. 59,16072 ,ARTICLE: Environmental Harm and Dilemmas of Self-Interest: Does International Law Exhibit Collective Learning?, 2004

139. Gary C. Bryner Tulane Environmental Law Journal Tulane Environmental Law Journal, 2004,17 Tul. Env'tl. L.J. 267,19767 ,ARTICLE: Carbon Markets: Reducing Greenhouse Gas Emissions Through Emissions Trading, 2004

140. Jutta Brunnee Tulane Environmental Law Journal Tulane Environmental Law Journal, 2000,13 Tul. Env'tl. L.J. 223,19164 ,A Fine Balance: Facilitation and Enforcement in the Design of a Compliance Regime for the Kyoto Protocol, 2000

American Journal of International Law

141. Brownlie, Ian, and James Crawford The American Society of International Law American Journal of International Law,, 2000,94 A.J.I.L. 615,571 ,COLLECTED ESSAY: (eds.). The British Year Book of International Law (Vol. 69, 1998) 2000

142. Clare Breidenich, Daniel Magraw, Anne Rowley and James W. Rubin The American Society

of International Law American Journal of International Law, 1998,92 A.J.I.L. 315,11216 ,CURRENT DEVELOPMENT: The Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change, 1998

The International Lawyer

143. John Barlow Weiner, Gilbert Bankobeza, Kitty Block, Amy Fraenkel, Teresa Hobgood, Alice Mattice, David W. Wagner American Bar Association, The International Lawyer, 2003,37 Int'l Law. 575,6978 ,INTERNATIONAL LEGAL DEVELOPMENTS IN REVIEW: 2002: PUBLIC INTERNATIONAL LAW: Environmental Law, 2003

144. Gilbert M. Bankobeza, Susan Biniaz, Clare Breidenich, Melanne Andromedea Civic, Gabriel E. Eckstein, David Favre, Paul E. Hagen, Teresa Hobgood, Karissa Taylor Kovner, Gregory F. Maggio, Howard Mann, Darlene A. Pearson, Margaret F. Spring, Katherine E. Mills, David W. Wagner, and John Barlow Weiner American Bar Association, ,The International Lawyer, 2001,35 Int'l Law. 659,31423 ,INTERNATIONAL LEGAL DEVELOPMENTS IN REVIEW: 2000,PUBLIC INTERNATIONAL LAW: Environmental Law, 2001

145. Sabrina Safrin, David Favre, Madeleine B. Kadas, Gilbert Bankobeza, Jim Willis, Michael P. Walls, David Markell, Howard Mann, Gregory F. Maggio, John B. Weiner, Margaret F. Spring, Catherine Wannamaker, and Margaret Demers American Bar Association, 2000,The International Lawyer, ,34 Int'l Law. 707,24285 ,INTERNATIONAL LEGAL DEVELOPMENTS IN REVIEW: 1999: PUBLIC INTERNATIONAL LAW,Environmental Law, 2000